

14-226



1200701592249

14

226



始



エ T 32

14
226

哲學館第1學年度
高等教育學科講義錄

日本歴史

松本俊重

日本歴史

日本歷史目次

日本歷史目次

緒言

..... 一

上編 上古史

制度

..... 五

文學

..... 二六

工藝

..... 三〇

風俗

..... 三三

中篇 中古史

制度

..... 三九

文學

..... 八五

工藝

..... 一〇九

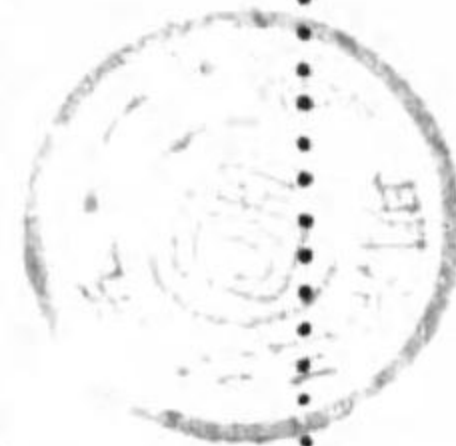
風俗

..... 一一七

下篇 近古史

制度

..... 一二四

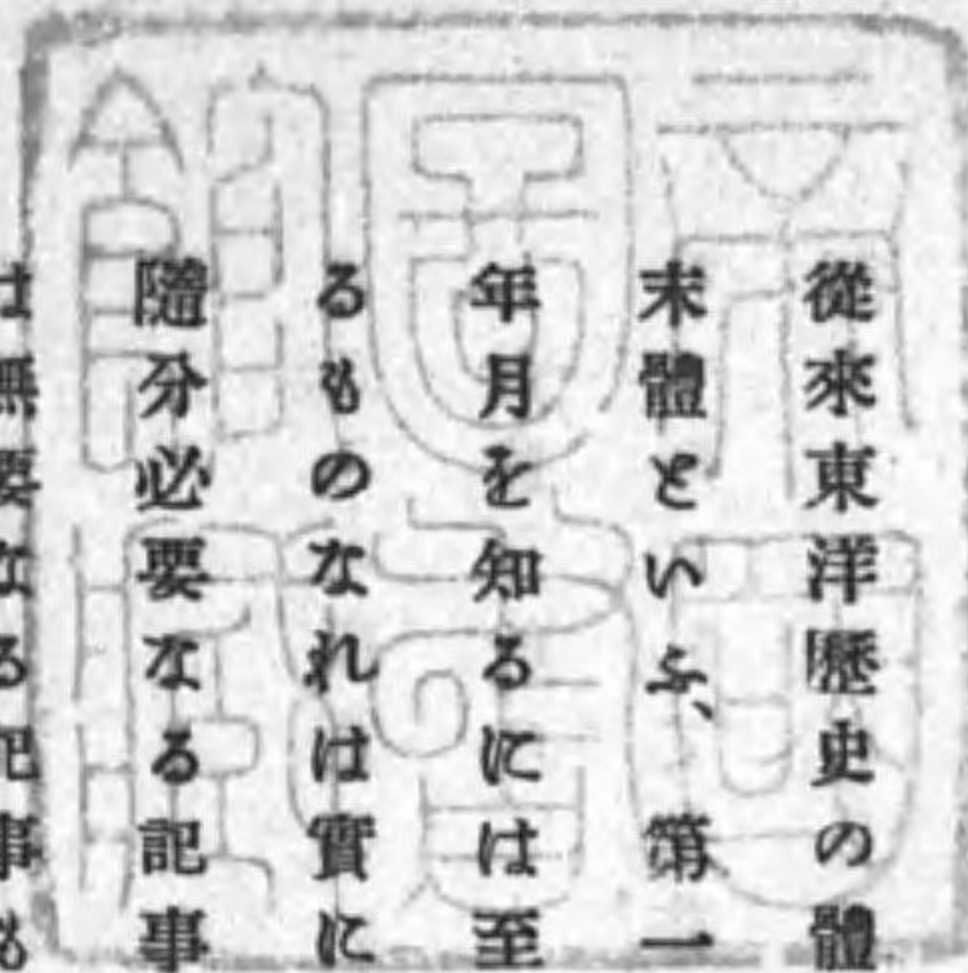


日本歴史目次終

日本歴史

講師 松本愛重 講義

緒言



從來東洋歴史の體に三あり、一を編年體といひ、二を紀傳體といひ、三を紀事本末體といふ、第一編年體とは年代を追ひ月日に従ひて記述する者にて其の年月を知るには至極便利なれども種々様々の異類別事をも一處に羅列したるものなれば實に紛々擾々として繁雜極りなきものなり吾が六國史の如き隨分必要なる記事あれども皆編年體なるを以て異類一處に百出し其の間には無要なる記事も多く前後隔絶して其の要領を得るに甚だ困難なるものなり、第二紀傳體とは本紀列傳等を建てその人物の言行動作等を記述するものにて一個人の傳記としては必要なる編體なりといへども歴史上最も必要とする社會の顯象を描出し時勢の變遷國家の盛衰等にかゝる社會全體のありさまを明らかにする事は逆も望なきなり最も紀傳體には志類と稱するも

の附随してその事柄を明らかにすれども猶ほ全體の形勢を知るには甚た不便なるものなり(史記漢書を始め水戸の大日本史の如き即ちこの體なり) 第三紀事本末體とは一事件の起原、終結等を明らかにするを以て目的とし事柄によりて類聚したるものなれば其の事に關係なきものは一切省きて記さざるなり(吾國には水戸の青山氏の國史紀事本末あり近世學校教科書にて此の體を用ゐたるもの多し)斯の如く其の體裁各々異なりといへども其の記するところの事實にいたりては概ね帝王將軍等の起居、戰鬪、攻伐等の事柄を主とし社會全般のありさまにいたりては措て問はざるが如し是れ時勢の然らしむる所にして是非もなき次第なれども今日の歴史は決して如此一方にのみ偏すべきにあらざれば成るべく社會一般のありさまを研究すべきなり

スベンサー氏の教育論中歴史のことに論及して曰はく「舊來世間に行はるゝ歴史を見るに眞の歴史と稱すべきものなし歴史家の眞の價値ある事實を探れるは實に近世に生まれり昔時にありては百般のこと皆帝王の權に歸し人民の如きはあれどもなきが如きありさまにて當時の歴史は唯々王家の事のみを記し一國人民の狀態はすべて曖昧に附しさりぬ然れども今日は人君一身の幸福のみならず社會の安寧をも貴重するに至れるを以て歴史家もまた漸く社會の現象にひろく注意する事とはなりにけり凡そ我輩の知らざるべからざる事は社會成立の由來なり我輩は一國の成長せし所以の理を明知する資料に供すべき幾個の事實を悉く知らんとを要するなり是等の事蹟を更上に列記するにあたり歴史家は政府の事蹟を載するは固より然るべき事なれども政務を管理する人の一身に關する瑣屑の行狀の如きは勉めて省察すべきなり然れども政府の結構、主趣、慣習、弊風等の諸件に至りてはまた勉めて詳記すべきなり尙ほたま中央政府の舉措のみならず地方政廳のありさまの類は細大漏らすことなかれ此の外何事によらず社會を組成せる顯象と認むべきものは必らず彼此の關係等を詳記すべきなり實に歴史は一國社會を組織する諸科の要素を集合體として其の進化來歴の理を叙し其の因果の關係を明らかにすべきものなりと是れ實に今日歴史を研究せんとするものゝ當に配應すべき言といふべし

みを記し一國人民の狀態はすべて曖昧に附しさりぬ然れども今日は人君一身の幸福のみならず社會の安寧をも貴重するに至れるを以て歴史家もまた漸く社會の現象にひろく注意する事とはなりにけり凡そ我輩の知らざるべからざる事は社會成立の由來なり我輩は一國の成長せし所以の理を明知する資料に供すべき幾個の事實を悉く知らんとを要するなり是等の事蹟を更上に列記するにあたり歴史家は政府の事蹟を載するは固より然るべき事なれども政務を管理する人の一身に關する瑣屑の行狀の如きは勉めて省察すべきなり然れども政府の結構、主趣、慣習、弊風等の諸件に至りてはまた勉めて詳記すべきなり尙ほたま中央政府の舉措のみならず地方政廳のありさまの類は細大漏らすことなかれ此の外何事によらず社會を組成せる顯象と認むべきものは必らず彼此の關係等を詳記すべきなり實に歴史は一國社會を組織する諸科の要素を集合體として其の進化來歴の理を叙し其の因果の關係を明らかにすべきものなりと是れ實に今日歴史を研究せんとするものゝ當に配應すべき言といふべし

今や文運の隆盛にあひ本邦歴史研究の必要を説くもの尠からずといへども日尙淺くして史學の研究甚た不充分なれば未だ完然なる歴史の編成を見ず適、文明史やうの者なきにあらずといへども概ね中小學校の教科書として編述せられたるものなれば政治、風俗、文學、工藝等のありさまを詳述するにいたらず依て本科に於ては専ら本邦制度の沿革、風俗の變遷等を主とし傍ら文學、工藝上のありさまをも講述せんとす今假りに上中下の三篇に區別し上篇には神武天皇の即位紀元より第三十五代皇極天皇の四年蘇我氏の滅亡に至るまで凡そ一千三百〇五年間の大概を記し中篇には第三十六代孝德天皇の大化二年より起り第八十一代安徳天皇の壽永四年平氏滅亡にいたるまで凡そ五百四十一年間の大概を記し下篇には第八十二代後鳥羽天皇の文治二年源頼朝の幕府を開きしより起り第二百二十代孝明天皇の慶應三年徳川氏大政返上に至るまで凡そ六百八十二年間の大概を記す但し神武天皇以前即ち神代の事跡は別に大古の神傳として講述すべきものなればこれを省く

上篇 上古史

神武天皇より皇極天皇まで之を上古と稱して中古と區別せしは政治の大概體同しからざるによる、即ち君主上にありて全國を統治し貴族豪農各自に土地を所領し部民を率ゐてその職掌を世襲し以て朝廷に臣事すそのありさま殆んど支那封建の制に似たればなり

制度

本邦上古の制度中皇位繼承に關する事を以て第一とす吾皇位は太古天祖天照大神の定め給ひし御法にして天祖の子孫世々相繼承するを以て典例とす故に古語に皇位を稱して天津日嗣の高御座と云ひ或は天津日嗣の御位ともいへり初め天孫降臨の時天祖勅して豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は吾子孫の王となるべき地なり爾皇孫就て治しめせ寶祚の隆えまさむことは天壤と共に窮めなかるべしと詔玉へり爾來一系連綿として今日に至るまでかはり給ふ事なし實に吾建國の基礎既にこの時に定まれりといふべし

如斯く皇統は万世一系にして嫡流の太子之を繼承し給ふを以て法とす古語に太

子を稱して日嗣の御子といへるも即ちこの故なり但し上古に於ては太子を數人定めをきその中に就て最も適當なるもの天位を繼承するの例なりき古事記によれば景行天皇の皇子八十王ましませりその内若帶日子命(成務)倭建命五百木入日子命三王は太子の名を負ひ給ひきといふか如き即ち是なり

次に天位を繼承するものは必らず三種の神器を授受するを以て法とす三種の神器とは天孫降臨の時天祖の御親ら授け給ひしものにして八咫鏡天叢雲劍八咫瓊曲玉是なり此の時天祖天孫に詔して曰はく吾見この鏡を視まさむ事將に吾を視るが如くすべし又殿を同くして齋き奉つれと瓊々杵尊より以來歷朝の天皇皆之を傳承して以て今に至れり是れ我天皇傳國の神璽にして皇統と共に天壤無窮なるものなり

八咫鏡は天照大神岩戸に隠らせ給ひし時石凝姥命に科せて作らしめたるものなり天祖の詔によりて瓊々杵尊以來宮中に齋き奉給ひしが崇神天皇の朝宮中を出して倭の笠縫邑に祭り給ひ垂仁天皇の朝皇女倭姫命之を奉し遂に伊勢度會郡に移し齋宮を建て、祀り給ふ今の太神宮即ち是なり又崇神天皇は更らに

護身の器として鏡劍を模造し玉と共に宮中に奉祭せり是れ即ち賢所なり

天叢雲劍アマノムラサキまた草薙劍クサナギともいふ是は素盞鳴尊が出雲國に於て八岐大蛇を斬りて獲たまひしを後に天照太神に奉り太神更らに瓊々杵尊に授け給ひしものなり、これも崇神天皇の朝御鏡と共に宮中を出て伊勢國度會郡に在しを景行天皇の朝日本武尊東夷征伐の時此の劍を奉して駿河國に到れるに賊軍にあひ此の劍の徳によりて危難を遁れ玉ふ是よりして草薙劍と稱す後尾張國なる熱田に齋ひ奉る今の熱田神宮即ち是なりまた崇神天皇の時模造せられし御劍は世々宮中にありて御鏡と共に奉祀せられしが壽永の大亂に平氏海底に失なひ奉れり爾來清涼殿なる畫御座の御劍を以て寶劍に充てたまへりき

八咫瓊曲玉は御鏡と同じく天照太神岩屋に隠らせ給ひし時天明玉命の制れるものなり是は崇神天皇の朝にも改め作り給はず常に至尊の御守として宮中に安置し度々の延焼にも罹らす壽永の大亂にも失せさりしなり

我邦の政體は古代より所謂君主專制ともいふべきありさまにて天皇御親ら万機の政務を總理し給へは万般のこと皆天皇の命令に出て臣下たるものは一意天

皇の御意に随ひて仕奉れるなり前回にも數々陳述したるが如く我が天皇は神孫として地上に顯はれ給ひし所謂現人神アラヒトカミに坐しませば天祖の神意を奉して之を天下の人民に告げ知らしめ給ふを以て御職掌とし臣下はこれを輔佐して神祭に仕奉り天下の人民をしてよく神意を奉戴せしむるにありされば古代にありては神祭の外別に繁雜なる政務とてはあらざりき

古代朝廷に奉仕する官員を總稱して臣連オミムラシ伴造トモトモツク國造クニツクとも臣連二造ともいふ即ち群卿百僚諸司百官などいふにおなじし臣連は帝都にありて近く朝廷に奉仕するものなり伴造はトモノミヤツコと訓す即ち諸種の職業を以て朝廷に奉仕する部民を統領する首長の義にて之を伴緒トモヅともいふその種類甚たおほきを以つて八十伴雄ヤソトヨウユとも又百伴造ともいふこは帝都のみならず諸國にも散在せり然れども唯其の部下を管領するのみにて地方官とは異なるなり國造はクニノミヤツコと訓す所謂地方長官の義にて其の中には國造別君ワケキミ縣主アサキヌシ稻置イナヅメ等の別あり各々その土地人民を統轄して貢賦調役等の事を掌るもの、總稱なり

神武天皇の中國を平定し大倭國に帝都を奠め給ひし時にあたりて中臣の遠祖

天種子命齋部の遠祖天富命をして祭祀及び朝政を掌らしめ物部連の遠祖可美真手命は内物部を引率して宮殿を護衛し兵と刑とを掌り大伴連の遠祖道臣命と久米直の遠祖大久米命は元戎を統率し宮城を警衛して武事を掌りたりき

其他舊史に申食國政大夫オスタクニノマツリゴトマチスマヘツキミ或は前卿又は侍臣等の稱見えたりこれ皆マヘツキミと訓して天皇の御前に伺候して事に従ふもの、稱にして彼の大連の如き官職にもあらざるなり
次て景行天皇の朝に武内宿禰を以て棟梁の臣となして諸臣を統領せしめ成務天皇の朝に至りて武内宿禰を以て大臣となす是れ大臣の名稱の見えたる始めなり然れども當時未だ臣姓を賜はらされは大臣にあらずして前にいひしマヘツキミなりといふ説あれども實際は大臣の職なれば今は名稱に従ひぬ其の後雄略天皇の朝平群の眞鳥マコトリを以て大臣とし大伴の室屋物部の目を以て大連として政務を執らしむ是れ大臣大連相並びて政務を執りし始めなり爾後大臣大連互に相對立して政權を執る事後世の左右大臣の如きありさまなり抑々大臣大連とは共に臣といひ連といふ一部族の首長にして其の部下との關係は恰も父子の間の如くにて

首長の命令は一も服従せざる事なく首長の威權は甚だ強勢なりき大臣は武内宿禰の後裔たる平群、葛城、蘇我等の臣姓の宗家を以て之に任し大連は大伴、物部等の連姓の宗家を以て世々之に任し以て百官を總攝せしむ、これ互に權勢を抑制せんとするの仕組にして大臣もし專横の所業あれば大連をしてこれを制せしめ大連もし威權を擅にすれば大臣をしてこれを抑へしむるが如きありさまなりしを以て兩族の間互に威權を争ひ遂に干戈の中に勝敗を決するにいたり大連たる物部氏まづ滅され其の後大臣たる蘇我氏もまた中臣氏の爲めに亡ぼさるゝにいたり

以上陳述せしが如く古代は所謂族制政治にして氏姓を以て天下の人民を統治せしむる仕組なりき氏とは(ウヂ)と訓し乃ち産筋の義にして歴世掌とり奉る所の職掌をいひあらはす爲めの名稱なり假令へは神祭の事を掌りて神と君との中間を執り持つものを中臣氏といひ忌み清まはりて神祭の事に供するものを齋部氏といひ食饌の事を掌るものを膳氏といひ飲用水の事を掌るものを主水氏といひ機織の事を掌るものを織部服部氏(ハトリはハ)といひ衣服裁縫の事を掌るものを

衣縫氏といひ殿舎の掃除を掌るものを掃部といひ土功の事を掌るものを土師といひ車乗の事を掌るものを車持氏といひ商賣沽價の事を掌るものを商長といふ、その他山守氏の山林の事を掌り海人氏の海産の事を掌るが如き即ち是なり此等はその世業の職名を以て直ちに氏とするものなり又大伴、佐伯、久米、物部等諸氏の如きは各々が率あるところの各軍隊の名を以て氏とし、奏、吳、百濟、狗等の如きは各其の本國より渡來せる部屬の人民を統領するにより各その將たる所の部民の名を以て氏に負ひしなり(以上伴造)又胸形、出雲、高市、蒲生、血沼、葛木、難波、下毛野等の如きは其の地に君別となり或は國造縣主となりしによりて其の地名を氏に負ひしものなり(後にその子孫他の職務に奉仕する事あるもその掌る事を名に負はずして猶もそのまゝに地名を氏とす)その他の戸田、小部、馬豆、萬佐、勤等の如き特殊なる縁由によりて氏に負へるものありき上代中氏と稱するものはあはかた上に陳述せしが如きありさまなり

次に姓はカベテと訓す姓又は骨、戸等の字を充つ、カベテは骨の字の如く(又棟根)一部族の中にてその主幹たるものをいひあらはす稱號にして其の種族の尊

卑と其の職掌の高下とに随ひて臣連首直史造等の差別あり假令へは蘇我阿部、出雲の如きは臣姓、大伴、物部、中臣の如きは連姓、齋部、文等の如きは首姓、久米、倭田中等の如きは直姓、船田部、津、白猪等の如き文書の事を掌るものは史姓を賜ひしが如きはなり

臣とは大身の義にて朝廷に奉仕する人を他より尊稱して名付けし姓にて一族中の首長たる意味なり、連とは群主の義にて亦一部族中の首長たる意味の姓なり、首とは大人の義にて一族中の首長たる意味は臣連の義とあなし、直とは當任の義にてその職務に當り任する由の意味なりといふ、史とは書人の義にて文書を掌るものに負する姓なり、三韓渡來人に此姓のもの多きを以ても知るべきなり

次に國造即ち地方官の事を述べんに初め神武天皇が中國を平定して帝都を大和國橿原の地に奠め給ひ東征の功臣を賞し給ふにあたり珍彦を以て倭の國造となし、劍根を以て葛城の國造となし、弟耜耜を猛田の縣主となし、弟磯城を磯城の縣主となし、給ふ(國造本紀によれば凡河内の國造山代の國造伊勢の國造等

をも此の時に定められし由見えたり是れ地方を治むる官をよかれし始めなり爾後歷朝國造を封し縣主を定め給ふ景行天皇の朝には七十餘皇子を悉く諸國の國造また和氣、稻置、縣主等に任し給ひ成務天皇の朝に至りては山河を隔て國縣を分ち阡陌に隨ひて邑里を定め更に國郡に造長を立て縣邑に稻置をよき大に地方政治を擴張せられたり古事記に此の事を記して大國小國の國造、大縣小縣の縣主を定むといへり尋て應神仁徳の兩朝を経て雄略繼體兩天皇の朝に至り前後定むる所の國造百二十六あり(國造本紀の序には總任國造百四十四國と見えたり)いづれも世襲の職にして威權甚だ強く嚴然一小政府の形狀をなす事殆んど支那封縣の有狀に似たりき

當時國といふものは幾許の地なりしか固より一定の制とてななければ唯天然上の境界によりて區分せしことなるべし賀茂眞淵氏の説にクニといふ名は限りの意にて區域の限りあるところをいふ東國にて垣をクニといふにて知るべしといへり語の意さる事なるべしされば國とは今の一郡ぐらいの地をもいひ或は二郡三郡を合せたる程のもあるべし又一國を二つ三つに分てる程のもあ

れば其の大なるを大國といひ小なるをば小國といひし事上に引ける古事記の大國小國の國造とあるにて著し、はたその國數の多かりし事をも推知すべきなり

縣は本居氏の説によれば上り田の義にてもとは畑の事なり田といふは田畑をすべたる名にて其の中に水のつかぬを上り田ともいふ水田よりは高く上りたる田の義なりとて種々の例證どもを引きて縣は供御料を作る畑なりといへり上り田の名義を畑に限れるには異論あれども 天皇の御料地には異論なしその中には菜園または山林水澤などもありしなるべし殊に大和なるをば御縣といひて天皇の御食に供する菜蔬の類を作る地とす其の他諸國にあるをば唯アガタといひて供御の物を獻りしものと見えたり其のアガタ即ち御料地の土地人民を治めて園圃山林水澤等を掌るものを縣主といひしなり

又國造縣主の下は如何なる仕組なりしか固より詳ならざれども北史の倭國傳に有軍尼一百二十人猶中國牧宰八十戶置一伊尼冀如今里長也十伊尼冀屬一軍尼とある軍尼はタニと訓して國造なるべく伊尼冀は稻置なるべしこれによりて推

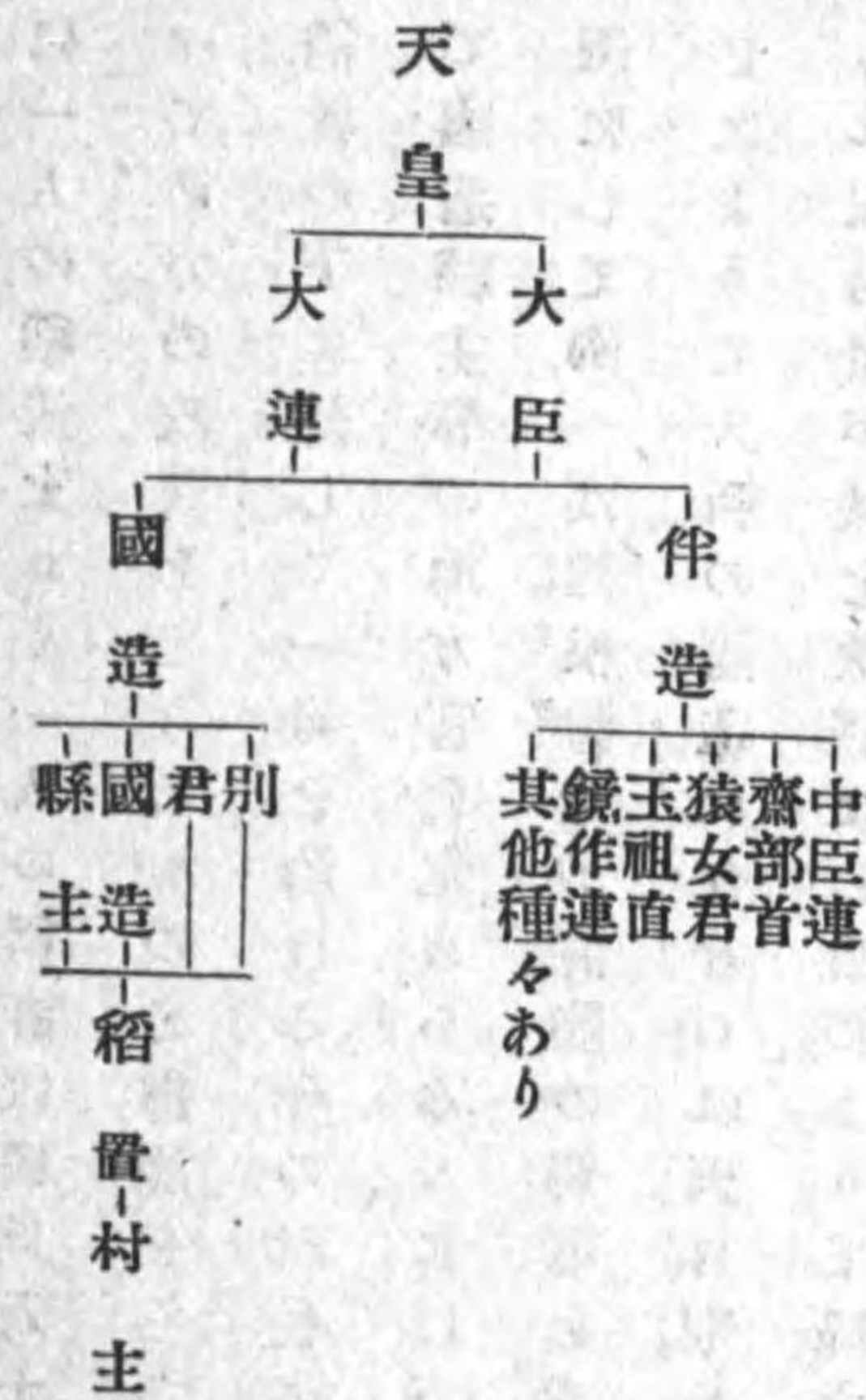
算すれば凡そ全國を百二十餘國千二百餘邑に分ち一國毎に一人の國造をおき一邑毎に一人の稻置をおく一人の稻置は民戸八十を始め一人の國造は十人の稻置をすべて地方の政務をとりしものと推測せらるゝなりその他村主の名も見えたりれば稻置の下に隸して一村を治むる今の村長の如きものありしなるべし

さて國造縣主等の地方官を定めらるゝには各其の地に勳功ありし者を任せらるゝ例にして例へば推根津彦が海陸の郷導を爲し計策を勸めて中國平定に大功ありしによりて大和の國造に任せられ天日別か伊勢の國を平定してその國造に任せられ又弟猾が賊を誅戮せし功によりて縣主に定められし類にて概ね其の地に功勞ある者を擧げられしこと知るべし

又國造縣主の外にも君別等の地方官ありし事上に述べたるが如しこは支那のいにしへ諸侯を公侯伯子男の五等に定めたるのとあつたからよく似かよひたりかく品々に分たれたる以上は尊卑の差もありつと見えて適ま罪を得て國造より縣主に貶せられしものありき

別とは皇族をして地方を治めしめらるゝものゝ稱號にていと早くより見えたり

り是は地方政治を臣下の手にのみ放任し給はじとのかしこき慮より出しものなりといふ蓋し國造等の專横ならんことをかねて抑制しまた王室と人民との關係をも親密ならしめんが爲なるべし君は後には公字と改む是亦おほくは皇族を以て任ぜられたる事古事記に見えたり以上地方官の大略なり
古代臣、連、伴造、國造のありさまは概ね右に陳述せしが如し今見易からんが爲に圖にて示せば左の如し



別に一定の刑法あることなし、只罪犯ある人に科し其の所有物を出して贖はしむることあり之を解除ハツといふ解除とはもと身に汚穢ある時水中にて洗ひ禊めて以て其の身を清潔にするをいふ太古伊弉諾尊が黄泉の汚穢を日向の櫛原に於て禊祓せしを以て汚穢解除の濫觴とし素盞鳴尊に千座置戸の祓具を科せしを以て罪犯解除の權輿とすかく汚穢罪犯とも身に着けたる衣類或は其の他の所有品を出し棄て、之を解除せしむ又罪犯の甚しきは其の人を放逐するにいたる事あり是れ即ち太古の法律にして後世の贖罪沒收流刑等に類するものなり此法律を掌る職は中臣氏にして天津罪國津罪の事神祇祭祀の事を執行す祭祀法律を掌るは即ち國政を掌る義にして後世の大臣の任の如し忌部氏亦中臣氏と相並びて此等の事を掌り故に太古には天兒屋命中臣の祖と太玉命忌部の祖と並べ稱し神武天皇の朝には天富命忌部と天種子命中臣と並へ稱せりその世々祭祀解除の事を掌れるは古語拾遺に令天種子命解除天罪國罪事所謂天罪者上既說訖國罪者國中人民所犯之罪其器具在中臣禊祠と見えたるにて知るべし但しその天津罪國津罪

を分別し多少その輕重を決定するには諸神の合議になり議決し罪定まりて後に中臣その裁判の詞即ち解除の詞を作りて之を犯罪人に讀聞かせ法のまに／＼執り行ふなり然れどもその國に背き君に叛くか如き重罪を犯すものは之を殺戮す即ち死罪なり

死罪は概ね斬首なれどもまた火刑あり梟刑あり神功皇后の時葛城襲津彦か新羅の使者の詐欺を知りて之を檻中に焚殺し武烈天皇が百濟の池津媛の石河楯に姦せしを怒りて之を假殿上に燒死せしか如きは火刑に類するものなりまた崇峻天皇の朝に捕鳥部萬を斬りて八段となし八ヶ國に梟示せしが如きは即ち梟刑に類するものなり又死刑に該るべき重罪も時としては物を以て贖はしめてその罪を赦されし事あり仁徳天皇の朝に佐伯直阿能胡といふもの唯鳥皇女の足玉手玉を奪ひて其の妻に與へし事發覺して將に誅せられんとせし時所有の私地を獻りて死罪を免かれ履仲天皇の朝に住吉仲皇子反逆のとき倭直吾子籠といふもの兵を聚めて之に應ぜしが妹日之媛を采女に貢りてその死罪を免かれ雄略天皇の

獻りて其の罪を贖ひ繼體天皇の朝に筑紫國造磐井の子葛子父の罪に坐せんことを恐れ糟屋の屯倉を獻りてその罪を贖ひしか如きは即ち死罪を贖ひしなり又安閑天皇の朝に罪ある人々の屯倉の地采女丁部曲の民等を獻りて贖とせし類は所謂贖罪にして解除の意なり
又贖刑あり懲役沒官の刑あり履仲天皇の朝に仲皇子の反逆に坐したる阿曇連濱子を墨刑(所謂入墨の刑なり)に處して濱子に従へる野島の海人等を蔣代の屯倉に役し雄略天皇の朝に兔田人の狗鳥の官の禽を噛へしにより面に黥して鳥養部とせしか如きは即ち贖刑なりまた顯宗天皇の朝に押磐皇子の事に連れる狹々城山君韓袋宿禰の籍帳を削除して陵戸に充て武烈天皇の朝に犯罪人を沒入して官婢とし欽明天皇の朝に罪人を沒入して神奴とせしが如きは即ち懲役沒官の類なり
又降官左遷の刑あり除名沒入の刑あり流罪の刑あり允恭天皇の朝に鬪鷄國造が忍坂大中姫の未だ皇后に立ち給はざりし以前無禮の事ありしにより死罪に處すべきを赦しその國造を貶して稻置とし雄略天皇の朝に根使主が押木珠鬘を盗みて大草香皇子を讒したる事發覺せし時その子々孫々に至るまで群臣の列に預

る事なからしめて之を斬罪に處しその子孫を二分して一を大草香部民として皇
后に屬し(大草香部民とは被害者たる大草香皇子の部)一は茅渟縣主に賜ひて負囊
者(茅渟縣主は和泉國日根大島邊の縣主なり根使主が)又兎代宿禰の卑怯なる
を罪して其の所有せる猪名部を没入して物部目連に賜ひ清寧天皇の朝に吉備上
道臣の船師を率ゐて反者星川皇子を救はんとせし罪を責めて其の所領の山部を
没入せしが如きは所謂没官の類なり其の他允恭天皇の朝に親屬相姦の罪により
て輕大娘皇女を伊豫國に流し推古天皇の朝に小野妹子が隋帝の信書を失ひしに
より流罪に處せられんとせしが如きは即ち流刑なりまた笞杖の刑は敏達天皇の
朝に海石榎市に於て尼を楚撻せし事あれども孝德天皇以前には刑として行はれ
しにはあらざるなり

又別に探湯ウツタガヒの法ありこは眞偽を辨じ是非を判する爲に神明に盟ひて沸湯を探
り傷せざる者を正直なりとし傷する者を邪曲なりとす應神天皇の朝に武内宿禰
と甘美内宿禰と磯城川(大和)の濱邊に於て探湯して其曲直を決し允恭天皇の朝に
氏姓の錯亂せるを定めんが爲に味榎岡(大和)に探湯せしめて其の詐偽を匡して眞

正に歸せしむ是れ即ち後世の湯起請と稱するものと同じく古來一種の習慣法に
て刑律にもあらざるなり

その他聽斷獄推鞠決罪等の事往々見えたりといへどもいづれも臨機應變の
處分のみにて未だ一定の刑法とてはあらざりき

第三十三代推古天皇の朝にいたり支那に交通し漸く隋國の制度を採用する事と
なり紀元一千二百六十四年同天皇の十二年聖德太子始めて憲法十七條を制定せ
られたり是れ實に吾國に於て法律に關する條憲を定められたるはじめなり然れ
ども其の實概ね勸戒飭令の語にして未だ刑を用ゐる名例を立てざりき今參考の
爲め左に列記して之を示す

第一條に曰く和を以て貴とし忤ふことなきを宗とす人皆黨ありまた違者少な
し是を以て或は君父に順ならず或は隣里に違へり然れども上和らき下睦ひ諧
に事を論ずる時は事理のづから通じて何事か成らざらん
第二條に曰く厚く三寶を敬へ(三寶とは佛法僧なり)則ち四生の終歸万國の極宗
たり何の世何の人か是の法を貴ばざる人性惡なるもの鮮なし能く教ふるとき

は之に従ふべし、それ三寶に歸せずば何を以て加枉を直さむ

第三條に曰く詔を承けては必らず謹め君は則ち之を天とし臣は則ち之を地とす天は覆ひ地は載す四時順行して万氣通する事を得地天を覆さんと欲する時は則ち壤を致さむのみ是を以て君の言は臣承はり、上行へば下靡く故に詔を承けては必らず慎め謹まざれば自ら敗れなむ

第四條に曰く群卿百寮禮を以て本とせよ、それ民を治むる本は要らす禮にあり上、禮なきときは下、齊らす下、禮なきときは必らず罪あり是を以て君臣禮あるときは位次亂れず、百姓、禮あるときは國家自ら治まる

第五條に曰く饗を絶ち欲を棄て明に訴訟を辨へよ、それ百姓の訟一日に千事あり一日すら尙ほ爾り况んや累歳をや訟を治むるもの利を得るを常となし賄を見て讞を聽かば便ち財あるもの、訟は石を水に投するが如く乏者の訴は水に石に投するに似ん是を以て貧民は由る所を知らず臣道また是に於て闕けぬ

第六條に曰く懲惡勸善は古の良典なり是を以て人の善を匿す事なく惡を見て

は必らず匡せ、それ詔詐は國家を覆へす利器となり人民を絶つ鋒劍となる又た佞媚は上に對しては則ち好みて下の過を説き下に逢ひては則ち上の失を誹謗すそれ如此人は皆君に忠なく民に仁なし是れ大亂の本なり

第七條に曰く人各々任掌あり宜く濫るべからずそれ賢哲官に任する時は頌音起り奸者官を有つときは禍亂繁し世に生知者少なし尅く念ひて聖をなす事大小どなく人を得て必らず治まり、時急緩となく賢に遇ひて自ら寛なり此に因りて國家永久にして社稷危き事なし故に古聖の君は官を爲て以て人を求む官を求めず

第八條に曰く群卿百寮早く朝して晏く退けよ公事鹽ひまなし終日にも盡し難し是を以て遅く朝するとき速なる事能はず早く退く時は必らず事盡きず

第九條に曰く信は是れ義の本なり每事信あるべし、それ善惡成敗要らず信に在り君臣共に信ある時は何事か成らざらん君臣信なければ万事悉く敗る

第十條に曰く忿を絶ち瞋を棄て人の違ふを怒らざれ、人皆心あり心各執る所あり彼に是なれば則ち我に非なり我か是は則ち彼の非なり我れ必らずしも聖に

あらず彼れ必らずしも愚にあらず共に是れ凡夫のみ是非の理誰か能く定むべき相共に賢愚なること環の端なきが如し、是を以て彼人瞋ると雖ども還て我が失を恐る我れ獨り得たりと雖ども衆に従ひて同じく擧すべし

第十一條に曰く功過を明察にして賞罰せよ必らず當らむ日者賞功にあらず罰罪にあらず事を執る群卿宜しく賞罰を明にすべし

第十二條に曰く國司國造たるもの百姓に收斂する事なかれ國に二君なく民に兩主あることなし率土の兆民王を以て主と爲せ所任の官司は皆是れ王臣なり何ぞ敢て公と與に百姓に賦斂せむ

第十三條に曰く諸任の官人は同じく職掌を知れ或は病し或は使して事に闕くる事ありて之を知る日には和する事舊識の如くせよ、それ非を以て與り聞き公務を妨くる事なかれ

第十四條に曰く群臣百寮嫉妬ある事なかれ我れ既に人を嫉めば人亦われを嫉む嫉妬の患その極まる所を知らず所以に智おのれに勝るときは悦ばず才おのれに優るときは嫉妬す、是を以て五百年にして賢に遇はしむるも千載にして一

聖を待ち難し、それ賢聖を得ざるときは、何を以てか國を治めん

第十五條に曰く、私に背きて公に向へ、是れ臣の道なり、凡そ人、私あれば必らず恨あり、憾あるときは必らず同じき事能はず、同からざれば則ち私を以て公を妨ぐ、憾起るときは則ち制に違ひ法を害ふ、故に初章にいへらく、上下和諧せよと、それまた是の情なるかな、

第十六條に曰く、民を使ふに時を以てするは古の良典なり、故に冬月には間あり、以て民を使ふべし、春より秋に至りては農桑の節なり、民を使ふべからず、それ農せざれば何をか食はむ、桑せざれば何をか服せむ、

第十七條に曰く、それ事は獨斷すべからず、必らず衆と與に宜しく論すべし、少事は是れ輕し必らずしも衆とすべからず、唯、大事を論するに逃びて、若し失あらん事を疑はば衆と與に相辨へよ、辭則ち理を得ん、

附言本邦制度上に關する事實は最初の考にては成るべく詳述する積りなりしが如何せん紙數限りありてその意を果す事能はず上古の制度中にも尙陳述したき事多かれども右の次第なれば一切之を省略して上古の文學工藝及

び風俗の概略を講述すべし

文學

吾國上古文字なければ文學と稱すべき程のものなし唯人々の感情を述ぶるに歌謡の事あり歌謡は太古より起りて素盞鳴尊の八雲立ヤモロタテの歌は短歌三十一文字の始め下照姫の天なるやの曲は長歌のはじめなりといふされどこは史上に見えたる上にていへるのみ必らずその以前よりありしなるべしさて歌に短歌といふは五言七言と綺立して文をなし五句を以て一篇とす長歌といふは五言七言と相交へ或は四言六言と相雜へて一篇をなし長きは數十句にわたり短きも七八句ありて句に定限なかりき

文も歌とあなしく漢字渡來以前よりありたれども唯言詞に唱來りしのみにて文字もて書記する事なかりき天照大神の天窟に隠れ給ひしや中臣齋部の二氏は最も美麗の言辭を以て廣き厚き祝詞を述べきといひ櫛八玉命ウシヤマトが大國主神に御饗を献する詞といひ又大嘗祭のとき中臣氏の唱へし天神の壽詞ユヱトの如き八東水臣津野命ヤツカミミツノミコの國引の故事の如き皆大古の文にて老少口々に相傳へて遂に後世に残りしものなり尤も漢字傳來以後にいたり漢字にて書記せられたり

紀元九百四十四年應神天皇の十五年にいたり百濟國王の子阿直岐アヂキ來貢す皇太子宇遲稚郎子これを師として經典を學び給ふ阿直岐更に王仁ニを推薦す明年王仁來りて論語十卷千字文一卷を献す是れ實に儒學の我國に起る始めなり然るに古來漢文字も亦この時始めて入り來りしものとなすは蓋し誤なるべしその故は凡そ國と國との交通ひらくればその間必らず言語文字等の交通を生ぜざるを得ずされば吾國が應神天皇以前已に屢々彼國に交通せし事跡あるを見れば漢文字の吾國人に知られしは遙に應神天皇以前にありし事あきらかなり況んや本邦人にして已に漢土の印を受けしものさへあるに於てをや

漢土の印とは天明四年筑前那賀郡志賀島の石窟の下より堀出せる金印にして漢委奴國王ウヰノコノミカドと銘せるものなり此印は後漢書東夷傳に光武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國極南界也光武賜以印綬と見えたる時の印なるべし委奴國は筑前國怡土郡にして天日矛が子孫に怡土縣主といふものありて私に漢に通使し時受け來れるものなるべしといふ光武の中元二年は我が垂仁天皇の八

十六年に當れりこの事上にも述べたれば參看すべし

然れどもその文字を解するもの極めて少數なりしなるべし是に至り書籍傳はり
教師渡來す上流社會は争ひて之を學び彼の宇治稚郎子の如き尊貴の身を以てよ
く之に通達す支那文學の道は是より開けたりといふべし

爾後漢字を學ぶもの次第に多くなりけん履仲天皇の四年には諸國に史官をお
きて言事を記し四方の志を達せしめ雄略天皇の二年には史部を置きて諸國の學
者を統轄せしむ(史部とは文人即ち學者の團體をいふ)應神天皇の朝阿直岐王仁等渡來してより僅に
二百年を出でずして已に此等の設あり漢學傳播の速なりし事想像すべし當時王
仁の子孫は河内に住して西の文部と稱し又阿知使主等の子孫は大和に住して東
の文部と稱し東西の文部世々文筆の事を掌りて之を世業とす雄略天皇の朝に諸
國の貢物年々盈溢せしを以て更に大藏を建て蘇我麻智宿禰をして三藏(三藏とは
齋藏内藏大藏をいふ)を檢校せしめ秦氏をして其物を出納せしめ東西の文部をし
て其の帳簿を勘録せしむ是れ大藏にて記簿を勘録せし始めなり其の他朝廷の記
録は概ねこの東西南部の掌とる處なりき

其の後三韓より學者を進貢せし事世々絶えざりき繼躰天皇の七年には百濟國
姐彌文貴洌利即爾の兩將軍を遣はし五經博士段楊爾を貢し同十年には再び五經
博士漢高安茂を貢じて交代せしむ次に醫學は允恭天皇の朝新羅國王金波鎮漢記
武といふ者を使節として入朝せしむ此人深く藥方を知る適ま天皇の御病を治せ
し事あり彼國の醫術是より開けしなるべし次に欽明天皇の十三年には内大臣を
百濟國に遣はして諸博士を召す即ち醫博士易博士曆博士等番によりて交代する
事とし又卜書曆本をはじめ種々の藥物等を輸送せしむ尋で推古天皇の十年には
百濟の僧觀勒來朝して曆本及び天文地理書并に遁甲方術の書どもを貢す依て書
生三四人を選びて各科を學習せしむ即ち陽胡史祖玉陳は曆法を大友村主高聰は
天文遁甲を山背臣日並は方術を學びて各々業を成し同十二年正月始めて曆日を
用ゐる是より曆術漸次に備はりき

又推古天皇の朝には聖德太子ありて大に文學を興起し賜ふ太子幼より學を好
み博覽強識篤く佛法を信じ賜ひしと雖ども亦文學を崇ひ賜ひ十二年には親ら憲
法十七條を作り(上法律の條にあり)十四年には小野妹子を大使として隋國に遣はし學生

高向玄理、學問僧旻、南淵請安等數人を留學生として之に隨行せしむ、皆十數年を経て歸朝し、博士に擧げられて大化の改革を贊助せり、その他冠位の制、國史の編纂等、皆太子の意より出でたるものにて、太子文學上の功勞亦大なりといふべし。

工藝

上古の工藝亦三韓より輸入せしものを多しとす、然れどもその起原多く神代即ち太古にあるもの、尠からず紡織の如きも天織機、女の名織殿、又は織機具等の稱あるを見れば、その業已に太古に行れしを知るべし、その織物は概ね鹿造の物なるべけれど、もまた和帛、照帛等の名稱あれば、藤葛の荒布のみにも限らざりしなり、其他八尋殿等の家屋を造築する事、玉を磨り鏡を作り、櫛を製し、土器、武器等を製造せし事あり、就中採鐵術の多少開けし事は、刀劍、鏡、鐔等の金屬物を製作せしにて知り得べし、殊に太古の工藝中最も大なるものを舟の製造とす、舟は獨木のもの多かめれども、大船をも造りし事あるが如し。

應神天皇以後三韓の交通頻繁なるに及び、諸種の工匠渡來して、韓風の諸工藝大に傳播し、欽明天皇の朝佛法渡來以後、また佛法に伴隨して、韓土の諸工藝大に入り

來りて、吾が工藝上に著明なる進歩を興へたり、き今その一二を述んに、應神天皇の朝には新羅より造船術に工みなる工匠數十人來朝して、三韓の造船法を傳ふこの工匠等は造船術のみならず、家屋の建築等も工みなりしを以て、攝津國猪名部に居らしめ、以て韓様の建築法を傳播せしむ、後世猪名部、眞根の如き名工を出す、又同朝には高臺を攝津の大隅島に建築し、安康雄略の朝に至りては、樓閣を建築するに至れり、その後敏達天皇の朝に百濟より造物工、造寺工六人を貢し、崇峻天皇の朝にも寺工太良末、太文、買古子の三人及び瓦博士麻奈父、奴陽貴文、昔麻帝彌の四人來朝す、此等の諸工人はもと造寺の爲に渡來せしものなれども、佛寺のみならず、他の瓦屋及び大厦、高屋は皆韓工を用ゐて築造するに至れり、又仁德天皇の朝には韓人多く歸化して、溝渠を穿ち、橋梁を架す、難波の猪耳津の橋も此時に架せられたり。

其の他雄略天皇の朝には百濟人鞍部賢貴といふ工人あり、韓様の鞍を造る事を傳へ、仁賢天皇の朝には高麗の革工須流、奴流、奴流、奴流といふもの數人を率ゐて歸化し、大和國山邊郡額田の邑に一部落をなし、世々熟皮を製する事を業とす、又染革の製造をもなし、後に狛染部といふは即ち是なり、是より製皮革工等の術大に進歩せ

り又鑄冶の術には應神天皇の朝に冶工卓素といふもの來り釀酒の術も同朝に仁
 蕃ニといふもの來りて彼の法を傳ふ此等皆舊來の製法に多少の改良を加へしなる
 べし陶器も上古土師部の造りしものは鹿造なりしならん雄略天皇の朝歸化人新
 漢陶部高貴といふもの河内の桃原に於てその製造に従事せり陶器の製造に旋盤
 等を用ゐしも此時代よりの事なるべし又贊土師部と稱する者あり古來朝廷の陶
 器(食器)を製造する部民なりしが此も亦大に進歩改良せしと見え製陶の業大に起
 れり上古の工藝中に於て最も進歩の著明なりしは紡織の業にして世々朝廷より
 も之を奨勵し三韓の職工をも屢々徵し賜ひき神功皇后三韓の征服以後は彼國の
 絹絹綾羅は年々朝貢し來り應神天皇の朝には工人吳服西素といふ者來りて絹帛
 を織る本邦人之をクレハトリと稱す(吳のハタオ)同三十七年には阿知使主都加
 使主等を吳國に遣して縫工女を求めしむ此時兄媛弟媛吳織穴織の四工女を奉る
 是より錦綺を織りしなるべし仁德天皇の朝歸化せし融通王の部下諸國に分散し
 て蠶業に従事し絹帛を織出す本邦固有の物に比するに柔にして美なりしかば秦
 公キといふ姓を賜ひき雄略天皇の朝に至り秦酒公ヘンケンキその部民の益散逸するを憂ひ之

を朝廷に訴へしかば勅命を以て秦氏の部下を招集せしむ集まる所の秦民九十二
 部人員一万八千六百七十人の多に至る皆秦の酒公に賜ふ酒公乃ち之を統率して
 大に織業を興すその獻ずる所の絹帛朝廷に充滿す天皇大に酒公の功を賞して姓
 を禹豆麻佐と賜ふ(ウツマサは絹帛の)又此朝には吳人手末才伎漢織吳織等來朝し
 錦部定安那(錦を織る)あり又錦邊連及び漢部直等ありて錦綾を織る工人を督責す
 る事を掌とるその他桑を諸國に植ゑしめ養蠶織絹の業を奨勵し給ひしかばその
 紡織の業に著明なる進歩を興へし事は争ふべからざる事實なり

以上陳述せしもの、外に繪畫彫刻の如きものも亦佛法と共に起りて上古の末
 期より中古の初に至りて大に發達したり是等の事は中古の部に於て述ぶべし

風俗

凡そ人生に欠くべからざるものは食物に過ぐるはなし、食物なければ身軀成育
 する事能はざるのみならず身軀の損耗をもまた補ふ事能はずその結果は管に一
 身の生命を失ふに止まらずして併せて子孫の繁殖を絶つに至る故に風俗の事を
 述ぶるに當たり先づ食物よりはじめんとす、太古人智慧昧にして人口少なき時代

にありては本邦人も他邦人とおなじく殆んど各人己が爲にのみ食を求め木に攀ぢては果實を探り土を掘りては草根を集め或は腕力を以て獸を捕へ或は石を投げて鳥を斃し饑ゑては食ひ飽けば寝ぬるが如き有様にて遠き慮もなく日を送りしなるべし然れども人民漸く繁殖し食物の需用次第に多きに至り植物性の食物は自然の供給にのみ依頼すべからざるを悟り動物性の食物も従來の法を以て捕獲するの迂濶なるを知り一方に於ては種子を繁殖して後日の計を爲すに至り次第に經驗を積みて土を耨し肥料を施す等の事を發明し一方に於ては腕力に代ふるに棍棒を以てし石に代ふるに弓矢を以てするに至りしものならん

神武天皇の時にありては耕作漁獵の術漸く開け分業の法稍緒に就きたれば各人食を獲るに奔走する風は大に減少せしなるべし當時食用にあつる品料には穀類、菜蔬、果實、鳥獸、魚貝の類あり、獸肉、中牛、馬のみは太古已に農耕に防ありとて食ふ事を禁せられたる風なれども天武天皇の時牛馬犬鶏の肉を食ふ事を禁ぜられしを見ればその以前は鹿猪兔のみならず牛馬犬鶏の類をも食ひしものなるべしされば朝廷には突人部、猪甘部、鳥取部等有て鳥獸を捕獲せしめ膳部有て之を調

理して供御に奉る例なり雄略天皇の如きは御親ら山野に遊獵し給ひ獵場にて鮮肉を調理せしめ給ひし事ありきその調理法の如き固より知るによしなれども八十膳手など稱し多くの庖丁方料理人等もありて膳部を調へ采女ありて配膳の事を掌りき又朝廷をはじめ貴族の家にては食事のときは一同主人の前に侍りて禮儀を述ぶる事もありきと見え景行天皇の皇子大碓命の朝夕の御饌に參列し給はざりしを甚く責め給ひし事ありき又食物を盛るには土器及び木の葉を用ゐて貴人は之を机(ツクエとは坏居の意なり)にすうるを例とす後世食物を盛るに木の葉を敷物とするは蓋しこれらの遺風なるべし

飲料には酒また甘酒ありこれを醸造するには米を以てする事固よりなれどもまた果實を以てする事もありき醸造の法詳ならざれども先づ横臼にてつきしもの、如く又その臼の近邊には鼓を立ておきて歌ひ舞ひつゝ祝ひて醸しける由古事記に見えたり又此等の酒は瓊或は秀樽と稱する素焼の陶器に盛りて蓄へそれながら神に奉る例にて齋瓮を齋ひ掘りすゑなど歌に見えたり

次に上古の衣服の事を述べんに先づコロモ(着る物)の義歟、ミケシ(御着し)の義歟、シ(身によそふ)物の義歟

等の名稱あり(今衣服の事をキモノといふも即ち着る物の義なり)

古代衣服の制につきては諸説ありて古く藤貞幹の衝口發には上古の衣服はただ千早あるのみその製一條の布を用ゐ之を着するに其の横幅の中間を裂きて頭を出し其の兩端を以て結束す云々とあれども是は本居氏の辨駁せられし如く一の空論たるに過ぎず今歴史と遺物とによりて考るに先づ下に細褌とて今の股引の如きものを穿ち上に筒袖の短衣を服すその丈膝の邊に至る殆んど今日の洋服の寛なるが如し而して衣には紐ありて左衽なるべくその上に帯を結び手には手纏又釧とて玉或は鈴などにて飾れるものを纏き足にも同じく鈴若くは玉を以て飾れる足結をつけたり又頸には玉を貫ぬける緒を懸けて裝飾とし髪はミヅラとて左右の髪上に縮ね結び櫛をさし玉を飾り尤も婦人は垂髪にて後背に垂れたり日本紀に古俗年少兒年十五六間東髪於額十七間分爲角子と見えたりは男子十五六歳の頃まではヒサゴハナとて額上に束髪せしものと見えたり

衣服の材料には如何なるものを用ゐしやといふに貴人は絹縞綾羅等をも用ゐたれど卑賤のものは布を用ゐしが如しその布には數種ありて楮布麻布葛布等多

日 本 本 歴 史

くは木の皮を以て製せしものなり服色は白緋綠黒等なり就中白色緋色を以てよき色とせし趣古歌に見えたり

次に古代家屋のありさまを述べんに貴人は概ね木造の殿舎に住すといへども土人に至りては土窖石窟等に住するもの尠からず今殿舎建築の概略を擧げんに先づ地を穿ちて地下にある所の磐石を以て礎とすその上に一大柱をたつこれをアメノミハシラといふ而して後その四方に小柱若干を並べたて梁を上げ桁極をめぐ當時未だ鐵釘あらざれば藤葛を以て之を結ぶこれをツナチといふ又屋を營くには貴賤の別なく草を以てす唯その精粗厚薄を異にするのみ而して貴人の家には鋸りなせる圓木數箇をその上に列すこれを堅魚木といふ又樽風の兩端長く突出して空を衝くこれを比木又は知木といふ庶民の家は低矮にして屋上堅魚木を置く事を許さずこれ貴賤の別なり然れども應神天皇以來は三韓の工匠屢々渡來して彼の建築法を傳へ欽明天皇以後は造寺工瓦工等渡來して大厦高樓等をも建造し瓦葺も行はるゝに至れり(猶工藝の部參看すべし)

古代新に家屋を建築せしときは親族知人を招きて新造の祝をなす之を室書齋

日 本 本 歴 史

といふその時は室壽の辭を述べて主人を祝する事ありき日本紀顯宗紀に載する所の室壽の詞はよく古代家屋のありさまを想像するに足れば左に之を示す

築立る稚室葛根、築立る柱は此家長の御心の鎮なり。取り擧る棟梁は此家長の御心の林なり。取りおける椽椽は此家長の御心の齊なり。取りおける蘆萑は此家長の御心の平なり。取り結べる細葛は此家長の御壽の堅なり。取り萱ける草葉は此家長の御家の餘なり。云々

又土窖、石窟は多く山腹を横に穿ちて造るなり。土窖をムロといふ。此土窖に常住するものを土蜘蛛といふ。蜘蛛は借字にて土隱の意なりといふ。石窟をイハヤといふ。巨巖を穿ちて家となすものなり。古來貴人といへども、石窟土窖に住みし事あれども、こは常住の殿舎ありてその奥の方に窟を構造するか若くは別處に造りおきて寢室にあてたるものなり。神武天皇の皇子手研耳命の土窖の中に臥せしが如き即ち是なり

以上衣食住の大略を述べたれば遊戯の一二を述べし上古男子は山河に遊獵するを以て第一の遊樂とす故に上古單にアソビといへば山澤に遊獵する事となり又歌垣と稱する遊戯あり是は上下一般に行はれしものにて數群の男女都會にては市場に集り諸國にては山上原野に集ひ相共に歌ひつゝ、舞踏するなり此歌垣にたつものは男女互に掛けあひ歌を謠ひて其の意を通ぜりされば夫婦の契りも此の歌垣にてする事ありき常陸の筑波山、肥前の梓島山、攝津の歌垣山等皆上代歌垣の故事を傳へたり

中篇 (中古史)

中古史は第三十六代孝德天皇より第八十一代安徳天皇に至るまで凡そ五百四十餘年間をいふ。孝德天皇の朝古制を廢し郡縣の制を立てられ漸次中央政府の諸制度を制定し天智天武を経て文武天皇の大寶令制定に至りて郡縣の制粲然として具備す然るに藤原氏執政以後王綱漸く廢弛して諸制度殆んど文具に屬したれども尙大權朝廷にありて之を近古即ち武家時代に比するに大に異なる所あれば近古と區別して此の時代を王朝の時代とす

制度

孝徳天皇以前は族制政治にて即ち氏姓を以て天下を統治せしものなり然るに大化改新以來は氏姓と官職と兩途にわかれて天下の政治は官職によりて統治する事となり氏姓はたゞ其の系統を明にして種姓の尊卑を顯はす丈けのものとなれり(伊達千廣の大勢三轉考には上古を骨カネの代とし中古を官職の代とせり)天武天皇の十三年に至り天下の族姓を改めて更に八等の姓を定められ當時皇族以下臣連の人々に賜ひたり

第一眞人 是は皇族に給ふ姓にて守山公以下十三氏此姓を賜ふ

第二朝臣 是は舊來の臣連の人にて阿倍(臣物部)連等五十二氏此姓を賜ふ

第三宿禰 是は舊來の連姓の人にて大伴連以下五十氏此姓を賜ふ

第四忌寸 是は多く諸蕃の歸化人に賜ふ姓なり

第五道師 是は醫師書師の如き諸道の師に賜ふ姓なるべし

第六臣

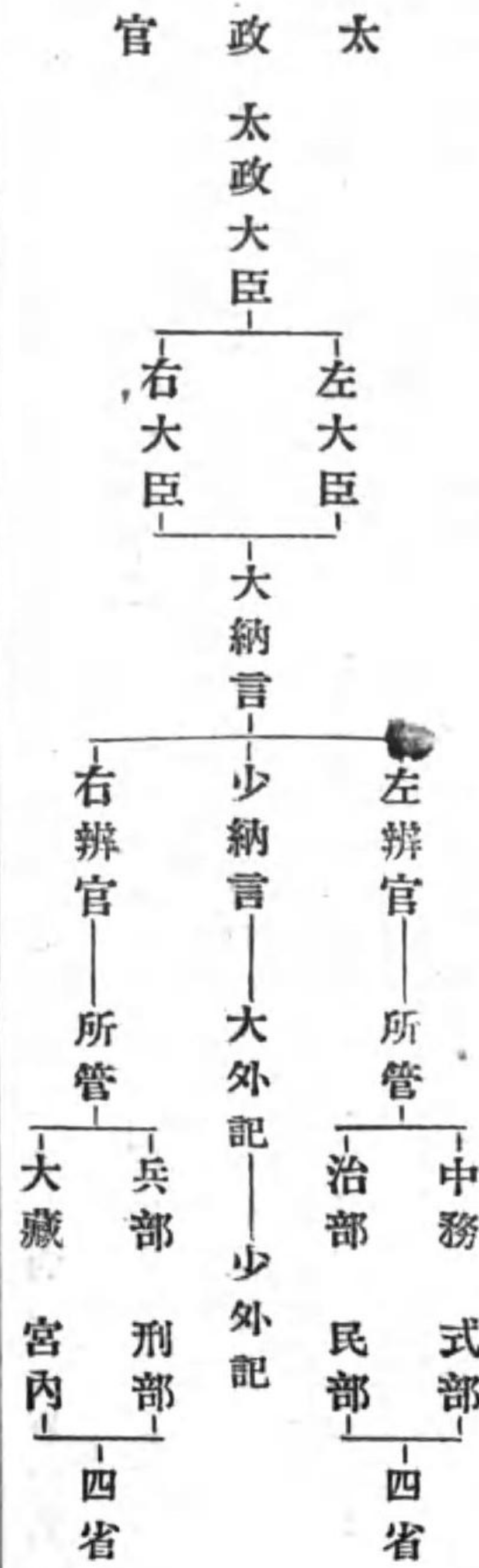
第七連 是の三姓は名稱は上古のまゝなれども其の地位甚だ卑し

第八稻置

此八等の姓は上古の如き職名にはあらず種姓の高下を別つための爵位の如きものなり而して臣連等を殊更に下級に置きしは大に理由ある事にて従前大臣大連等の世襲の權を收め臣連は上古の如く尊貴のものにあらざる意を示さんが爲なり然れども種姓は猶才學より重きものにて人を考選するにも先づ其の族姓と景迹を檢し景迹行能灼然なるも族姓分明ならざれば考選せざる例なりき

(官制) 次に官職に關する制度も孝徳天皇以後一大變革をなしたりき大化元年先づ大臣大連等の舊號を廢して更に左右大臣内臣等をあきて天下の大政を執らしめ次て國造縣主等の地方官をも廢し更に國司郡司をして地方の政務にあたらしむ是れ從來の子孫世襲法を廢して人材登庸の法を立てられしものにて官制上の大變革といふべし次て大化五年八省百官をあかれたり其の職制權限等は天智天皇の近江令を経て文武天皇の大寶令に至りて完備す大寶令中官位職員考課選叙の諸令等官職の制を具載せり其の組織の大要を述んに朝廷に二官八省一臺五府四職十九寮三十四司等あり地方に府職國郡司等あり各長官次官判官主典の四等官を置きて事務を執らしむ又四等官の外に其の役所に附屬して各其の事務の事

を知るものあり之を被攝官といふ中務省の侍從内記監物主鈴典鑰刑部省の判事
 解部等の如き即ち是なりその重要なる官衙の職員職務等を示せば左の如し
 (神祇官) 職員には伯官ダイフ大副ダイフ小副ダイフ大祐ダイフ小祐ダイフ大史ダイフ小史ダイフ典ダイフ神部ダイフ卜部ダイフ等ありて朝
 廷の祭祀天下の神祇神官等の事を總管す之を天下の大政を執る太政官の上にお
 けるは我國は神祇を尊崇するを以て國風とするが故なり是れ李唐の制を探りな
 がらも猶當時の立法者が深く我國の國風習慣等を酌量せられしを知るに足れり
 (神祇官の事に就き詳細なることは茲に之を略す)
 (太政官) 職員には太政大臣左大右大臣以上大納言次少納言左右辨官判大少
 外記左右大少史典主等ありて天下の太政を總管する所謂中央政府なり官中三局あ
 りて八省を分轄す但し大納言以上は三局を通攝す其の圖左の如し



太政官は唐の尙書省に擬しておかれし官なり但し唐制にては尙書省の外に中書
 省門下省ありて以て鼎足の形をなし互に相制する仕組にて之を三省と稱したり
 然るに我國にては中書省を下して八省の列におき中務省ナカツカサと稱し以て天皇の顧問
 に侍せしめ側ら太政官の所爲を制する器械とせしものゝ如し又門下省は別に官
 衙をおかずして太政官中の大納言の職を以て之に充てられたり其の他唐の制に
 ては三省の上別に三師三公と稱する至高の官ありしも固より虚飾の空官たるに
 過ぎざれば我國にては之をおかずして太政官の長官たる太政大臣を以て三師三
 公の任を兼ねしめたるが如き頗る取捨折衷の至れるを知るべし
 太政大臣は天皇の御師範として四海に儀形たる所謂有徳の選なれば別に職掌
 なしされば其の人なければ則闕の意味を以て即ち則闕の官とも申して左右大臣
 は全く政務を統理する長官なり大納言は政務に參預し天皇に近侍して意見を呈
 する事を職とす少納言以下各々其事務に従事する所謂事務官なり
 又令制以後攝政關白參議等の名稱起れり皆太政官中重要な官なれば序に之を述
 ぶべし

攝政とは天皇御幼少の間代りて万機の政を攝行するものなり上世中應神天皇の朝、御母息長足姫尊(神功皇后)攝政たりしより推古天皇の朝には皇太子廐戸皇子攝政、齊明天皇の朝に皇太子中大兄攝政たり斯の如く攝政は幼主若くは女帝のとき其の最も近親なる御母若くは皇太子等にて攝行し給ふ慣例にして未だ臣下の攝政となりし例なかりき然るに清和天皇御即位のとき御幼少(御年九歳)なりしを以て外祖藤原良房人臣を以て始めて攝政となる爾後幼主のときは藤原氏の大臣たるもの必らず其の任にあたるを以て定例とす蓋し藤原氏は毎に外祖の地位にあるを以てなり而して天皇御成長ましく御元服の後は必らず攝政を辭する例にて之を復辟といふ然れども猶藤原氏をして万機を關白せしむる事例となれり是に於て關白の名稱起る

關白は天皇御成長の後、百官万機の政務を奏するに先だちて諮禀する處の人をいふ、攝政關白はその名こそ異なれ其の實は天皇御幼少の時と御成人との差別あるのみにして、ひとしく執政者の名稱なり、關白の名稱は宇多天皇御即位の始め仁和三年十一月万機巨細皆太政大臣(基經)に關白せしむとあるより起れり其の後朱

雀天皇の天慶四年十一月太政大臣藤原忠平攝政を辭す而して万機巨細皆太政大臣(忠平)に關白し然して後奏下する事仁和の故事(基經)の如くせよと詔あり、是れ攝政を止めて關白となす始めとす爾來天皇御成人により藤原氏の攝政を辭するものを更に關白となすを以て慣例とすされば攝政關白は藤原氏の私有物の如くなりて公然その子弟に讓與し終には基實の如き年僅に十六歳にして關白に補せられ大納言をも經ずして直に内大臣關白に昇進するが如き濫授あるに至れり

參議は其の始め正官にあらず文武天皇の大寶二年大伴、安麻呂、粟田、真人、高向、麻呂、毛野、古麻呂、小野、毛野等五人に勅して朝政を參議せしめしに起り、聖武天皇の天平三年式部卿宇合、民部卿多治比、縣守、兵部卿、麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大辨葛城王、右大辨大伴、道足等六人を參議となせしより官名となれり、その後或は觀察使を兼ねたり然れども令外官として官位の相當なきにより元慶年中定めて職事となさんとの議ありき

中務省 職員には、卿長、大輔、少輔、官大、丞、少丞、官大、錄、少錄、典等あり天皇に近侍して其の儀禮を相け意見を上奏し詔勅の文案を審署して之を覆奏し上表を納れ國

史を監し女王以下の官女の考叙を知り五位以上の位記等の事を掌る此は唐の中書省にあたるを以て八省の第一にあき長官の位階も他の七省より二階をのぼす本省には四等官の外に侍従八人、内舍人九十人、大中少内記六人、大中少監物十人、大少主鈴四人、大少典鑰四人等ありて各々其の職に奉仕す所謂被攝官なり、又被管には中宮(大皇太后、皇太后、皇后的三后を總べ云)職、圖書内藏、縫殿陰陽の四寮、書工内藥内禮の三司等あり

式部省 職員(四等官)中務省に同じ、内外文官の名帳、考課、選叙、封祿、位記を掌り朝禮を修め學校を監し貢人を策試する等の事を知る是は唐の吏部禮部の一部を兼ねたるものなり被管に大學散位の二寮あり(散位とは有位無官のものをいふ今の非職に類するものなり)

治部省 職員同上、氏姓の争訟を判定し五位以上の繼嗣婚姻を正し祥瑞を辨へ國忌御諱及び官人の喪葬贈賻を知り兼て舞樂僧尼蕃客等の事を掌る是は唐の禮部にあたり、被攝官には大少解部十人ありて譜第の争訟を詢問する事を掌る、又被管には雅樂、立蕃、立とは僧尼、蕃とは外蕃をいふの二寮、諸陵喪儀の二司あり

民部省 職員同上、全國の地理及び戸口名籍を知り租庸調を勘計し課役の免否家人奴婢を校し田畑道路橋梁山川藪澤等の事を總管す是は唐の戸部にあたり、被管には主計、主税の二寮あり(主計は歲出歲入の豫算及び決算を掌り、主税は全國田租倉廩の事を掌る、二家ともに最も要劇の官とす)

兵部省 職員同上、内外武官の名帳考課選叙位記を掌り校尉以下兵士の名帳兵器城隍烽火等凡て兵事に關する一切の事を知る是は唐の兵部にあたり、被管には兵馬、造兵(兵を造る司也)鼓吹、主船、主鷹の五司あり

刑部省 職員同上、鞠獄、刑名囚獄債負等の事を知り疑讞を決定する事を掌る是は唐の刑部にあたり、被攝官には大中少判事十人、大少屬四人(判事の書記)あり訴訟を判決し判文を抄寫することを掌る、又大中少解部合せて六十人あり争訟を問ひ窮むる事を掌る又被管には贖贖囚獄の二司あり(贖贖とは大罪人の所有物を没入し又罰金を徵收する等の事を掌る)

大藏省 職員同上、全國の調物及び金銀銅鐵珠玉等の出納を掌り度量權衡を均くし及び估價を定むる事を知る是は唐の九寺の一なる大府寺にあたり然るに

吾國にては之を引上げて八省の一に列す古來大藏を重んずるの古儀によれるなり被攝官には大少主簿四人、藏部六十人、價長四人、典履二人、典革一人、百濟手部十人、狛部六人ありて各々其の主管の事務に従事す、被管には典鑄、掃部、漆部、縫部、織部等五司ありて金銀銅鐵の鑄造、薦席鋪設の事、雜種の塗漆、兵士の衣服裁縫、錦綾の織染等の事に従ふ

宮内省 職員同上、宮内の雜用、供御の稻田飲食等の事を知り凡て宮人の事を掌る職原抄には唐の工部にあたる由いへれど本省の被管に木工寮、土工司あるのみにして其の他工部に類する所なし、被管には大膳職、木工、大炊、主殿、典藥の四寮正親、内膳、造酒、鍛冶、官奴、園池、土工、采女、主水、主油、内掃部、宮陶、内染等の十三司ありて宮中の雜用に關する事を分掌す

彈正臺 職員には尹官、長弼官、次大忠、少忠、官判、大疏、少疏、典主等ありて内外、文武官の非違を彈奏し風俗を肅清にする事を以て職とす、又巡察、彈正十人ありて常に内外を巡察し非違を糾彈する事を掌るものなり、是は唐の御史臺にあたりされば彈正の職權甚た重く其の糾彈不當なるも左右大臣にあらざれば之を彈糾する事能はず

又武官に衛門、左右衛士、左右兵衛の五衛府あり、各、督、佐、大尉、少尉、大志、少志、醫師等あり各々數百人の兵士をおきて宮門の禁衛、門籍、門勝及び巡檢、車駕の護衛等を掌る、大寶令の制にては右の五衛府なれども其の後近衛府起り衛門、左右衛士兩府の合併ありて大同以後には左右近衛、左右衛門、左右兵衛の六衛府となれり而して近衛府最も親近の衛兵たり其の職員も他に異なりて大將、中將、少將、將監、將曹、府生、番長等とす各々名譽の官として之を競望し文官より兼任する例なりき又左右馬寮、左右兵庫寮、隼人司等あり軍馬の調習兵器の儲藏及び隼人(薩摩大隅邊の勇猛なる人出仕す)の事を掌る概武官より之を兼ね

次に地方官には京都に左右京職あり攝津に攝津職あり九州に太宰府あり諸國に國司郡司ありて各々其の管内を治む
左右京職 仗職員には大夫、長亮、次大進、少進、官判、大屬、少屬、典主等あり京中の戶口名籍を知り百姓を字養し所部を糾察し貢舉、孝義、田宅、良賤の訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、雜徭及び兵士、器仗、道路、過所、關遺の雜物、僧尼の名籍等凡そ京中一切の事を掌るとる又市中には一坊に長一人をおき四坊即ち一條に令一人をおき戶口を檢校し奸非を

督察し賦係を催駈せしむ坊令には正八位以下の明廉強直にして時務に堪へたるものを取る坊長は里長とあなむく白丁よりとる又被管に東西市司ありて財貨交易物品の眞偽、度量輕重、賣買の估價を知り非違を禁察する事を掌どる

攝津職 上古難波(今の大阪)には離宮ありてこれを掌どる官を職といひこの職にて總て津國の事を攝したるゆゑに攝津職とはいふなり(攝は兼帶の義なり)職員職掌は京職にちなむ但し上下の公使、郵驛、傳馬、船舶の檢校等をも掌どるなり

太宰府 筑前國にあり九國二島の事を管領し三韓諸藩を朝貢せしむ鎮守府は武を以て東方蝦狄を鎮め太宰府は文を以て西方諸藩を服す東西相對して以て中國の藩屏たり故に文德實錄には西極之大壤、中國之領袖也云々以爲重鎮といひ三代實錄には鎮西者是朕之外朝也、千里合符一方寄重とも見えたり其の創置詳ならざれども推古天皇の十七年大宰の名稱始めて見え持統天皇の三年には淨廣肆河内王を以て大宰帥とせられし事見えたり職員には帥官長大貳、少貳官次大監、少監官判大典、少典等ありて九國二島の事を總管し兼て蕃客の歸化饗燕等の事を掌どる帥の上に主神一人ありて九國二島の神祇祭祀の事を掌どる事猶太政官の上に神祇官

あるが如し又大判事、少判事等ありて管内の争訴を判決し、大工、少工ありて城隍、舟楫、戎器、諸營作を掌どり博士、陰陽師、醫師、算師、主船、主厨等ありて各部の事務を分掌す外に防人司あり防人の名帳、戎具、教閱等の事を掌どる防人とは諸國兵士の九州防禦の爲め大宰府に在勤するものをいふ天平寶字元年の勅令によりて兵士一千人と定められたり是は専ら東國驍勇の士を差遣せられし事續日本紀万葉集等に見えたり

諸國は國の大小人口の多寡等によりて大國、上國、中國、下國の四等に分ち國の等級によりて職員にも増減あり大國には守官長、介官次、大掾、少掾、判官、大目、少目、主典、各一人、史生三人あり上國には守、介、掾、目、各一人、史生三人あり中國には守、掾、目、各一人、史生三人あり下國には守、目、各一人、史生三人あり其の職掌は上、京職の條に掲げたるが如し但し外に農桑を勸課し城牧公私の馬牛の事を知る等の條あり又陸奥、出羽、越後等の國は兼て饗給、征討、斥候等の事を知り、壹岐、對馬、日向、薩摩、大隅等の國は寇賊の鎮拒、防守及び蕃客の歸化を知り三關國(三關とは軍防令の義解に伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛發等をいふ)は兼て又關割及び關契の事を掌どる又毎國に國博士、醫

師各一人ありて國學生を教授す學生は大國に五十人上國に四十人中國に三十人下國に二十人を以て定員とす醫生は各學生の五分の四を減す
 郡は大上中下小の五等に分つ皆里數によりて之を定む凡そ五十戸を以て一里とし二里以上を小郡とし四里以上を下郡とし八里以上を中郡とし十二里以上を上郡とし十六里以上廿里以下を大郡とす郡は千戸即ち二十里に過くる事を得ず若し五十戸以上を餘さば比郡に隸入す大郡には大領一人少領一人主政三人主張三人をちきて郡内を治めしむ上郡以下次第に遞減す大少領には性識清廉時務に堪へたるものをとり主政主張には強幹聰敏書算に工なるものをとる皆當郡若くは比郡より國司銓擬し官に申して之に任補す大少領を銓擬するに才用同じきものは國造をとる制なりき郡の下には每里里長一人をちき戸口を檢校し農桑を課殖し非違を禁察し賦役を催駈せしむ里長は里中の白丁(無位無蔭の平民也)の中より清正強幹なるものをとりて之にあつ

又諸國に軍團あり大毅一人少毅二人主張二人校尉五人旅師十人隊正二十人あり其の地方の丁男を徴して兵士とす是は土地の形狀により二郡三郡を合せて一軍

團をちくあり或は毎郡にちくことありき

次に冠位の制を述べんに冠を以て品位の標章とする事は上世の末期推古天皇の十一年十二月聖德太子が創めて制定せられし六色十二階の冠を以て始とすその冠位は左の如し

- (一) 大大德德 (二) 大大仁仁 (三) 大大禮禮 (四) 大大信信 (五) 大大義義 (六) 大大智智

皆當色のフシキ絶ツギを以て縫ふ冠の形狀は頂に撮り總べて囊の如くして縁を着くと見えたり當色の絶を以て縫ふとは位階相當の服色にて製するをいふ此時の服色は明文なければ明に知りかたけれど後の制を以て推すに小禮以上は紫色信は緋色義は綠色智は標色等の定めなりけむかしされば當時群臣諸氏を十二等にわかちて某々の氏は大德某々の氏は小德云々の家は大仁云々の人は小仁などゝ定めて其れに相當せる冠を賜ひ以て尊卑の驗とせられしものなるべし

此の冠位の事に就きては谷川士清の日本紀通證に北史を引て曰く内位有十二等一曰大德次小德次大仁次小仁次大義次小義次大禮次小禮次大智次小智次大信次小信今按松下氏以北史爲是然德則統全體而言故爲首仁義禮智信以木火土

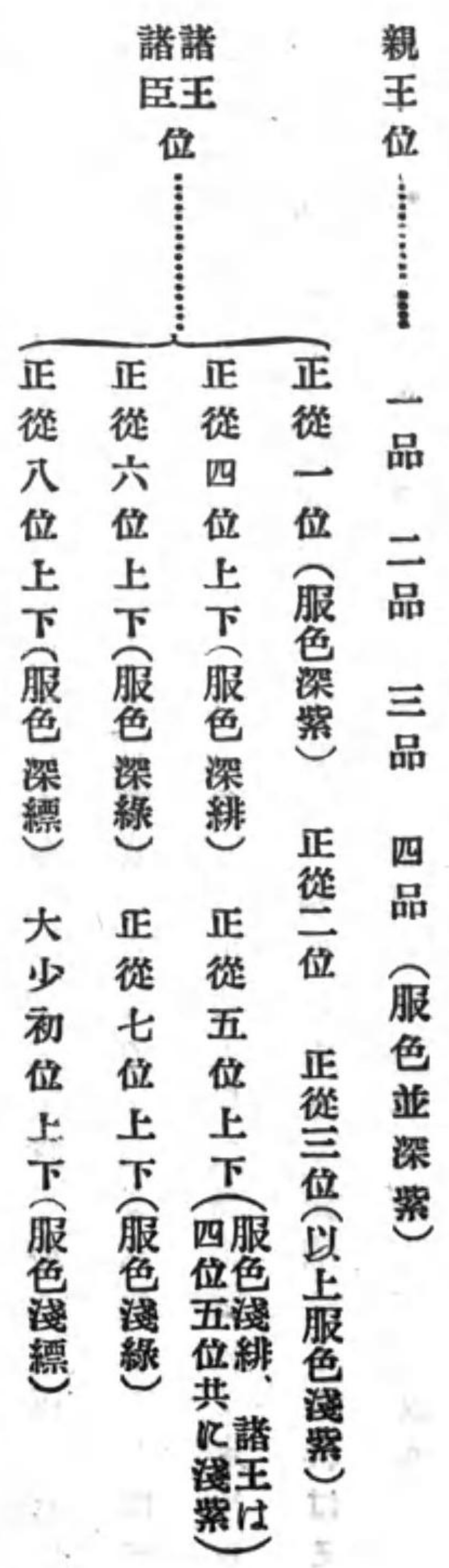
金水爲序、蓋取諸漢儒說也、北史反謬と見えたり、その次序は論ある事と見ゆれど、名稱は全く支那の制によられしものなり、次に孝徳天皇の大化三年更に改めて七色十三階の冠とせられたり、その冠位左の如し、

- (一) 大織冠 以織物爲之以繡裁
- 小織冠 冠之縁、服色並深紫
- (二) 大繡冠 以繡爲之、其冠之縁、服色並同織冠
- 小繡冠 縁、服色並同織冠
- (三) 大紫冠 以紫爲之、以織裁冠之縁
- 小紫冠 織裁冠之縁
- 服色並深紫
- (四) 大錦冠 其大錦冠以大伯仙錦爲之以織裁冠之縁、其小錦冠以用淺紫
- 小錦冠 小伯仙錦爲之以大伯仙錦裁冠之縁、服色並用真緋
- (五) 大青冠 以青緋爲之、其大青冠以大伯仙錦裁冠之縁
- 其小青冠以小伯仙錦裁冠之縁、服色並用紺
- (六) 大黒冠 其大黒冠以車形錦裁冠之縁、其小黒冠以菱形錦裁冠之縁、服色並用緑
- (七) 建武 初位又名立身、黒絹爲之、以紺裁冠之縁

然るに同五年二月増して十九階とし、天智天皇の三年二月復増して二十六階とし、天武天皇の十四年正月に至り更に爵位の號を改め親王の位を四階、諸王の位を八階

合して十二階とし、諸臣の位を四十八階とせられ、冠の色は皆漆紗冠とて、墨色とし、唯服色によりて位階を分別する事となり、又是までは冠位の進む毎に、朝廷よりその當色の冠を賜はりて、それを験としたりしを、此度の改革よりは、それを停止せられ、更に位階を賜ひて験とする事となり、次に文武天皇の大寶元年、始依新令改制官名位號と見え、親王は明冠四階、即ち一品より四品に至り、諸王は淨冠十四階、即ち正一位より從五位下に至り、諸臣は正冠以下三十階、即ち正一位より少初位下に至る位階を定められたり、

大寶令に載する所の官位の次第左の如し



右三十階の中にて、從五位下以上十四階を勅授とし、從八位下以上十二階を奏授と

し、少初位下以上四階を判授とす、而して三位以上は、公卿の位階として律の六議中に議貴とありて貴人とす、又令義解には、五位以上謂之通貴とありて、四位五位も普通貴人の部分とす、されば五位以上は通常貴ときものとして、六位より五位に昇進するは、實に容易からぬものとせし、位階の制は、推古天皇の朝に創めて定められてより、數回の改正ありて、文武天皇の大寶令の制にいたりて、完備せり、さればその後千有餘年間行はれて更に變革なし、明治維新の初め、二年位階の制を改めて一位より九位までとし、正從十八階とせられたれども、稱號は猶大寶令のまゝなりき、又大寶令の制には外位と稱するものなり、正五位上より少初位下まで廿階ありて、内位(普通の位階也)よりはやくかろきものなり、こは唐の制に視品官といふよし類聚國史に見えたり、視はナゾラフと云ふ義なれば、外五位は准五位なり、外六位は准六位なり、かろき事むべなり、外位といふ義は、法令の主意は、外官(即ち地方官)に賜はるべき料の位なる故なるべし、然れども實際は否らず、地方官も多くは内位に叙せられ、外位は、親王々臣家につかふる帳内資人等の如きもの、諸國の國造、神社の禰宜、祝、隼人、浮囚の酋長、又は金銀米穀等を奉獻せし刑功の賞與、及び好學篤道の類の如き者に

賜はる位階とす、されど後世に及びては内外官の差別もなく、姓氏の卑凡なるものは先づ外位に叙する例となりき、江家次第叙位の條にも、若有下位者、經奏聞可叙外階、有愁時、後日改叙内位と見えたり、

當時位階は官職と相當する例にして、大寶の官位令は即ちその相當を定めたるものなり、然れども往々官位相當らずして位卑くして官貴きものあり、或は位高くして官卑しきものあり、於して特例を生し、行守の二字を以て分別する事となれり、そは職原抄後附に、位高官劣書行字、高官下位書守字といへるが如く、位高くして官劣れるときは行と書し、位卑くして官高きときは守の字を書して區別す、假令へば從三位行刑部卿某といひ、七省卿は正四位相當なり、正三位守右大臣某といへるが如し、(左右大臣は正從二位相當なり)

又當時位階を重ずるは俸給及び身品は位階を標準とするものなればなり、當時の俸給は位階につき位田あり、季祿あり、官職につき職田あれども、位階を以て身分の階級を定められたれば、當時の位階はいと貴ときものなりき

又大寶令の制には勳位を一等より十二等まで十二階に定め、武勳及び文勳のも

のに賜ふその文位の相當は左の如し

勳位

- 一 等正三位 二 等從三位 三 等正四位 四 等從四位 五 等正五位
- 六 等從五位 七 等正六位 八 等從六位 九 等正七位 十 等從七位
- 十一等正八位 十二等從八位

六等以上は勅授にして、以下は奏授なり、其の服色は勳一等と雖とも尙平民とあなじく黄色なり

〔法制〕吾邦中古の法制は孝徳天皇以後漸次唐制に準據して律令格式の四箇の書を制定せられ數代を経て完備せり抑律令格式とは如何なるものなりやといふに新唐書の刑法志及び大學衍義補に之を解説して曰く、令者尊卑貴賤之等級、國家之制度也、格者百官有司之所常行之事也、式者其所常守之法也、凡邦國之政必從事此三者、其有所違及人之爲惡而入于罪戾者、一斷以律とありてその大略を知るを得れども猶詳にいへば律は罪人を處罰する刑法にて弘仁格式の序文に律以懲肅爲宗と見えたる如く犯罪者をして、コリ／＼サセ再ひ罪を犯させぬ様にするを以て本意

とするなり、令は朝廷の法令なりこれは同序文に令者以勸懲爲本とある如く法令に違背せぬ様に豫め誡むるを以て本旨とするなり、格は定りたる律令の外に臨時に詔勅命令を以て定めたるものにて、同序文に格則量時立制とあり、式は有司の心得書にて今の所謂事務章程の詳細なるが如きものにて同序文に式則補闕拾遺と見えたり、古代明法家の諸説を纂輯したる令集解といへる書にも格式の解説につき問答を載せて曰く、問、斷獄律云、凡斷罪皆須具引律令格式正文者、未知格式何物、答、格者蓋量時立制或破律令而出、註文長ければ畧す、或助律令而出矣、但有稱律謂格文耳、註文畧す、其式者補法令闕拾法令遺、但有稱律謂式處耳云々と見ゆされば律令格式ともに同じ効力を有するものにて格は律令の古に行れて今に用ゐ難き事どもを取捨し時勢を量り世風を斟酌して立てたるものなり、式は令の支流ともいふべきものにて譬へば禮節の闕を式部式にて補ひ、賦役の遺を民部式にて拾へるが如し、その他をも此例を以て類推すべし、されば律令格式は、弘仁格式の序文にも、憲治國之權衡、信馭民之轡策者也といへるが如く、政治上法律上最も重要なものなれば、古來政書又刑書とも稱し殊に明法家には法曹の四書として國家の寶典となせり

次にこの四書撰述の事をいへんに、弘仁格式の序に、至天智天皇元年制令二十二卷、世人所謂近江朝廷之令也と見えたる如く、令は天智天皇の朝に至りて創めて制定せられたり、又大織冠鎌足公傳によれば、帝令大臣撰禮義、定律令、作朝廷之訓、大臣與賢人損舊章、略爲條例とあれば、此時鎌足公に命じ時の學者等と共に、孝徳天皇以來の舊制を損益して律令共に制定せられしものなり、その後屢々筆削修正を経て、持統天皇の三年にいたり之を頒布せられたり次に、文武天皇の四年、淨大參刑部親王、直廣壹藤原不比等（鎌足公の息なり）等に勅して、律令を撰修せしむ、大寶元年に至りて成れり、律六卷、令十一卷あり、之を大寶の律令と稱す、蓋し天智天皇の近江令に准據せられし事明なり、次に元正天皇の養老二年に至り、更に不比等に勅して、再び律令を刊修せしめ、律十卷、十二篇、令十卷、三十篇とす、今世に行はるゝ律令即ち是なり、令はその後明法家の解釋區々なるを愁ひ、淳和天皇の天長十年右大臣清原夏野以下十二人に勅して一定の義解を附せしむ、後世令義解と稱するもの即ち是なり、今大寶律令の篇目を示せば左の如し

大寶律十二篇

- (一) 名例
- (二) 衛禁
- (三) 職制
- (四) 戶婚
- (五) 廩庫
- (六) 擅舉
- (七) 賊盜
- (八) 闘訟
- (九) 詐僞
- (十) 雜
- (十一) 捕亡
- (十二) 斷獄

但後世散逸して名例、衛禁、擅舉、賊盜の四篇を残すのみ他は皆亡失せり

大寶令三十篇

- (一) 官位
- (二) 職員
- (三) 後宮職員
- (四) 東宮職員
- (五) 家令職員
- (六) 神祇
- (七) 僧尼
- (八) 戶
- (九) 田
- (十) 賦役
- (十一) 學
- (十二) 選叙
- (十三) 繼嗣
- (十四) 考課
- (十五) 祿
- (十六) 宮衛
- (十七) 軍防
- (十八) 儀制
- (十九) 衣服
- (二十) 營繕
- (廿一) 公式
- (廿二) 倉庫
- (廿三) 廩牧
- (廿四) 醫疾
- (廿五) 假寧
- (廿六) 喪葬
- (廿七) 關市
- (廿八) 捕亡
- (廿九) 獄
- (三十) 雜

次に格式は斷獄律に斷罪須具引律令格式正文と見えたと、當時格式の撰定なし、降て嵯峨天皇の弘仁十一年に、式四十卷、格十卷を撰びて施行せり、格は大寶元年より弘仁十年までの詔勅官符の後世の法となるべきものを集め、式は大寶元年以來の諸司の文案を探りて綴りなせり、いづれも大納言藤原冬嗣等の勅を奉じて撰述せし所なり、是を格式撰述の始めとす、次に清和天皇の貞觀十一年に、大納言藤原

氏宗等に勅して弘仁十一年より貞觀十年までの格を集めて、貞觀格十二卷を撰ばしめ、同十三年に、又氏宗等に勅して、弘仁式の足らざる所を補ひて、貞觀式二十卷を撰はしめ、弘仁式と並べ行はしむ、次に醍醐天皇の延喜元年、左大臣藤原時平等に勅して、延喜格十卷を撰せしむ、七年に至り更に増して十二卷となし、貞觀十一年より延喜七年までの格を收む、同延長五年に左大臣藤原忠平等弘仁貞觀の二式を合せて延喜式五十卷を撰す、是れ現存する所の式なり、格は弘仁貞觀延喜の三代の格ともに、皆官に隨ひ類を分ちて神祇、太政、中務式部、治部と叙でたるを、後に分類して類聚三代格の撰あり、是は神事、佛事等と叙で、三十卷とす、然れども亂世に亡逸して其の半分をも存せず、是れ格式編輯の大略なり、今、格式の現存するものを掲ぐれば左の如し

格 類聚三代格 缺本十二卷 (外に近年加州家前田侯より出でたる缺本五冊あり)
 式 延喜式 五十卷 (是は全部完備せり)

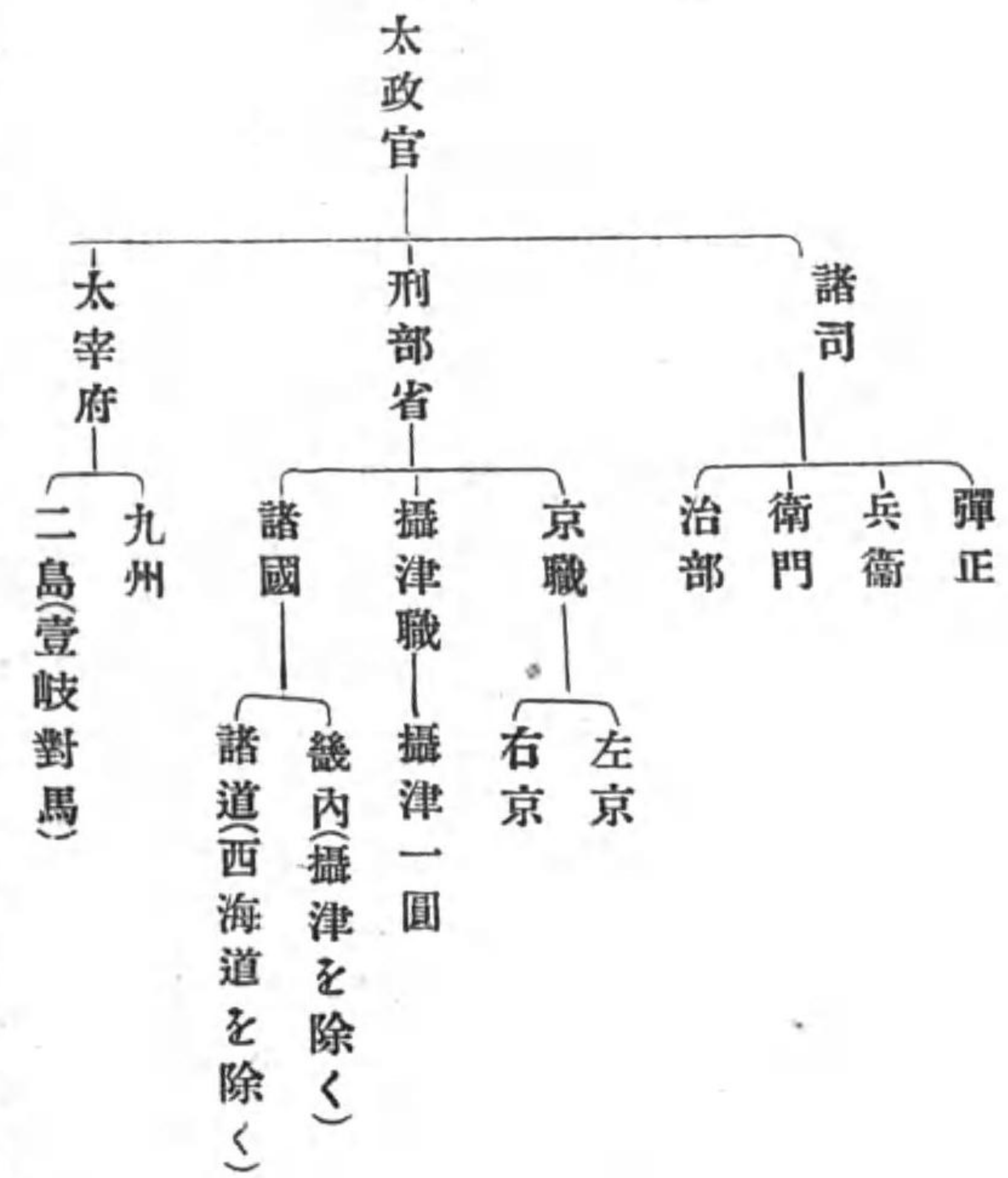
右律令格式の外に、新彈例、八十一例、民部省例、刑部省例、天長格抄、官曹事類、叙位略例、太同抄、檢非違使式、勘解由使勘判抄、政事要略、法曹類林、柱平類林等の諸書あり、皆

律令を扶翼する書なれども今は多く亡逸して全書傳はらず惜むべき事にこそ、

以上律令格式の大略を陳述したれば、是より大寶律令の司法制度を述べんとす、是は學藝志林に掲載する所の法學士三和親本氏の司法革弊略論に詳述したれば之を節略して掲出す

大寶令の司法制度如何を觀察するに、先つ上に刑部省ありて全國の司法を統轄す、次に左右京職ありて兩京(京都に左右)の聽訟斷獄を司どり、攝津職ありて攝津一圓の聽訟斷獄を司どり、太宰府ありて九國及び二島の聽訟斷獄を司どる、終りに國司ありて一國の聽訟斷獄を司どり、其の下に郡領ありて郡内の聽訟斷獄を司どる、此外に治部省あり、解部トキベをもちて、譜第の争訟を司どる、又彈正臺ありて内外官吏の非違を彈奏糾察し、衛門府、兵衛府ありて所部の非法を案檢す、左に全國司法一覽表を示す

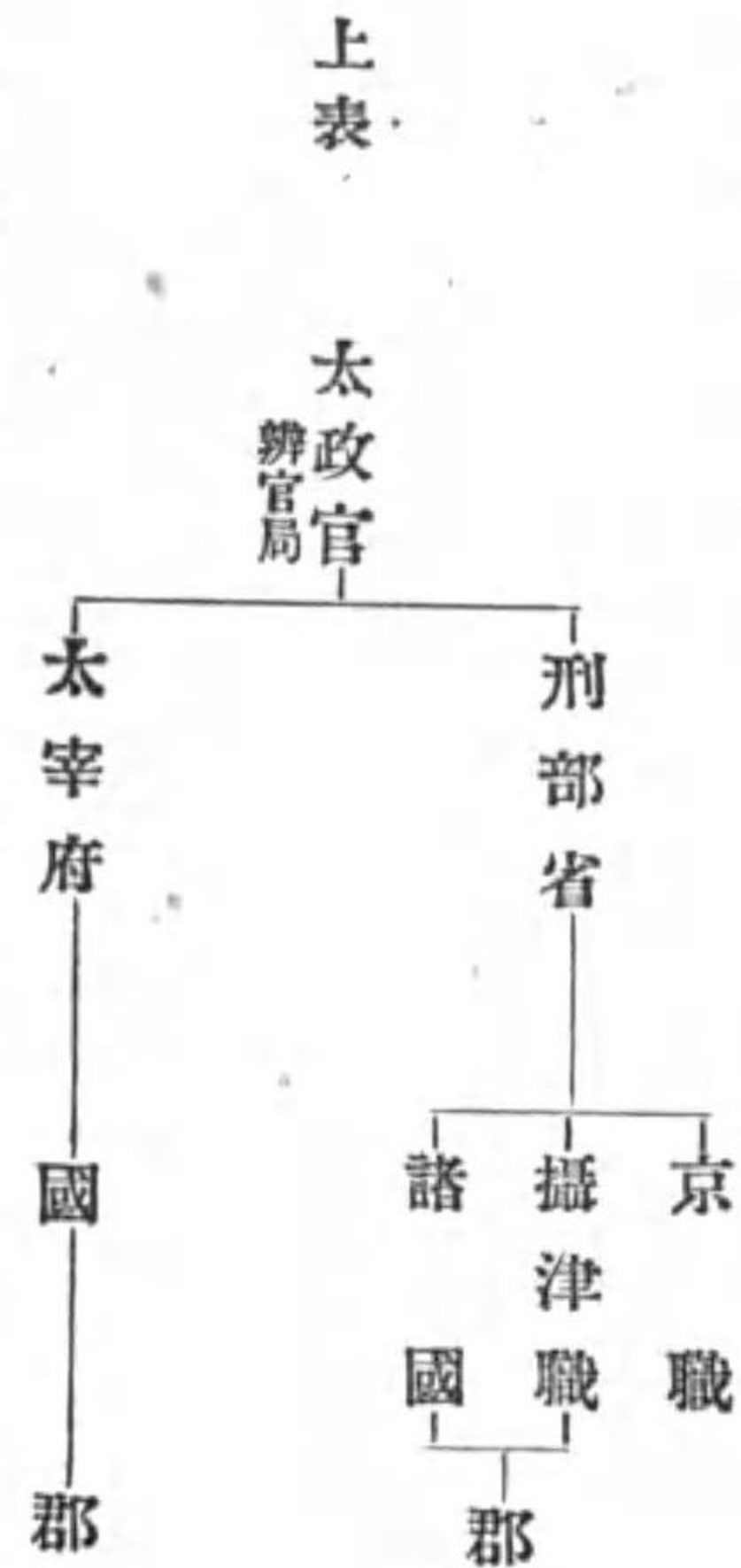
〔表 覽 一 法 司 國 全〕



右諸職管理する所の権限を説かんに、民刑各稍其管轄を異にするが如し、民事の訴訟は京師に在れば、之を京職に訟へ浪花津^{なばなつ}今の大阪なれば之を攝津職に訟ふ、而して其の他の地方は、先づ之を郡司に訟ふ、公式令の定に依て其の判決に不服を申立て上訴せんと欲するものは、其の官司より不理状^{ふりじょう}（上訴の免許状にして後世幕府にて所謂添書なり）

を受け、次序を踐で上陳する事を許す、その次序とは、當初京職若くは津職に訴へたるものは、刑部省に上訴し、刑部省の判決に不服なるときは、太政官に上陳す、若また當初郡司に訴へたるものは、次に國司若くは津職に上訴し、國司の裁決に不服なるときは、九州並に二島にありては、太宰府に上訴し、其の他諸國にありては凡て刑部省に上訴す、その管轄表は左の如し

〔民事上訴管轄表〕



上訴に臨み不理状を請ふにあたり、官司に於て三日を経て尙ほ之を給せざる時は、其の旨を記し直に上訴する事を許す、如此序を踐み太政官に至りて尙ほ之を理せざる時は、直に天皇に上表を奉る事を許せり、加之官司故^こさらに判決を下すに延引

隣踏する時は、次序を越えて上訴する事を聽せり、(以上學藝志林)

以上は民事の訴訟に關する法規なり、その刑事に關するものを述んに先づ刑に
答杖徒流死の五種あり、之を五刑といふ、答は十より五十に至る五等あり、杖は六十
より百に至るまでの五等ありて、いづれも一等毎に十を加ふ、若し贖銅にて免さる
る時は一等を一斤とす、されは答罪は一斤より五斤に至り、杖罪は六斤より十斤に
至るなり、答といひ杖といふは、粗細の異はあれども、共に木の細枝の少頭を用ゐて
臀を打つなり、因て邦語に答をホソキズバエ、杖をフトキズバエともいへり、されど
多くは答をシモトといひ杖をツエといふ、さて在京諸司の人、答杖の罪を犯すとき
は當司(即ちその役所)にて決し、衛府罪人を捉へたる時、その犯罪者が京に貫屬する
者は京職に送り、京に貫屬せざるものは刑部省に送り、市にて決す、又其の父祖の位
蔭を待みて、故らに憲法を犯すものあれば、六位以下及び勳七等以下の内外の官人
は、長官次官に於て之を決答し、帳内(トチリツカレト)資人は蔭位ありといへども、本主に稱はざると
きは杖罪以下は本主決す、又四位五位の本主もその資人を決答する事を得るなり、
又諸國にては、答罪は郡領にて決し、杖罪以上は郡にて斷定して、國に送るなり、徒と

は罪人を役して罪を償はしむる刑にて、今の所謂懲役なり、徒は杖より重き刑にて
一年に始まり半年づゝ加へて三年に至る、五等あり、(三百六十日を以て一年とし百
八十日を以て半年とする由注せり)、若し贖銅にあへる時は、一年を廿斤とし十斤を
増して六十斤に至る、徒刑の人は畿内は京都に送り、課役を免し私養を食せしめ、欽
を着け三四人づゝ相連ね、若くは盤枷を着けて一人毎に兩人防撥して、道路橋築造
作營繕し、宮城の四面を掃除する等の雜事に役す、毎月彈正巡察して非理の役使等
を糾彈し、滿役の日に至れば、役の日數と作物の色目とを録して、囚獄司より刑部省
に送り、刑部省より事狀を録して其の身を本郷に遞送す、若し親戚なきもの役中に
死するときは、權りに閑地に埋みその姓名を記して本屬に下す、而して畿外諸國は、
當所の官役に供し、婦人は都て衣服を裁縫し、穀を舂かしむ、又徒を犯して、家に兼丁
(兼丁とは丁夫二人の事にて兼丁)なきものは、男女を擇ばず徒を免して加杖するな
り、是は糧餉の乏絶を矜み、家内の困窮を恐れて役せざるなり、但し家に年廿一以上
の妻あるときは、兼丁なき例に準して加杖す、凡そ徒を免して加杖するときは徒一年は

(六八)
加杖百二十にして、一等毎に二十を加ふ、若し徒役の年限内に、家に兼丁なき場合に
至れば、役すべき日數を加ふべき杖數を總計し、準拆して決放するなり、例へば徒一
年は杖百二十なれば、三十日は杖十にあたる、然るに是の犯者已に三十日役せら
れて、家に兼丁なきに至れば、剩の杖百十を加へて決放す、凡て此の如き類を準拆し
て決放すと云ふなり、但し盜及び人に傷くるものは、兼丁なしと雖ども、親の老疾し
て侍すべき人の外は、此律を用ゐず、聖武天皇の天平十七年の詔に、私に錢を鑄たる
ものは、首従を問はず、着鈇して終身鑄錢司に役す事とし、嵯峨天皇の弘仁九年の宣
旨に、犯盜人は輕重を論ぜず、皆役所に配すべしと定めしによりて、所司終に年限を
定めず、皆命を役所に畢らしむるに至る、因て同十三年に至り、犯盜の人、杖罪以下に
當るときは徒一年とし、徒一年に當るときは半年を加へ、二年三年は各一年を加へ
三流に當るときは六年とし、死罪を犯して別勅を以て宥すときは、十五年を限とす、
又人となり凶惡なるものは終身之を役する事とせり、又盜人は着鈇後、決杖する例
なりしを天祿四年に之を停止す、

着鈇の鈇は鉗にて邦語にカナギといふ、囚人を連繫する具なり、史記の平準書及

び其の註によるに鉄にて造り左趾に着くる具なるを和名類聚抄には脰沓也と
ありて鉄を以て頸に著くる由見え、又類聚名義抄には鈇をクヒカシと訓ぜり、さ
れば吾邦の鈇は頸に著けたるものなり、日本後紀延暦十八年六月の詔に、鉗鎖囚
徒暴體苦作とあるは、著鈇の罪人を指せるものなれば、鎖をも用ゐしもの、如し
而るに年中行事著鈇政の圖には、索を用ゐて衆囚の兩臂と胸脊とを連繫したり
當時は此の如くせしものなるべし、

著鈇長役の事は、聖武天皇の天平十七年四月の條に見え、たれども嵯峨天皇の弘
仁年間犯盜の爲に、特に徒六年、十五年等の法を設けられしは、後世著鈇政の始め
なるべし、此著鈇は、犯盜及び私鑄錢の徒を駈役するため、五月と十二月の兩度
日を擇びて、上十五日は東市の樓下に行ひ、下十五日は西市の樓下に行へり、當日
は衛門佐以下臨監して、看督長専ら之を行ふ之を著鈇の政といひ、年中行事の一
ヶ事となれり、

次に流は、徒より重き刑にて、罪人を邊地に放逐して終身還さざるなり、邦語に之を
ナガスともハナツとも云ひ、昔にて流罪とも呼べり、流は罪の輕重に因りて、遠中近

の三等あり、是を三流と稱す。遠中近は皆京都より路程を計へたるものにて、その國々は左の如し

(七〇)

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 遠流 | 伊豆 京去七百 | 安房 一千五百 | 常陸 一千五百 | 佐渡 一千三百 |
| | 隱岐 九百一 | 土佐 一千二百 | | |
| 中流 | 信濃 五百六 | 伊豫 五百六 | | |
| 近流 | 越前 三百一 | 安藝 四百九 | | |

茲に里といふは太寶令に度地五尺爲歩三百歩爲里とあり、又度地用大ともありて一里は大尺の百五十丈にて今二百五十間にあたり

凡そ流人及び家口は未だ發遣せざる間は獄中に禁じ、贖物を以て糧に充て給し、四季ごとに一たび發遣す其の時は太政官より符を刑部及び國司に下し、妻妾は必ず之に従ひ、父祖子孫は隨はんと欲すれば聽され、家人は從ふことを聽さず、刑部及び國司は太政官符に依りて隨ふべき家口と發遣の日月とを具録して配處に下し、遞に防援を差し、左右兵衛を部領とし、途中は程糧を給して配處に達せしめ、既に

日 本 本 史

配處に到る時は即ち其賤男女大小を論せず、人毎に日に米一升鹽一勺を給し、又田を給し、來年の春に到り種子を給し、秋に至れば糧食種子共に停む、流人は凡て鈇若くは盤枷を著し、一人毎に兩人防援して配所にて役せらるゝ、事一年なり、其の間は課役を免し、官糧を給す、滿役若くは赦に會ひて役を免する時は配處の戶籍に編入し、課役は百姓と同じくし、配所にて未だ六年に至らずして死去する時は家口既に其處に附籍すとも還らんと願ふときは放還す、流罪には又加役流、反逆縁坐流、子孫犯過失流、不孝流及び會赦猶流の五流あり、加役流とは三流は俱に配處にて一年間役せらるゝを是は遠流の上に三年役せらるゝなり、反逆縁坐流とは謀反及び謀大逆者の祖孫兄弟皆遠流に配せらるゝが如き是なり、子孫犯過失流とは過失にて祖父母父母を殺すが如き是なり、不孝流とは祖父母父母の事を訴ふる者あれば首は絞とし、從は流とする是なり、會赦猶流とは、蠱毒を造畜するものは赦に會ふと雖も同居家口及び教令せし人まで皆遠流し、四等の尊屬從父兄姉異父兄姉を殺し及び反逆せしものは赦に會ふと雖も猶近流す、是等を會赦猶流といふ、此五流は皆重罪の人の處刑なり、又官人流を犯す時は除名して配處に赴かしめ、六年の後に再

(七一)

仕する事を聽し若し本罪流に至らずして特に配流するときは三年以後に仕官する事を聽す、又僧侶の流刑を犯す時は還俗せしめて後に配所に遣すなり、又流人は京都を出立するとき馬に逆乗せしむる由後清錄記等に見えたり

死刑は五刑中の極刑にて又大辟ともいふ、絞斬の二あり、斬は首を斬るとにて絞は頸を縊るなり、而して斬を特に重しとす、凡そ死罪を決するには在京は行決の司決前一日に一たび覆奏し、決日に再び覆奏し、諸國は官符下るときに初日に一度覆奏し、後日に再び覆奏す、但し立春より秋分までの間及び大祀齋日等は死刑を決する事を得ず、死囚を決する日は囚人を市の司の南庭に跪かしめ、彈正刑部左右衛門の官人監決し、物部防援し、刑部録犯狀罪名を宣告して衆人に示し、物部刑を行ふ、但し絞は綱を用ひ、斬は劍を案して之を戮す、其の殘骸は近親に授けて斂めしむ、若し親戚なき者は市司囚獄司をして城外の閑地に埋み、勝示を樹てしむ、又行刑の日犯罪者が五位以上及び皇親なるときは馬に乗り親故に辭訣するを聽し、若し惡逆以上を犯せるにあらざれば家に自盡することを聽す、又七位上及び婦人は絞を犯す時は隠所にて絞す、嵯峨天皇の朝に藤原仲成を誅してより後、三百四十餘年の間

公卿たるもの一人も死刑に抵る者なかりしを、後白河天皇の保元元年に信西が奏聞に由りて源平兩氏の人を處刑してより死刑又起れり

當時の刑法は以上陳述せしが如く、郡司は唯答罪を決することを得、杖罪以上は皆之を國司に送附す、國司は之を覆審し、訖りて徒杖の罪及び流應決杖若くは應贖の罪に當る時は即ち之を決配、徵贖す、刑部省に於て流以上を斷するも亦之に准ず、京職及び攝津職は浪花津に限り、は郡國の權限を兼行すれば、その刑事管轄の如きも郡國を併せたる權限を有せり、左に刑事管轄一覽表を示す

刑事管轄一覽表

| 名 | 罪 | | | | 郡 司 | 國 司 | 太宰府 刑部省 京職 攝津職 | 在京諸司 |
|---|------|------|----------|------|-----|------|-------------------------|------|
| | 答 | 杖 | 流 杖決應 | 流 | | | | |
| 決 | 斷定送國 | 斷定送國 | 斷定送國 | 斷定送國 | 決 | 斷定申官 | 斷定申官 | 斷定送省 |
| 決 | 決 | 決 | 斷定申官 | 斷定申官 | 決 | 斷定申官 | 斷定申官 | 斷定送省 |
| 決 | 決 | 決 | 斷定送省 | 斷定送省 | 決 | 決 | 決 | 決 |

| | | | | |
|----------|------|------|------|------|
| 除名 官當 | 斷定送國 | 斷定申官 | 斷定申官 | 斷定送省 |
| 應贖 | 斷定送國 | 徵 | 徵 | 斷定送省 |

右表の如く刑部省及び諸國京職攝津職等に於て流以上若くは除免官當の刑を斷するときは其の斷案を連寫して太政官に上申せざるべからず太政官に於て按覆の上其の理を盡したる斷案と認むるときは其の旨を上奏す若し然らずと思料するときは在京諸司なれば更に刑部省に就きて覆審せしめ地方なるときは別に官吏を派遣して之を覆審せしむ又在京の諸司京職を除くに於て事發するときはその人徒以上を犯せば皆刑部省に送り杖罪以下は當司之を決す獨り衛府に至りては罪人を糺捉するときは京に貫屬するものは皆京職に送り京に貫屬せざるものは皆刑部省に送る其の他地方國司の廳などにて疑はしき獄ありて決し難きときは刑部省に送る若し刑部省に於て猶ほ疑はしきときは太政官に上申して其の決を請ふ事と制定せり

日 本 歴 史

又別に八虐六議といふ事あり八虐とは一に謀反二に謀大逆三に謀叛四に惡逆五に不道六に大不敬七に不孝八に不義是なり此八虐は必ずしも皆極刑を蒙るに

はあらざれども犯罪の性質名教を毀損するを以て特に律の篇首に擧て明賊とせり故に六議の人と雖どもこれを犯す時は平人の如く罪を論ぜられ此罪を犯して獄成るときは赦に會ふと雖ども猶除名し赦宥ありとも大赦非常赦の外は免さる事なかりき六議とは法律上特別の取扱を請くるものにて第一に(議親)とて天皇皇后皇太后の親族第二に(議故)とて天皇の故舊第三に(議賢)とて大德行あるもの、第四に(議能)とて大才能あるもの、第五に(議功)とて大功勳あるもの、第六に(議貴)とて三位以上のもの、以上六議にあたるもの、死罪を犯ししときは、その罪狀并に議すべき箇條を具録して上奏し輕減の議定まりたる上にて、更に天皇の裁定を請ふ者なり以上は太寶の律令を以て制定せられたる司法制度及び刑法民法等なり今日より之を見るも尙ほ感ずるに餘あるものあり爾來大同小異その法行はれ來りしに藤原氏歴世政を執るに及びて外戚の權を弄して皇位の繼承を擅にし同族姻婭の好あるにあらざれば高官顯職を與へず依估の賞罰事に觸れて少なからず當時司法の弛緩實に言ふに忍びざるものあり後三條天皇祚を踐み給ふに及びて英明神智の資を以て夙に相門の權を收め記録所を起して訴訟を聽斷し以て賞罰を明に

日 本 歴 史

す之によりて數世傾頽せる紀綱大に振ふ惜哉在位日久からずして崩じ給ふ其の後法律亦弛廢し或は綏に過ぎ或は苛に涉り制令一定せず加ふるに僧徒跋扈し武人叛亂盜賊蜂起す是に於て紀綱大に廢れて遂に源平爭亂の世となりき、

〔財制〕是も孝徳天皇の朝隋唐の制によりて新に租庸調の法を定められ尋て數回の改修あり文武天皇の太寶令にいたりてその制完備せり第一租とは田租の事にて田地につきて收むるもの第二庸とは夫役の代料として收むるもの多く布を用ゐるを以て庸布といふ第三調とは家につきて收むるもの第一田租の事を述んには先づ田制の事より説かざるべからず上世田地の廣狹を量るには(シロ)といふ言を用ゐて代の字を填てたりしを孝徳天皇のとき高麗尺にて方五尺を一步と定め田の長三十歩廣十二歩即ち三百六十歩を以て一段とし十段即ち三千六百歩を以て壹町とす太寶令の制之れによりて大尺の方五尺を以て一步とす然るに元明天皇の和銅六年大寶令の大尺即ち高麗尺を廢し令の小尺(即ち唐の大尺にて曲あたる)大尺とし更に六尺を以て一步とすされと實際に於て差ふ事なし此の和銅の制は永く行はれて天正の改革所謂大開檢地にいたるまで變更なかりき

當時公私の田地に輸租田、不輸租田、輸地子田の差別あり位田(五位以上の位階に隨ひて賜ふをいふ)職田(大納言以上及び博士助教諸國司郡司等に在職中賜ふをいふ)功田(國家に功勳ある人に賜ふ)口分田(別にいふべし)墾田等の如き尋常田租を輸す義務ある諸田を輸租田といひ神田、寺田、放生田、學校田、勸學田、及び節婦田、惇獨田等の如き田租を官に輸す義務なき諸田を不輸租田といひ、位田、職田等の未授の間及び没官田、剩田等の如き官有の田地を民に賃租して地子を輸さしむる諸田を輸地子田といふ、地子とは郷土の沽價に従ひ一年を限りて賃租するなり、賃とは春に方りて先づ其の直を取るをいひ、租とは人に與へて之を作らしめ秋に至りてその租を輸さしむる法にて、後世の所謂小作なり、地子は上、中、下、下々の四等の品によりて各々その穫稻の五分の一を輸さしむ、弘仁主稅式によるに上田壹町の穫稻五百束にて地子は百束、中田は八十束、下田は六十束、下々田は三十束を輸すを以て定法とす

口分田は大化改新の時より定められたる法にして人生れて六歳に至れば男女の等差によりて田地を給ひ力作して租を輸し其の餘を以てそのれが食料とせしめ身死すれば公に還收す、これを口分田といふ、男一人につき田二段を給し女には

その三分の二即ち一段百廿歩を給す、而して、五歳以下は給することなく六歳にいたりて始めて之を給す、故に毎六年死生を考覈して收授をなす、これを班田といふ、身死すといへども班年にいたるまでは收公せずして、其の戸内の人に佃食するを得しむ、是れ當初六歳未滿のものには班田の年といへども給せざるが爲めなり、又寛郷とて人口少なく田地多き所は田二段の定法に依りて給授して剩れるを公田とす、狭郷とて人口多く田地少なき所は郡内を通計して平均に班授し必しも二段の數に滿たしめず、故に位田職田等に至りては其の土人に非ざれば狭郷に於て受くる事を得ざるなり、口分田は成るべき丈家居の便近に従ひて隔越することを得ず、また土地薄瘠にして毎年耕種するに堪へず、隔年に耕種する田地を易田又カタアラシノ田といふ、之を口分田に給授するときは倍して給するなり、此口分田は良民のみならず奴婢にも亦之を給す、その額は郷土の寛狭に従ひ良民の三分一を給す、即ち男は二百四十歩、女は百六十歩なり、田數に准じて租を輸すことは良民におなじ、その給田の得分を以て食料とするに足らざるは本主(即ち主人)の給養を受くるものなればなり、

口分田班給の法は全國粗實行せられしが如くなれど、大隅薩摩兩國の百姓は建國以來未だ曾て一度も班田を受けず、其の所有の田は父子相承けて私に自ら墾田せるなり、聖武天皇の天平二年一般の法に従ひて班田せんとせしに、太宰府よりその必らず喧訴を致さん事を言上せしかば、舊によりて之を佃らしめ、又清和天皇の貞觀十五年に太宰府の言上に従て課役と不課との勞逸を酌量し、唐制差降の法に倣ひ、課丁(正丁をいふ)に三段三百廿九歩を給し、不課男(正丁にあらざるものをいふ)に二段女に壹段を給すること、定む、又光孝天皇の仁和元年土佐國の班田は正丁に四段、次丁并中男に二段、不課男は一段、女は五十歩と定めて班給せし事もありき、按ずるに當時己に班田戸籍の方法密ならず、百姓或は男を以て女と詐冒し、以て課役(女は課役なし)を忌避する類ありしによりかゝる權制を設けしものなるべし、右水田の外に陸田園地宅地等あり、是等は別に規定を設けず、臨時に處分せられたり、陸田園地は民戸の品等によらず、男女の差等を立てず、其の土地の廣狹に隨ひ、每人に均分して之を給し、一度給せし後は更に收授せず、その數は大凡一人に三四段を給す、その戸絶ゆれば公に還す地主存生の日既に賣りたるは更に還すべからず、

(八〇)
但し園地には其の戸の品等に随ひ課して桑漆を植ゑしむ、その數は上戸(戸内人口の多寡を量りて上中下の)に桑三百根漆一百根以上、中戸に桑二百根漆七十根以上、下戸に桑三等(分つなり)に桑三百根漆四十根以上なり、皆五年内に植ゑ畢へしむ、新に別戸を爲すものも亦此の例による但し園地なきものは課する限にあらざ其の郷土の桑漆に宜しからざる
と狭郷とに於ては必しもその定數に滿てしめざるなり

宅地の制は古書にその徴證なしといへども上古より居住し來れるまゝに子孫に傳來し各自その便近の地に田地を闢き園林を占めて所有せしものならん大化改新の制出しより以來も猶ほ宅地は舊に依りて其の家々の私有なりしなるべし歸化人及び俘囚の夷狄を各所に安置せるはさらなり他郷より移住し或は新に一家をなすものも皆適宜に空閑の地を占めて以て宅地とせしなるべし宅地の私有なりし事は太寶令の制にも賣買する事を許せしを以て明なり但し所轄官司に經由してその許可を得べき制なりき

以上土地に關する制は粗陳述せしかは是より租税の制を説んに第一租とは後世の所謂年貢米なりこは大化二年一段の租稻二束二把、一町の租稻二十二束と定

められたり當時稻は田より蒔上げて之を乾干し束となして藏に納めおく制なり一段の穫稻五十束にして一束の稻は春て米五升を得れば五十束は米二石五斗を得べしこれを今升にて量れば壹石〇壹升四合四勺となるその内より二束二把を租稻として納むこの米壹斗壹升なりこれを今升にすれば四升四合六勺三八となる此の割合によれば田租は殆んど收穫の二十五分の一に當る、その後白雉大寶慶雲養老等數回の變更ありと雖ども遂に大化の税率による事となれり、今男子一人の輸租及び所得を概計すれば二段の穫稻百束にて此米五石なり此内より租稻四束四把を輸す此米貳斗貳升なり殘る所の得分稻九十五束六把にて此米四石七斗八升なり之を今升にて量れば壹石九斗三升九合餘となる、之を一年三百六十日に割れば五合三勺餘に當る是れ男子一日の食料なり女はその三分の一を減ず

第二、庸とは夫役の代料として上納するものなり凡そ正丁(廿一より六十)は一年十日間公役に服すべき義務あるものとす之に服せざれば其代の料として一日分布二尺六寸十日分二丈六尺を納むるなり尤も代用すべきもの布のみならず他物を以てするも妨なし又年役十日を勤め其の外猶三十日を加役するときは租

調どもに免せらるゝ制なり次丁は正丁の半數五日服役するか若くは庸布一丈三尺を納むるなり

第三、調とは郷土の産物を納むるものにて織物にては絹絁布帛等をはじめ糸綿若くは雜物を納むるなり其の額は正丁一人につき絹絁は長八尺五寸巾二尺二寸、布は長二丈六尺巾二尺二寸、絲は八兩綿は一屯なり其の他雜物にて鹽は三斗、鰯は十八斤、滑海藻は二百六十斤、鰈は三口等なり次丁は正丁の二分の一、中男(十七歳より二十歳まで)は四分の一を出す制なり

右租庸調の外に出舉(すゑ)と稱するものあり春にあたり錢穀を百姓に貸し秋に至りて之が元利を收むるもの也こはもと貧民賑恤の意より出でたること天武天皇の四年中戸以下に貸して上戸に及さざるを以て知るべし然るに太寶令制定のときは亦一々の租税の類となれり賦役令雜税の義解に謂出舉稻及義倉等是也と見えたりその租税に屬せること以て徴すべし

以上租税の大略を講述したればこゝに男兒一生中課役の義務を一時に前納せし事實を引證して其の額を示さんに光孝天皇の朝に尾張國春部郡の大領尾張宿

禰弟廣といふものあり其の男安文安郷二人の中男(十七歳)より始め不課(六十歳)に至るまでの課役を總計し調庸物を前納すその一人分、絹十疋七尺五寸、庸米壹石壹斗五升、中男の作物油二升八合、係分の商布百五十二段なり時に兄安文は十六弟安郷は十五歳なりき

次に戸籍編制の事を述べんに是も孝徳天皇の朝第一に調査し給ひしどころにして新税法と密着の關係を有するものなり凡そ戸籍の用たるや全國人民の數を知り男女老少の色(しよ)を別ち課丁の員を計り之に由りて種族の貴賤を定め之に由りて口分田を班給し之に由りて租税の多寡を知り之に由りて賦役の課不を量り之に由りて兵士の簡點を爲す等の如き施政上に於て最も緊要の物たり故に孝徳天皇の大化元年東國の國司を拜し各任所に至りて戸籍を造らしめ又倭國及び諸國は使者を遣はして人口を檢し戸籍を作らしむ同二年に至りて全國の戸口田畝は始て計算する事を得られしなり爾後造籍班田は俱に毎六年を以て一期となして之を取調べしものなりその中に就き天智天皇の九年二月戸籍を造り盜賊浮浪を禁斷せりこは殊に精細に取調られしものと見え庚午の年籍と稱し後世以て戸籍

(八四)
 の準正となす大寶の戸令に戸籍は恒に五比(一比六年なれば、五比は三十年分なり)を留めて遠年のものは除く、近江大津宮(天智庚午)年籍は除かずといひ、太寶三年七月の詔に籍帳は國家の大信なり、時を逐ひて變更せば詐偽必らず起らん庚午年籍を定めとして更に改易すべからずといひ、天平寶字八年七月文室真人淨三の奏言に庚午年籍を除かざるは氏姓の根本として姦欺を遏むる爲なりなどいへるを以て證とすべし
 又戸籍上、男女の一生涯を六等に分ちて、三歳以下を黄とし十六歳以下を少とし廿歳以下を中とし廿一歳より六十歳までを丁とし六十一以上を老とし六十六以上を耆とせり、その中に就きて中丁老の男は公役に服する義務あるものとし、其の他は皆公役を免す、又一目盲し、兩耳聾し、手に二指なき、足に三指なき手足に大拇指なき、禿瘡にて髪なき、久漏下重、大癰瘡等の類を殘疾とし、癩瘡侏儒腰背折れ、一支癩せる類を癩疾とし、惡疾(癩病等を指す)癩狂、二支癩し、兩目盲せる類を篤疾とす而して丁男を正丁といひ、老男と殘疾者とを次丁といふ、次丁は二人を以て正丁一人に准じ、中男は四人を以て正丁一人に准ず、此後孝謙天皇の天平勝寶九歳四月に、十八歳を中男とし、二十二歳以上を正丁とし、天平寶字二年七月に六十歳を老丁とし、六十五歳を耆老とせり、中男正丁に一歳を加へ、耆老に一歳を減じたるは、俱に民役を寛にせんが爲なり

又年八十以上及び篤疾者には侍(看護人)一人、九十には二人、百歳には五人を給し以て之に供侍せしむ、侍者には有官無官に拘はらず、先づ其の子を採り子なければ孫に及ぶ子孫なければ近親を取り、近親なければ白丁を取る、侍者に充るものは公役を免す、
 又全國の戸を大別して、課戸、不課戸の二種とす、課戸とは戸内に課役に服すべき年齢の男あるものなり、不課戸とは戸内にその義務なきもののみあるをいふ、假令へば皇族(五世王以上)及び八位以上の人、年十六以下の男、三位以上の父祖兄弟子孫、五位以上の子、耆(六十六以上)癩疾、篤疾、妻妾、女家人、奴婢等の如き是なり、
 以上太寶令戸令に制定する所の規程なり、戸令は現今の民法の如きものにて、此の外に親族、等親に關する法、婚姻、離婚、分家、別戸、財産分配法等をも定めありて、甚た必要なる箇條あれば、尙風俗の條に掲ぐべし

文學は上世の末期推古天皇の頃より己に隋國に交通し留學生を遣し、漸次彼の文學を輸入せり、殊に孝德天皇の大化改新以後は、文物制度すべて支那風を輸入せしかば、支那文學の必要起れり、是を以て歷朝使節とともに留學生を派し、或は彼の國人を雇聘して、教授の任にあらしめ、天智天皇の朝には、創めて學校を起し、百濟人鬼室集斯を以て學職頭に任ず、蓋し本邦に於て、學校建設の始めなり、次に天武天皇の朝には、大學寮を設け、音博士書博士等を置き、各學生を置き、又占星臺を建て、天文博士天文生を置き、各學生をしてその業に就かしむ、次に文武天皇の大寶令制定の時に至り、大に學制を定め、京都に大學を置き、諸國に國學を置き、普く就學せしむる制なり、されば職員教官の職制より、學生の資格學科及び試業休暇等の制に至る迄精細に定められたり、是は學友關根氏の古代大學の制度と題する考證文に詳悉したれば、之を抄出して示すべし、

太寶の制、大學の學科を分ちて五科とせり、(一)明經、(二)紀傳、(三)明法、(四)算を四道と稱せり、又別に書法を教ふるを以て五科とす、

(一)明經科は専ら經義を講讀して其の旨に通ずるを期す、學習の順序は始めに經

文の白讀を教へ、熟達の後、義理を講する定めにして、此學科に用ふる書目は、左の如くなりき、

小經……………周易(鄭玄又は王弼の注に限れり) 尙書(孔安國又は鄭玄の注)

中經……………毛詩(鄭玄の注) 周禮(同上) 儀禮(同上)

大經……………禮記(鄭玄の注) 春秋左氏傳(服虔又は杜預の注)

按ずるに、大中小の三等に分ちたるは、書帙の浩漭なると、さなきとに據れるなり、文義の難易に就てにはあらず

論語(鄭玄又は何晏の注) 孝經(孔安國又は鄭玄の注に限れり、但し清和天皇の貞觀二年よりは唐の玄宗の御注孝經を主と立てられき、然れども學は博きを厭はねば、孔鄭の二注も講讀の心あるものには猶兼用する事を聽せり)

右の中、論語孝經の二書は諸學生必ず兼習すべき制にして、此の他は周易なり毛詩なり、唯一經を專習するに止りて、普く諸經を習ふに及ばず、若し二經を習はんとしたらば、大經の中にて一經小經の中にて一經を擇ばしめ、三經を學ばんとには、大中小

經の中にて各々一經を擇ばしむ、猶すべてを學ばんとするものは、學者の意に隨ひて之に關涉せざる制なりき、

(二)紀傳科は歴史を講習する科なり、史學は文章を主とする故に、後世此道は文章博士の業となれり、さて此學科に用ゐる書目は左の如くなりき、

史記 漢書 後漢書 文選 爾雅

史記漢書後漢書の三史の事は、太寶令には明文なけれど、續日本記廿、延喜學式、清行意見封事等によりてかく定めつ、文選爾雅は、選叙考課等の令文によりて記せり

本邦の歴史は、此科にて講究しけん、宮中に於て日本紀進講の儀ある毎に、紀傳學生を擇びて、都講となされし事屢々なりき、もとは史學を専らとせしかど、弘仁天長の頃より、詩文を以て學生を及第せしめしからに、遂には詩賦文章を主とする様になりけり

(三)明法科は、本邦の律令を講じて、義理を識達し凝滞なからしむるを主とす、此科別に書目を掲げざるは、當時現行の法制を習ふに止りて、法理の研究外國法律の比

較などは未だなき時代なればなるべし

(四)算科は、算術を修する科なり、此學科の書目は左の如くなりき

孫子 五曹 九章 海島 六章 綴術 周髀 九司

三開重差

以上九書の中、特に周髀六章九章の三書に通ずるを要せり、中にも周髀を重しとし、此書に明達ならざれば、如何程他の書に熟せりとも、及第出身を得難きなり、聖武天皇の天平三年三月の制旨に、自今以後算を習ひて出身せんに、周髀を解せざる者は、唯留省(式部省)に留むる義にて官位に叙任せざるをいふを許せといひ、延喜の制にも、凡そ算得業生の周髀を解せざる者は、及第を得ると雖も叙任すべからず、但し留省を聽せとあるにて知るべし、

(五)書科は、書法を習ひ筆迹の巧妙なるを主とす、敢て字跡を知り、字様を解するを業とせず、書は現に貢試の法あれば、一學科には立てられし者なるべし、

因に記す、往古醫陰の兩道と稱せしは、今の醫理の科とも云ふべきなれど、當時は此學科を大學にては教習せず、醫學は典藥寮に於てし、陰陽學は陰陽寮に於

てせり、その大概をいはし、先づ醫道に醫針、按摩、咒禁、藥園等の科あり、陰陽道にては、天文、曆數等を教へ、占筮、相地、造曆の事等、皆その業とする所なり

大學の職員は、頭一人(從五位上階)助一人(正六位下階)大允一人(正七位下階)少允一人(從七位下階)大屬一人(從八位上階)少屬一人(從八位下階)使部廿八人直丁二人等なり、右の外に桓武天皇の延暦十八年二月和氣廣世(清麻呂の子)に從五位下を授け、大學別當に補し、其の後また權助一人をおかれたりき、頭の職掌は、學生の試験及び釋奠の儀制等大學一切の事務を執り、助以下は頭を助け使部直丁は寮内の雜事に駈使せらるゝなり、

教官の當初におかれしものは、博士後に明經博士と稱す一人(正六位下階)助教二人(正七位下階)音博士二人(從七位上階)書博士二人(同上)算博士二人(同上)以上大寶令に載する所の教官なり、その後おかれしは直講二人(正七位下階)文章博士(又紀傳博士)二人(從五位上階)明法博士二人(正七位下階)なり、當初おかれし博士は、後に明經博士と稱せり、初めは紀傳、明經、明法などの稱なかりしかど、此博士必ず經義の講授を本として、旁ら紀傳(即ち歴史學)明法(即ち法律學)の科をも兼攝したりし故に、始めは

日 本 本 史 歷

明經博士と稱せずして單に博士とのみ稱しけん、然るを後に紀傳、明法などの博士出來てより、各々科を分けて業を授くる事とぞなりし、然れども大學に於ては博士固より主たるべきものなれば、後世も單に博士とも、大博士とも稱せしなり、

明經博士の名、史籍に見えし始めは、元正天皇の養老五年正月の詔旨に、文人武士は國家の重ざる所なり、宜しく學業師範となるに堪ふる者を賞して、後生を勸勵すべしとて、明經第一の博士鍛冶造大隅等に祿物を賜ひし事ある是なり、然るに中古以後は此官も形カガの如くに衰へ、中原清原の兩家累代外記たる家業の人、位次によりて本官に任じ、後花園天皇の長祿の頃には、此家よりして足利將軍家の侍講に參仕し、旁ら顧問に備はりて政務の評議にも參與するに至れり、

博士助教の職は、經籍を教授し、學生を課試する等の事を掌り、音博士は漢音を教ふる事を職とす、凡そ初學の徒は、先づ音博士に就て必ず五經の音を知りさて、後に、義を議ずる制なりしかば、音學は別に一科には立てざりき、桓武天皇の延暦十一年の勅に、明經の徒、正音を習はずして、發聲誦讀既に訛謬を致せり、今よりは漢音を熟習せよと云ひ、嵯峨天皇の弘仁八年の勅にも、年三十以下にして聰令の徒、入色四人

日 本 本 史 歷

白丁六人を擇み、大學寮に於て漢語を習はしむべしとあるにて漢音を授けし事知るべし、抑、此博士は、早く持統天皇の朝に、音博士唐の續守薩弘恪と云ふ人あり、その後も唐國の人を任ぜられつと見えて、稱徳天皇の神護景雲の頃も大學寮の音博士唐の袁晋卿と云ふ人など見えたり、又唐人ならぬも本邦人の渡唐學問して、彼の音に習熟したるものを用ゐられしなるべし、書博士は書を教へ算博士は算を教ふるを職とせり、

凡そ博士助教の任は、經義に熟達せるを採れる事勿論なから、唯學業のみをば採らす兼ねて品行方正に徳義ありて人の師となるに堪へたらん者を擇みて、之に任し、書算の博士は専ら業術優長ならん者を採用する制なりき、

直講は、助教とあなじく博士を助けて經業の教授を職とす、聖武天皇の神龜五年の格文に直講三人と見えたり、當時始めておかれしものか否を知らず、平城天皇の大同三年二月一員を減じて紀傳博士一員に代へられぬ、仍て直講は二人と定りしなり、

文章博士は、即ち、紀傳道の博士なり、歴史學は文章を主とすれば然稱へしにや、此

日 本 歴 史

官は、元正天皇の養老五年正月學業師範となるに堪ふるものを賞して、後生を勵すべしとの勅によりて、明經第一の博士を始め文章[○]從五位上山田史御方等に祿物を賜ひし由見ゆ、是れ始めなり、次で聖武天皇の神龜五年の格文には一員と定められき、又平城天皇の大同三年二月別に、紀傳博士と云ふが出来て、相並びて各々一員たり、然るに仁明天皇の承和元年四月紀傳博士を廢して更に文章博士一員を増し加へぬ、是に至りて文章博士二人とぞ成にける、是の時かく紀傳の名稱を停廢せられしかども、其の道は文章博士の業となり、紀傳道に熟達の人を以て、文章博士となしたるなれば、後にも文章博士を指して、猶紀傳博士とも號したりき、

明法博士は、文武天皇の大寶元年八月の條に、明法博士を六道に遣はして新令を講せしめし事見ゆ、是れ當時新令(大寶令)の文義を説明せしめん爲に、大學より諸國に派遣したるものなり、又元正天皇の養老五年には、例の學藝師範となるに堪ふる者を賞賜すべしとて、明法[○]箭集宿禰虫麻呂等に祿を賜はりし事ありき、聖武天皇の神龜五年の格文には、律學博士二人とあり、されど、後には猶古名を稱して明法博士とのみいへり、此博士は唯、律令の教授のみならず、刑名を斷定する事もあり、或は檢

日 本 歴 史

非遣使又は勘解由使の官を兼任する事もありき、中古以後は、坂上中原の兩流此道の専門家として世業の如くなり、後花園天皇の長祿の頃には、足利氏の顧問となりて、公事を沙汰し賞罰の次第を勘進する等の事ありき、

凡べて大寶令の制には、諸教官の學生を教ふるに、一年講授の多少を計へて考課の等級とし、訓導方ありて生徒業に充つるを博士の最とせり、又一書を授くるにその講義未だ終らざば、他業に改むる事を得ず、又學生入學の時、布一端を束修の禮物とするに、その中三分を博士に入れ、二分を助教に入るゝ例なりき、

次に學生の事を述べんに、大寶の制大學生の人員を四百人に限り、(此數は紀傳明經明法及び書の學生を合せたる數なるべし)算學生を三十人と定められき、而して大學に入るべき者の資格、年齢は左の如くなりき、

- (一) 諸王の子及び孫(皇太子は傅及び學士といふ官ありて輔導奉講し、親王方には文學といふ官ありて教授する定めなれば、皇太子及び親王は大學に入らず、)
- (二) 諸臣五位以上の人の子及び孫
- (三) 東文部の子(應神天皇の時に歸化せし王仁の裔にして、河内に住ひ奕世業を繼

ぎて史官となれる者の子なり、河内は皇城の東に當りければ東文部とかきて義訓にしかいへり)

- (四) 西文部の子(是も同朝に歸化せし阿智使主の裔にして大和に住み、史官を世業としける者の子なり、大和は皇城の西に當りければ例の如く義訓す、)

- (五) 八位以上の人の子にして情願する者、
以上は、年齢十三より十六までにして聰令なるものを選ぶ、

- (六) 國學生(郡司の子弟にして、諸國に設けたる國學に入校してある者の在學九年に滿たずして、既に二經以上に通じ、猶講學せんと情願し、考試に得第せし者)
右は年齢を定限せず

斯れば大學に入るべきものは、身分ある人に止まる制なりしか、聖武天皇の天平二年三月の格によれば、明法生十人、文章生二十人を限り、雜任及び白丁の聰慧なる者を簡取て、年の多少を限らず、大學生とせられし由なり、又學生の年齢も最初は十三歳以上十六歳までに限りしかど、天平十一年八月に勅して、蔭子(五位以上)蔭孫(三位以上)位子(六位以下八位)に限りて、年齢の高下に拘らず、皆大學に下して一

向學問せしめられき此後平城天皇の時には十歳以上の者は入學を聽されきと見えて、嵯我天皇の弘仁三年五月の勅に、國を經め家を治むるは文より善きは無く、身を立て名を揚ぐるは學より尙きはなし、是を以て、大同の始、平城天皇の時、諸王及び諸臣五位以上の子孫、十歳以上の者は皆大學に入て業を分けて教習せしめき、然るに徒らに多年を積て未だ一業をだも成さず、自今以後は宜しく前勅を改めて、各自の好みに任せんと見えたり、又弘仁年中の制に文章生を撰ぶには、良家の子弟を以てし、大學寮に於て詩賦を試みて之に補し、式部省更に覆試して、俊士と號し、俊士の翹楚なる者を秀才生とする事ありしか、爰に良家と謂ふは三位以上を指すなれば、學生を補するに、門資に拘はる事大に宜しからずとの論起りぬ、抑も大學は尙才の處、養賢の地なり、然るに高才必ず卿相の子のみならず、碩學却て寒素の門より出づ、此の如き制度永く存すれば、恐くは後生是より解體せん、又文章生中に俊士秀才等を置く事徒らに節目を増して、政途に益なしとて、天長四年六月件の俊士を廢し、秀才生を舊號に復して文章生とし、之を撰ぶ事すべて天平の格に據られき、

此頃より諸道の中にて文章科を殊に重くして、延喜の頃には既に擬文章生とい

ふものをおかれぬ、擬文章生は二十人を以て定員とし、博士の推舉によりて、史記、或は漢書をよましめ、一史の中より五條を試み、三以上に通ずるを得第として之に補す、かくて猶修學の上式部省に於て毎年春秋に簡試し、文章博士及び儒士二三人相共に其の等第を判定し、奏聞の後に、文章生に補するなり、又延喜時代には總體の規模を擴めて、遊學の徒の入學せんと請願する時は、簡試の上一經にだに通ずれば身分の高下年齢の多少に拘らず、すべて大學生となる事を聽されき、

又試業休暇退學等に關する制度も細密なる定めありて、大學生の試業は、毎月行ふ小試験と、年終即ち毎年七月に行ふ大試験との二つあり、又讀者と講者とによりて其の試法を異にせり、讀者とは初學の徒の白讀を習ふものにして、講者とは讀法に通熟したるが進て文義を講習するものをいふ、毎月の試業は、一月に三回、即ち十日に一日の割合を以て、博士専ら之を行ふ例なりき、さて讀者の試法は、經文千言の中、一ヶ處三字を覆帖(張り紙す)して暗讀通過せしむるなり、但千言に滿たざるうちは試業せず、然れども學生の懈怠よりして、日を経るも千言に滿つる事能はざるものは、管種の罰あり、又講者の試法は、經文二千言のうちにて、大義一條づゝすべて

三條を問ひ、二條に通ずるを得第とし、一に通じ又不通なるは答極の多少を斟酌して決罰する事もありき、年終の大試験は、大學頭以下の行事にして、講者のみに施し、讀者には及ばざりき、さてその法は、一年習得したる業を通計して、大義八條を試問し、六以上に通ずるを上とし、四以上を中とし、三以下を下第と定め、三年引續きて下第なるものは、則ち退學せしめらるゝなり、

休暇に、定時と臨時の二様あり、定期の休暇は、(壹)旬暇(一旬の中一日、試業の翌日一月に三回なり)、(二)田暇(毎年五月自己の口分田に事あるとき)、(三)衣暇(毎年九月婦功なりて冬衣の用意すべきとき)是なり、右田衣暇として郷里に歸るに、遠路のものには斟酌して往還の日程を給はるなり、又臨時の休暇は、本人の病、父母の患等是なり、凡そ不得止事故ありて臨時休暇を請はんには、大學頭の承認を経べきなり、

退學の處分には、大學頭先づその解退すべき狀を詳記し、式部省に上申して本貫に下すなり、其の解退すべき箇條は、(一)在學中音楽を作し、又雜戲して師の教導に率はざるもの、但琴を彈じ射を習ふは禁せず、(二)一年の中休暇百日に滿つるもの、(三)年終の試業に落第する事三回に及ぶもの、(四)在學九年に迫るも、薦擧仕官に堪へざるもの

もの

右の條々は、皆大寶令の制にて、後世沿革の文を見ず、但し延喜の制には學生の入學より九年を経て、成業せざるものは、名を録して式部省に送る、但年限を過るとも才成立に近しと認むるものは、狀を酌量して留省を聽せとありき、

又大學生は、在學年數の多少に拘らず、既に二經以上に通熟するものは、出身を求むる事を得たり、但し制規の試業を受け、及第すれば、官位に叙せらるゝ例なりき、其の試業は、(一)秀才、(二)明經、(三)進士、(四)明法の四科と、算書の二道あり、(一)秀才の科には博學高才にして、普く經史に涉るものを取て、方略策を試みるなれば、明經記傳の兩道に兼通する學生こそ、其の試問には應せめ、方略策とは、國家大事の要略を策問するをいふ、その試法は、先づ三ヶ條の問題を授くるに、卯の時(午前六時頃也)に策を下附して、當日中に三條の答書を成し訖らしむ、若し訖らざれば考第の限りに非ず、其の問題といふは、例へば、顔淵短命、盜跖長生、福善淫、何其爽也歟、また、何故周代賢聖多、殷時賢少、また、何故馬者大行之後、聞地、犬者少行之時上足、など云ふ類なりとぞ、かくて答書の文辭義理共に高尙なるを上の上とし、文辭は高くとも、義理平易なるか、又は義理

高くとも、文辭平易なるときは、上の中として、得第の例に入る。又文義共に平易なるは上の下とし、文理粗通ずるは中の上とし、文劣く義理滞りて聞えざるの三様を不第とするなり。秀才には、講説不長と雖ども、文藻に閑るゝものは、擧選せらるゝなり。

日 本 歴 史

(二) 明經の科は、二經以上に通ずるものを取りて、經文の義を試みるなり。其の試法は、周禮左傳禮記毛詩の四書より、各四條、此餘の書よりは、各三條、論語孝經を合せて三條と前定し、此内何にても本人の通熟する二經書を選び、本文或は注疏の大義十條を掲げて試問し、義理辨明するを乙として、十條皆通を上の上とし、八以上に通ずるを中の上とし、七に通ずるを上の下とし、六に通ずるを中の上とし、五及び一經に

通ずると、論語孝經共に不通なるとは、不第とせり。二經に通ずる外、別に他經に熟する者には、一經毎に大義七條を問ひ、五に通ずるは、猶得第の例に入る。
(三) 進士の科には、時務に明閑なるものを取りて、時務策を試問し、並びに文選爾雅を讀ましむる法なれば、紀傳道の學生ぞ、其の試問には、應ずべき、時務策とは、治國の要務を策問するなり、是も猶秀才の科の如く、卯時に始めて、當日に訖らしむ、又文選に

日 本 歴 史

は上帙に七帖(字の上に張り紙する也)爾雅に三帖して之を暗讀通過せしむ、而して時務策の文詞順序ありて、義理穩當なる、並びに帖所を讀過して、濫停せざるを乙とし、事義滞りて、詞句倫ひせざる、及び帖所を讀み得ざるを不第と定め、策帖全く通ずるを甲とし、第二に通じ、帖六以上を讀過するを乙とし、以下を不第とす、進士も又文藻に閑へば、縦ひ講説は不長なりとも、薦舉せらるゝ例なりき、

(四) 明法の科は、律令に通達する者を取りて、律七條、令三條合せて十條を試問し、義理に識達して、凝滞なきを通とし、粗綱例を知て指歸を究めざるを乙として、十條皆通するを甲とし、八以上に通ずるを乙とし、以下を不第とせり、

(五) 算道には、術理を辨明するを乙として、九章に三條、海島、周髀、五曹、九司、孫子、三開重差に各一條、合せて九條を試問し、全く通するを甲とし、六に通ずるを乙とせり、但六に通ずるとも、九章の條を落せば、猶不第たり、又綴術九章の試業には、綴術に六條、九章に三條を問ひ、全く通ずるを甲とし、六に通ずるを乙とせり、但し是も九章の方を落せば、綴術に全通するも、猶不第たる定めなりき、

(六) 書には、寫書上中以上の者を擧ぐる例なるが、書術の品第を定むるは、別式の處

分に據りて常例の沙汰なかりき、

以上陳述せしは、大寶令の制なり、後世沿革ありて、進士の科試は暫にして絶え、文章得業生は、方略策のみを試みて、又時務策、帖讀の科試ありとも覺えず、延喜以後は、擬文章生の詩賦の試みに依りて及第し、文章生に補せられたるを進士といひ、文章得業生を秀才と稱せり、文章得業生は、博士の擧によりて、方略の宣旨を蒙り、之を献策といふ事にてありき、其の他明法算生等の科試にも多少の變更ありき、

又右各科の試問に得第せしもの、叙位せらるゝには、其科業と等級とに依りて、品位の階級を異にせり、その圖左の如し、

- 秀才科
 - 上の上……………正八位上
 - 上の中……………正八位下
- 明經科
 - 上の中……………從八位上
- 進士科
 - 甲……………從八位下
 - 乙……………大初位上
- 明法科
 - 甲……………大初位上
 - 乙……………大初位下
- 算科
 - 乙……………大初位下

○書は品第を定むる事、別式の處分に據るとあれは、今考ふべき由なし、

次に職員教官の俸祿は、他の官吏とあなむく五位以上は、位田を賜ひ、四位五位は位祿(布帛の類)を賜ひ、その他は季祿とて、官人出勤日の數によりて春秋の二季に布

帛を賜はるなり、但し季祿は一位より初位に通じて皆賜はるなり、其の後、馬料錢を賜ひ、教官には職田を賜はる定めあり、其の他教官は、入學生の束修を入れ、受業師料をも受くる事ありき、束修の事は既に上に云へり、受業師料は、孝謙天皇の天平寶字元年十一月にぞ定められし、是は學生の卒業して仕官の後、官給の公廩稻一年分をば、元業を受けたる師の許へ送るをいふ、此の如くせば、師を尊ぶ道も行はれ、資(弟子)を教ふる業も永く繼かんとの勅旨なりき、又延喜大學寮式によれば、諸博士に宿を計りて燈油料を賜はりしに、明經博士は毎夜錢二十文、餘の博士は十五文を賜ふ定めなりき、

次に學生の食料衣被等最初は自費の制なりけんを、後には學業優長なるもの、人員を限りて其の費用を官給し、又は費用の一部、即ち食料を補資したる事もありき、聖武天皇の天平二年二月、太政官の奏請により、性識聰慧、藝業優長の者五人以上、十人以下を選びて、夏冬の衣服并に食料を賜ひ、専ら學問を精くせしめ、以て善誘を加へんといひ、尋てまた明法生十人、文章生二十人、得業生十人、凡べて藝業優長の者に、夏は人別に纒一疋布一端、冬は纒二疋綿四屯布二端、食料日々米二升、堅魚海藻

雜魚各二兩、鹽二勺づゝを賜ひしこともありき、

又勸學田ありて大學寮に附せられ、學生總躰の食料を資給する料とす、孝謙天皇の寶字元年二十町をよき、桓武天皇の延暦十三年、更に越前國の水田百〇二町を加へ、和氣廣世は墾田二十町を寮に入れて、勸學料とす、其の後山城國の田五町九段を増し、河内國の荒閑田五十町を加へたれば、勸學田大に増加せり、又學生の菜料として若干錢を左右京職に交附しよきて、其の錢を出舉し、利息錢を收めて大學に送らしめ、以て學生の菜料に充てし事あり、其の額は、陽成天皇の元慶八年、大學頭藤原佐世が具狀によれば、當時新錢三十三貫文なりき、

此外に、名儒の子は、特別を以て學問料(衣糧共に)を賜はりし事あり、之を給料ともいふ、桓武天皇の延暦四年十二月、菅原宿彌古人の子、清公等四人に特に衣糧を給ひて學業を勸められき、是其の父侍讀の功勞を以てなり、學問料の起、實に此に始まれり、爾來名儒の子は、簡試を経て及第すれば、父或は師の請狀によりて、學問料を賜はる事となりて、延喜以後、勸學田漸乏しき頃に至りても、學問料の請狀は多く見えたり、然れども後々には、賜はさりきと見え、千載集等に大江匡範が、學問料請ひけるに

賜はらざりければ、おもひやれ十夜にあまれる燈火のかゝげかねたる心ぼそさをと歎息せし事もありき、

また釋奠として先聖(孔子)先師(顔子)を祭り、九哲(閔子騫、冉伯牛、仲弓、冉有、季路、宰我、子貢、子夏、子遊)を從祀する式あり、是は大寶令の制には、毎歲春秋の二仲月、即ち二月八月の上丁の日を以て、大學頭以下の奉行する所なり、聖像以下十賢の諸影は、元正天皇の朝、吉備の眞備入唐の時、弘文館の畫像を齎して歸朝し、太宰府なる學業院に安置せしを、百濟畫師に命じて彼本を摸圖せしめて、大學寮に安置すといひ、又陽成天皇の元慶四年、巨勢金岡唐本を以て圖繪する所なりともいふ、

釋奠の禮を實行せられしは、文武天皇の大寶元年二月を以て始めとし、爾來歷朝相繼げり、然るに其の儀制尙ほ備はらざる所やありけん、吉備の眞備禮典に依替し潤色を加へければ、器物始めて修り、禮容觀るべくなりぬといふ、是れ蓋し稱徳天皇の神護景雲元年二月の時の事なるべし、此時は天皇大學に行幸ありて、釋奠を行はせられし事見えたり、その後仁明天皇の天長中、皇太子恒貞親王勅旨を承まはり、百官を率ゐて、親ら釋奠の式を修められき、抑々釋奠は、皇太子の親祭する事舊例とな

りしに、久しく磨して行はれざりしが、今度皇太子の復興せんと奏せしによりてなり、延喜の制を按ずるに、享日の未明五尅に、郊社令(祭官の名)其の屬及び廟司を率ゐて、先聖の神座を廟室の内中楹の間に設く、其の座次左の如し、

日 本 本 史

| | | |
|-------|---|----------|
| ○ 冉有 | 北 | ○ 先師 顔子 |
| ○ 仲弓 | | ○ 先聖 文宣王 |
| ○ 冉伯牛 | | ○ 季路 |
| ○ 閔子騫 | | ○ 宰我 |
| | | ○ 子貢 |
| | | ○ 子游 |
| | | ○ 子夏 |

東

○孔子の證を、最初は唐制に據りて、宣父と稱したりしが、稱徳天皇の神護景雲元年七月、大學助教膳臣大丘が上疏に從ひ、文宣王と改められき、

同三尅諸享官各々祭服を着し、諸陪祭の官は皆公服を着し、享に預る、學生は青矜の服を着す、さて郊社令所司を率ゐて、入て樽罍等を実し、大膳職大炊寮の官人、諸籩豆簋簠等を実す、其の牲は大鹿、小鹿、豕の三牲に菟を加ふ、

日 本 本 史

同二尅に至り、享官以下學官等式に従ひ入て坐位に就き、祭儀を云ふ、先づ衆官及び學生拜禮し、協律令舉麾して樂を奏せしむ、大學の頭を初獻とし、助を亞獻とし、博士を終獻とす、並びに旒冕を着し、次を逐ひて先聖先師の神坐に進む、大學頭先聖の神坐前に跪き、爵を奠して俛伏する時樂止む、大祝(祭官の名)神座の右に進み、西向して祝文を朗讀す、其の文に云く、

維某年歲次月朔日子天皇謹遣大學頭位姓名、
敢昭告于先聖文宣王惟王固天攸縱誕降生知經緯禮樂闡揚文教餘烈遺風千載是仰俾茲末學依仁遊藝謹以制幣犧齋黍盛庶品祗奉舊章式陳明薦以先師顔子等配尙饗以上音讀

讀了て大祝起つ、頭再拜し樂作る、次に頭又先師の首坐前に至り、奠爵前の如し、大祝また祝文を讀む、其の詞に云く、

維某年歲次月朔日子天子謹遣大學頭位姓名、昭告于先師顔子等十賢爰以仲春秋又仲率遵故實敬修釋奠于先聖文宣王惟子等、或服膺聖教德冠四科、或光闡儒風貽範千載、謹以制幣犧齋黍盛庶品式陳明獻從祝配神尙饗、

祝文は前後ともに音讀して訓を用みず、然して獻官福酒を飲み、衆官學生等に酢を賜ふ、訖て幣を埒み祝版を燔く、

享禮訖て都堂院に於て講論あり、參議以上坐に就き、諸大夫學生等參入す、執讀(音博士常に此役とす)講ずる所の經を讀み、執經(首坐と稱す)義を釋す、侍講の五位以上及び諸博士官人學生等疑を問はんと願ふ者、如意を寮官より受け、座に就て、疑義を問ふ、執經答義す、講論訖て所司饌を備ふ、觴行る事三巡にして、五位以上坐を起ち、六位以下退下す、五位以上更に宴の座に着く、式部省六位以下の文人を率ゐて着座す、文人詩を賦す、此間明經明法算等の博士學生を率ゐて各互に論議せしむ、是釋奠儀式の大概なり、

以上は王朝時代の大學に關する諸制度なり、歷朝心をかく文學に用ゐられしかば、博學洽識の士も彬々輩出して、國史律令の撰述より詩歌文集等の撰錄もあり、奈良朝より桓武平城嵯峨等の御世の頃は漢學最も盛なりき、されば藤原氏の勸學院、橘氏(嵯峨皇后)の學館院、在原氏の獎學院、後には源氏の所有に歸す、和氣氏の弘文院等の如き私立學校の設もありて、各その氏人の子弟を教育せり、就中菅原清公、大江

音人の兩氏は朝廷に奏請して大學中に文章院を設立せしかば、志學の徒多く之に入學す、東西の二曹とて、東曹は菅原氏の學舎とし、西曹は大江氏の學舎として、諸氏仕官の望を有するもの、多くはこの二家に從學せり、又諸國には國毎に國學一箇所を建て、博士醫師各一人をおきて之が教授を掌らしむ、學生の員數は國の大小によりて差等ありて一様ならず(猶五十二頁諸國司の條參看すべし)

工藝

上世の中頃より三韓の諸工藝を輸入して、彫像建築等の術、稍、その端緒を開きし事は、已に上世史に講述せしが、中世期中頃に至りて建築、彫刻、紡織、漆器、陶器等の諸術著しく發達して、彼の奈良平安京の美觀を呈するに至りき、

建築術は、佛法の渡來以後佛寺の建立盛なりしと、支那交通の開けてより、彼の國の建築を目撃せしとにより、大いに改良せられしなるべし、文武天皇の大寶令制定の時、木工寮をおき、頭助允屬の四等官を設け、工部二十人を隸屬せしむ、その後、嵯峨天皇の頃、修理職(しゆりしやく)を設けられ、大工、少工、番匠、瓦工、檜皮工、轆轤工等の専門の工匠をおきて造營修繕の事を掌らしむ、是に於て建築術益、盛大に赴けり、今一二の實例を掲

げて之を證せんに、元明天皇の朝帝都は大和の奈良に奠められてより、數多の宮殿官舎重閣樓門等を建設せられ、又天武天皇の朝には、僧定慧その父藤原鎌足公を大和多武の峯に改葬して十三重の塔を起し、聖武天皇の朝には、僧道慈が支那の規模にならひて大安寺を奈良に建て、また國毎に國分寺を建て、七重の塔を設けられ、有名なる東大寺をも建てられき、その構造の大略は、堂の高、十五丈六尺、東西二十九丈、南北十七丈、其砌の高、七尺、東西の砌三十二丈七尺、南北の砌二十丈六尺、内陣の柱九十六本、其中大柱四本、徑七尺、天坪三千二百二十坪の大伽藍なりき、以上述べしが如く朝廷は固より佛寺堂塔の建築甚だ盛大にして、其規模の宏大壯嚴なるよく奈良朝の氣風を顯したりき。

次に桓武天皇の延暦十三年帝都を山城の宇多に移して平安城といふ、南北一千七百五十三丈、東西一千五百八丈、殿十七、舎五あり、牆壁を以て之れを繞らし、十二門を建つ、壯麗殊に甚し、その大略をいはんに、紫震以下五殿は南に起て北に行ぶ、春興以下六殿は東北に起て北東に行ぶ、安福以下六殿は西南に起て北西に行ぶ、昭陽以下五舎は南に起て北に行ぶ、是れを禁中の殿舎といふ、大極殿は一に支那風に擬し

日 本 本 史 歷

壯麗目を驚かす、其前に東西の兩樓あり、東にあるを青龍樓といひ、西にあるを白虎樓といふ、殿前には昌福以下の十二堂あり、之を朝堂院といふ、以上是を大内裏といふ、内裏には四方に十二門あり、諸國に分課して、一門を一國若くは二國に命じて造らしむ、宮闕殿宇の規模是に於て大に具備す、本邦建築の盛なる茲に至りて極まれりといふべし、又臣下の第宅建築も宏麗を極むるものあり、就中、陽成天皇の朝、左大臣融の宇治別業、また嵯峨の棲霞觀、六條の河原院の如き、藤原道長の京極第、法性寺の如き頗る壯麗なるものなりき。

彫刻術は、上世期中、已に木像を刻む術起りて、盛に佛像を造りき、史傳に據るに敏達天皇の朝、百濟の佛工來り、難波に於て佛像を造りし事あり、之れ本邦に於て佛像彫刻の始めなり、推古舒明の頃には佛法興立と共に造寺造佛の事、盛に行はれて、印度希臘風の佛像をも多く彫刻せられたり、今尙大和法隆寺等には當時の品を現存するもの甚だ多かりき、中世の初めより聖武孝謙の盛時に及び、彫刻術益々巧妙を極め、遂に奈良朝精華の光明を耀かすに至れり、今現存するものにては正倉院の寶器(今御物となれり)藥師寺三尊の大像、東大寺戒壇堂の四天王(金港堂發行の文雜誌

日 本 本 史 歷

第一卷九號に四天王の一なる廣目天の摸寫を掲ぐ、その肢體の整頓容姿の端嚴なる以て見るべし、三月堂の日光月光の兩菩薩、藥師寺の吉祥天女、法華寺及び法輪寺の十一面觀音の如きいづれも巧妙精美にして、奈良朝隆盛の跡を顯はすものなりといふ、されば上世の末より中世の中頃には鳥佛師、山口直大口、中連公麻呂、定慶等の如き高名なる佛匠も多く輩出せり、降りて平安京にいたりては、繪畫起りて佛像彫刻の如きは漸次衰退の様を呈したり、されど彼の空海定朝の如きはまた彫像を以て名高かりき、中世の彫刻は以上述べしが如く佛像を刻するを以て最も多しとす、其他門扉蟻股桁端等に花草を作り、机卓臺盤等の縁に花卉鳥獸を彫刻する事ありといへども、別に彫工の名見えされば、これらも多く佛師造寺匠等の作りしものなるべし、

其他木工上の進歩は橋梁舟車の製造等甚だ盛なりしを以て知るべし、文武天皇の朝に僧道昭が天下を周遊して諸津濟に船を儲け橋を造りし事、山城宇治橋も同人の所作なりといふ、孝德天皇の朝以後代々遣唐使發派の時は必らず安藝周防等に命じて數艘の船舶を製造せられし事、及び聖武天皇のとき東海東山山陰西海の

日 本 本 史 歷

日 本 本 史 歷

四道に百石以上を載すべき兵船數百艘を造り、淳仁天皇の朝には北陸山陰山陽南海諸國に命じて兵船五百艘を作り、光孝天皇の朝には高瀬舟を作り、藤原道長の如きは龍頭鷁首の飾船を造り以て園池に泛ぶ、其美麗人目を驚かせり、また唐破風を用ゐたる樓船を造り、之を加茂川宇治川等に泛へて以て水行に便す、是を唐屋形船といへり、また孝德天皇のとき輜車とて柩を載する車の製を定められ、齊明天皇の朝には僧智暍あり始めて指南車を造り、天智天皇の朝には水車を造り機械を施して鐵を治せしむ、また天長年中良峰の安世は農業の爲めに水車を造りし事あり、殊に桓武天皇の延暦遷都後は高貴の人概ね車に乗る事行はれ、檳榔毛車、また糸毛車ともいふ、唐車網代車半節車等の製造盛なりし事、また稱徳天皇の朝には三重の小塔一百万基を作られしが、高さ各四寸五分、基徑三寸五分、塔は轆轤を以て製作しその内には陀羅尼經を納む、文字は木板に彫りて摺寫するに至れり、また延暦以降に至りては檜の薄片を以て造る所謂檜物細工あり、削りて造り、刻て造り、編結して造り、撓め或は曲げて造る等種々の製作法も起れり、

紡織の業は上世中既に發達せし事を述べおきしが文武天皇の大寶令制定の時

織部司をおき工人を督して織業を奨励せられしかば其業大に進み種々の錦綾等をも織出せり、元明天皇の朝には挑文師數人をおき諸國に派遣して花章を織る方を傳授せしめられしより織業大に進歩し諸國綾錦を織出すに至れり、裁縫の業も織物と共に漸次發達せしなるべし、文武天皇の大寶令中には縫殿寮ありて御服及び賞賜品の裁縫を掌り、縫部司ありて兵士の衣服を裁縫す、また縫女部を定め京師婦女の裁縫をよくするものを採りて之に充つ、

漆器の製造も中世に至りて盛なり、孝徳天皇の朝には漆器を以て貢調に充てられ冠に漆を用ひ棺にも漆する制を定めらる、文武天皇の朝漆部司をおき漆工廿人を管して官の漆塗を掌らしむ、元明聖武の際には或は五彩の漆を用ひ金銀及び革にも漆し、或は金を撒し螺鈿を嵌め、或は抹金を以て詩繪を施す等の事ありき、殊に珍奇とすべきは詩繪の術なり、是は日本特有の美術として世界萬國の賞歎する所なり、其の原始詳ならざれども東大寺正倉院の御物に聖武天皇の銀莊の太刀あり、その鞘は抹金を以て鳥獸花卉を畫がけり、是れ蓋し本邦に於て詩繪のはじめなるべし、爾後漸次進歩せしものにて大鏡に花山院は風流者にこそおはしましけれ御

調度どもなどの清らさこそ得もいはず侍りけれ、御硯の箱に海賦、蓬萊山、手長足長などを黄金して詩繪にせられし様のめでたき云々どあり、されば帝の如きは親ら意匠を凝らして詩繪をつくられし事なるべし、その後僧育然の弟子嘉因が支那に行きしときは金銀の詩繪箱類をあまた宋主に贈りし事、宋史二百九十一日本傳に見ゆ、支那にも大に之を賞美し、泥金畫染、泥金粉染、又倭漆など、稱し人を本邦に遣はして傳授せし事、皇朝文則七修類藁四十七等に見えたり、(猶ほ詳しくは黒川眞頼氏の詩繪考に就て見るべし)

陶器の製造も中世の中頃より盛なり、文武天皇の大寶令に管陶司ありて陶工を管せしめ、また諸國陶器を製造する地は陶器を輸さしめ以て調に充てられてより、陶業大に盛なりき、而れどもその製出するところの器物未だ釉を施すに至らず、唯、舊法を守るのみなりしが、元明元正聖武天皇の頃に至て工人始めて釉を施す器物を製出す、爾後漸次進歩して平安京に至り諸國陶器を製するもの甚た多し、醍醐天皇の延喜年中、陶器を以て調とする國々を定め、大和以下十餘國とせられたり、

その他革細工、金石器等の諸工藝も盛に起りて、大寶令中には大藏省及び内藏寮

に典履ありて鞍具及び靴履を縫作し、典革ありて種々の革を染むる事を掌る、高麗百濟歸化の工人の子孫は百濟手部、狛部と稱して各その業を傳へて以て朝廷に奉仕せり、百濟手部は専ら皮革を裁縫し、狛部は革を染成す、染革とて革を染めて種々の品を製するに紫草、青草、緋草あり、黃草、烏草、蘇芳草あり、黃櫨草、紺草あり、其文革には纈草、畫草、熏草あり、錦草、引目草、細文、繩目草等あり、醍醐天皇の延喜年中、諸國より貢調する皮革は信濃、上野國よりは緋の革、伊賀、尾張等二十餘國よりは鹿皮、讃岐國よりは鹿の子の皮、伊豆よりは猪の皮を輸さしめ、牛皮は甲斐、信濃、北陸、諸國、太宰府より、羊皮は武藏より、洗革は上總、常陸等より、獨犴皮、熊皮、羴鹿皮は陸奥、出羽より、駃皮は但馬等より、輸し朝廷に於ても履、武具及び行膝鞞等の品を製造し、革工の業大に進歩せり。

金工は大寶令制定のとき兵部省に造兵司ありて刀劍儀仗等の兵器を造る、所管に鍛戸二百十七戸あり、毎年十月より翠年三月に至るまで、毎戸一丁を役して刀劍矛鏃を造らしむ、また市中にて賣買する横刀及び槍の屬は、皆作者姓名を題鑿せしむ、本邦に於て刀劍の中心に作者の姓名を記する事此に始まる、かく刀劍の製造盛

なりしかは大和に天國、天座等の名劍工いで、慶雲年中には常陸に鍛冶、佐備、大麻呂あり、鐵沙を探て劍を造り、平城天皇の朝には宇佐に神息あり、尋で伯耆に安綱、眞守あり、備前に實成、陸奥に文壽あり、皆名工にして彼の有名なる鬚切、膝丸の名刀も文壽のつくる所なり、その他、著名なる劍工も多く輩出して、刀劍類の鍛鍊法も甚だ進歩せり、此の時代は、諸工業上の進歩著しく、諸般の技術が發達せし事は、日用の器具に、諸種の騎奢品、幾んど備はらざるものなかりしを見て、推知すべし。

風俗

上古の末期より、支那に交通し、孝德天皇の時には、益、唐風を移し、古風を廢して、新に八省百官を建て、官人は、唐冠をかぶり、唐服を着て、宮門に出入し、見るもの聞くもの毎に耳目を驚かさぬは無かりき、かく見聞の新奇になるにつれ、古風は次第に遠ざかりて、風俗大に革りぬ、まづ上古は、歷朝皇居のかはりしを、元明天皇の朝、奈良に皇居を奠め、玉ひしより、遷都の沙汰もやみしかば、諸民四方より來り集ひ、壯嚴なる宮殿は、鬘をならべ、京の賑ふ様は、むかしの類ひならず、唐風は佛法と共に盛になりて、吳音、漢音又は梵語、韓語をさへ交へ用ゐるに至りき、尋て桓武天皇の朝、山城の平

安京に遷都し玉ひてより、萬事また新様の風おこりしが、遂に藤原氏の優柔閑雅なる風とはなりにき今例によりて衣食住のありさまより述べんに、食物の如きも大に増加したりと雖も、佛法隆盛の影響にて、聖武天皇以後は、供御に獸肉を止められ、六齋日とて月に六ヶ日は肉食を禁じたれば、是より肉食は大に減したり、然れども持統天皇の朝には天下に令して陸田に梨粟蕪菁を植ゑしめ元明天皇の朝には麥禾を普く植ゑしめ諸國驛路の兩側には菓樹を植ゑしめられしが如く、菜菓雜穀の類は大に増殖せしなるべし

當時常食とせしは、既にて蒸したる強飯と釜にて煮たる姫飯（またかた粥ともいふ即ち今の飯なり）あり、汁粥（汁粥）薯蕷粥あり、肉類には猪鹿兔肉をはじめ、鳥は雉を第一とし、魚は鯉を第一とす、さればその調理法及び食ひ方等にもそれ／＼故實ありて之を傳ふに至れり、その他の魚鳥とも多くは鹽漬若くは炒等にして之を用ゐ、又楚割（割）とて鹽漬の魚類を割干にしたるもあり、又煎汁（煎汁）とて魚類の煮汁あり、みせんとて甘葛（甘葛）の汁もありて調味用に用ゐたり、その調理法もいろ／＼ありて、焼きて味噌鹽等をつくるあり、粕漬鹽漬にて食するもあり、多く味噌、醬（今の醤油にあらず味噌の

和らかきが如きものなりといふ、鹽酢等にて食せり菜類には瓜茄子蘆薈蕪菁韭筍等あり、菓子類としては、どりはみとて焼米あり、米麥の粉を以て製し甘味を加へて梅桃の花形をはじめ曲り（曲）と唱ふる種々の形状のものあれども、第一の砂糖なければ、今の駄菓子といふものよりも劣りたるべし、菓實には柿栗梨棗柑子橘胡桃（胡桃）等あり、飲物類には酒醴の外に、茶といふもの起りて嵯峨天皇以後上流社會に翫味せられたり、又食物は陶製若くは淡塗の木製のものに盛り、食卓の上に於て食す、箸のみならず物によりては匙（匙）をも用ゐる事ありき、

次に衣服のありさまは、長衣寛袖なる唐服次第に行はれて、短衣細袴の古代風は、やう／＼なくなりぬ、天武天皇の朝に、天下男女の衣服に襦及び長紐をつくと否とは意に任せ、但し集會の日には、長紐ある襦衣をつけ、男は圭冠（圭冠）とて立烏帽子（立烏帽子）を冠り、括緒（括緒）とて今の奴袴の如きものを穿てどあり、されば紐及襦ある衣を以て禮服とせし事明なり、また元明天皇の朝には、衣の袖口の濶（濶）を八寸より一尺までとし、人の大小によりて作ることをとし、領の細狭なるを止めて、接作（接作）を付けしむ、是れ古代風を止めて次第に支那風に倣ひしものなるべし、禮服の制は、冠位制度の條（五十三頁より五三頁

迄の)に述べしが如く、位階の高下によりて、紫色を最上とし、緋、緑、縹、色と差別し、各深淺の別ありて八等とす、その禮服は、下に單衣、半襲、下襲を着て袴を着し、その上に位階當色の袍を着、冠を戴き、石帯及び金銀製の魚袋をおび、靴を穿つ、その最も奇異の觀あるは、下襲の裾を長く曳く事なり、これも位階によりて長短の別あれども、長きは壹丈餘もありて、その行歩するときは、從者後に從ひて之を持ちゆくなり、平服には直衣を着す、これは下に紫色の括り袴を着し、長衣、潤袖の上衣を着て、烏帽子を冠るなり、公家遊覽圖などに多く見る所なり、平民といへども、烏帽子を冠り、細袴を穿つ例なり、但し無位のもは一般に黄色の衣を着し、奴婢は皂衣を着る制なりき、女子の禮服には種々の差別あれども、五ッ衣などと稱して五色の單衣を重ね、上衣を着し、緋の袴を穿ち、上に唐衣と稱して、うすものを襲ふ、後には十二一重などと稱していろ／＼の色を十二種かさねて着る事なりき、

この後、鳥羽院の時、禮服に大變革ありき、それは以前の衣服冠帽などは、なよ／＼として稜角なく、甚だ威嚴なかりしかば、鳥羽院容儀を好み、玉ふあまりに、本意なく思召し、此時より強裝束と稱して、衣裝の肩及び左右の臂の邊、その他折目の處々は稜

角をつけて、突張らしめ、冠烏帽子も皆漆を以て塗り固め額をつけたるものを用ひたりされば、此時より後世の衣冠束帶の如き威風嚴然たるものとはなれるなり、次に家屋建築法は佛法の影響をうけて、次第に變革せり、古代は瓦葺は佛堂に限りしを以て伊勢の忌詞には佛寺をさして瓦葺とさへ稱せり、然れども齊明天皇の朝には宮中の殿舎をも瓦葺とし、文武天皇の朝には一般の官舎をもすべて瓦葺とし、聖武天皇の時には京城(即奈良)は天子の居する所、万國の朝する所なれば、壯嚴になすべしとて五位以上の者及び民間の富有者は家を瓦葺にし、赤白途となさしむ、是より大に舊觀を改めしなるべし、延暦の遷都より以後は宮殿家屋の建築もまた其の法を一變せり、當時貴人の邸宅には皆門あり、門を入れは車宿あり、此處に至りて車を降りて中門に入り、南庭を過ぎて更に北に向ひ寢殿に昇る、寢殿とは本家にして之を母屋といふ、その左右に東の對屋、西の對屋あり、此方にも亦對屋あり、寢殿と對屋との間には廊ありて以て往來す、是れ貴人普通の建造なり、然れども權勢あるものは大厦を起し、高堂を構へ、壯麗の觀を極め、巧妙の技を盡せり、源融の河原の院、醍醐觀、道原道長の京極第の如き、即ち是なり、就中道長は殊に意を建築に用ひしを

以てその創案にかゝるもの頗る多く、經營する所の規模甚だ高大なり、是より舊來の低矮なる建築を以て古代目と稱し漸く之を厭ふに至れり、その板柱等を磨くには木賊、棕の葉を用ひ種々の彩色を施せり、(榮花物語に道長の第宅建築の時數百人の男女木賊、棕の葉を以て柱を磨きし事見えたり)屋を聳くに各種の法あれども貴人の家屋は多く檜皮葺にし其の他は瓦葺草葺等なりき、

又寢殿對屋の内には一ヶ處を點し蓆を敷き更に疊を敷きて主客の座とし其の他には敷物を用ひず又貴人の座には床を用ひ其の上に各種の敷物を用ひたり、又その座側には必らず几帳といふものあり高凡そ三尺許りにして身を隠すに足る木を以て造り緋布を垂れ種々の模様をえがきたり當時婦人の他人に對する時には必らず之を隔て、談話しその形貌を他人に視せしめざるを常とす、故に兄弟といへども終身その面を視ざる事あるに至れり、當時貴人は男女ともに容飾を美にせんことを務め常に鏡を懷にせり、又婦人は頭髮の美にして長く垂るゝを以て美容とす、故に當時美人を形容するには髮身の長けにあまる事幾尺などいへり、貴人の外出する時は皆車に乗り牡牛を駕して之を引かしむ、その裝飾をなすこと位

階に従て制限ありと雖ども皆美麗なりき、

當時貴人は男女ともに皆音樂を奏し能く和歌を詠じ是を以て第一の娛樂とす、されば苟も音樂を合奏し和歌を贈答する事能はざるものは貴紳の間に交際する事を得ず、是を以て男女とも幼少より之を誓古す、當時女流にして紫式部清少納言赤染衛門和泉式部小式部の内侍伊勢の大輔の如き文章和歌に名あるものゝ多きはこの故なり男子は十四五歳に至れば元服の禮を行ひ女子は十二三歳にして裳着の式あり、婚姻は男は十五以上女は十三以上に至れば之を許す、先づ男女相識りて歌文を贈答し父母の許を得て男より聘物を贈りて婚を約し、然る後結婚の式を行ふ、二三日を経て露顯とて之を公にする式あり、又死者を葬るには多く火葬葬を用ひその葬儀追福等甚だ奢侈に流れ虚飾を事とするもの多かりき、

下篇近古史

近古史は、第八十二代後鳥羽天皇の文治二年(紀元千八百四十六年)源頼朝六十餘州の總追捕使となりて、鎌倉に幕府を開きしより起り、第二百十代孝明天皇の慶應三年(紀元二千五百廿六年)徳川氏大政返上に至るまで、凡そ六百八十二年間をいふ、頼朝はじめ武將を以て政治の大權を掌握してより以來、足利氏を経て徳川氏に至るまで皆武將を以て政治の大權を執り、朝廷は高く幕府の上にあるといへども、實は有名無實にして、天下皆武家の制裁をうく、仍てこの時代を武家執政の時代とす。

制度

初め頼朝の覇府を鎌倉に開き、天下の政權を執るに當りてや、當時戦亂の餘を受け、民庶皆王朝繁雜の制を厭ふの風ありき、是を以て頼朝の天下を御する務めて簡易輕便を尙び、専ら人心を收攬し、天下の實權を掌握するに汲々たりしかば、復た藤原氏平氏の如く、徒らに官職の尊貴を挾みてその權威を振はんとはせず、所謂その名を辭して其の實を收め、その位に居らずしてその權を執らんとす、是れ頼朝時政

等の最も得意とせし所の政略にして、亦武家政治の長所とする所なり、故にその武家の法度を制定するや、法令儀式より官職衣服の制に至るまで、専ら實用を主とし、務めて朝廷華美の風を避け、一種質實なる武家風を養成するに至れり、是れ蓋し頼朝等の尤も遠謀深慮せしところにして、亦武家政治が當時の世態人情に適應せし所以なり、爾後足利徳川の兩氏も亦専ら此遺法によりて、天下を保持する事を得たりき。

〔職制〕 鎌倉幕府の組織は甚簡短にして、上に執權連署ありて、將軍を輔佐し機務を總領す、又政所、問注所、侍所の三衙署をおき、諸政を總管し、訴訟を判斷せしめ、軍政を總管せしむ、而して侍所獨り武人を用ひ、政所、問注所は多く京師儒生の來り仕ふる者を以て之に任し、概ね世職とす、又京師に京都守護あり、九州に鎮西奉行あり、奥羽に奥州總奉行あり、而して各國皆守護地頭ありて、各その地方を治む、以上鎌倉幕府職制の大略なり、今その衙署職員を分別して之を辨明する事左の如し、

執權 將軍を輔佐し機務を惣領する事を掌る、王朝の攝關大臣の任にあたりて甚だ權勢あり、依て呼で後見職、將軍の後見、或は探題職といひ、又理非決斷所とも稱

せり、當初執權の稱あるにあらざれども、頼朝兵を起し、より北條時政機務に預り
 權柄を掌握せしを以て、治承四年以來時政を以て執權職とす、元久二年時政やむ、子
 義時之を襲ぐ、建保元年和田義盛敗死するに及び義時また侍所別當を兼ねたり、是
 より文武の權、義時の一身に歸し、承久以來は、威權愈々熾盛にして天下の事決を取
 らざる事なし、而して子孫之を世襲し、泰時(泰時)、經時(經時)、時頼(時頼)、長時(長時)、時宗(時宗)
(時頼の子)、貞時高時と九代百廿七年間、北條氏獨り執權の職に居れり、
 連署 執權を佐け政務を總領し共に公文に連署するを以て是名あり、是亦重職
 にして執權と併せ呼びて爾後見職兩探題職と稱す、元仁元年北條泰時執權となる
 に及び叔父時房を擧て連署とす、是れ連署の始にして爾來北條氏の一族にあらさ
 れば之に補せず、或は連署より墜りて執權となる事あり、時に或は此職を欠く事あ
 りといへども、大概連綿たりしが元弘三年維貞滅亡に至りて絶えたり
 政所 別當、令、案主、知家事、執事、寄人、公事、奉行人等の數職ありて、天下の政務を總
 攝し庶事を施行する所にして、猶王朝太政官の天下の太政を總ぶるが如し、壽永二
 年頼朝平氏を西海に追ひ、元暦元年義仲を近江に誅し、天下の兵權や、頼朝に歸す、

是に於て同年八月、營中に新に公文所(公文所)を建て、別當寄人等の職をおき吏務に老練な
 る者を擧て事を執らしむ、是れ幕府に衙署をおきし始なり、建久元年頼朝右近衛大
 將に任ぜらる、仍て同二年正月攝關大臣家の例に准じ、公文所を改めて政所と稱す
 爾後幕府より下す所の公文には必ず別當、令、案主、知家事等四職の別署を以てす、之
 を右大將家政所の下文(下文)と稱す、嘉祿元年評定衆十一員をおき政所、問注所の執事等
 は必ず此職を攝し以て政務を評議し庶事を進退せしむ、建長元年更に引付衆五人
 をおき評定衆を助け共に政務を執らしめ、専ら訴訟の事を沙汰せしむ、又引付頭、三
 番をおき引付衆を以て之に附屬せしむ、爾後評定、引付の兩衆執權連署を輔佐し專
 ら政務を執れり、評定衆は増して十四五人となり、引付衆も亦十人内外とす、而して
 引付衆より陞て評定衆となるを以て通例とす、正應二年已後寄合衆をおき北條氏
 の一族にて世故に老熟なるものを以て之に充て、機務を會議せしむ、蓋し北條氏の
 末より外寇の變あり、國家多事なるを以て老臣宿將を擧て、機務を議せしめたるも
 のなるべし、

別當は政所の長官にして、政務を總管し諸事を施行し、兼て財務を掌る、最初大江

廣元を擧て公文所の別當とせしより、尋て政所別當とす。當時北條時政内にありて權柄を執りたれども未だ政所別當に補せられざりしが、建仁三年實朝襲職の時に及び、政所別當に加補し廣元と共に公文に加署せり。爾後執權たるものは必ず政所別當の職を攝するを以て通例とす。然るに泰時執權の頃より已後に至りては、別當の稱は唯文書に署する時の唱なやにして全く虛名となりたりき。

令は別當を佐けて政務を掌る。建久二年、政所をたつるにあたり、王朝家令の制により別當の次に令を置き、政所執事二階堂行政を以て此職にあつ、爾後公文には必ず行政を以て令を加署せしむ。後には公文を下す時に臨み、評定衆或は奉行人の内を以て假に令の名を署せしむ。是に至りて令の職、虛名となりたりき。

案主は記録文案を掌る、別當令と共に文書に加署す、亦王朝家令の書史に相當す。建久二年藤井俊長を以て此職に補す、後菅野氏を以て案主職を世襲せしむ。

知家事は家中の雜務を掌り、亦文書に加署す、王朝家令の從にあたり、是は未だ公文所等を設けざる前よりありて、頼朝一家の事を執りしものなり。建久二年には中原光家を以て此職に補す、泰時の時に至り、清原氏をして知家事に補し之を世襲

せしむ

執事は執權連署とあなむく、政所の密議に參預し、兼て國用を辨し、經費を支給する事を掌る。建久二年藤原行政を以て之に補す、子孫之を世職とし、執事を以て評定衆を兼ねるを通例とす。

寄人よりこは政務に參預し命令を奉行し、雜事を釐正する事を掌る。元暦元年公文所を置き別當の次に寄人五人を置き行政已下五人を以て之に補す。後に公文所を改て政所となすに及び行政を擢て執事とし、親能以下四人は寄人たると故の如し。後評定衆引付衆をおくにおよび、寄人の年勞を積み典故に熟したるものを以て之に補す。

公事奉行は政所の命令を奉行する事を掌る。初め幕府草創の際、未だ分職せざりしかば吏務に熟し書算に堪へたるものをして、種々の公事を奉行せしめき。是れ此名稱の起る所由にして正しき職名にはあらず、故にその職掌亦一樣ならず。時に臨み事あるにあたりて、或は恩澤奉行となり、或は安堵奉行となり、又評定問注諸奉行ともなりて諸事を辨理す。建久二年正月藤原親能、同俊兼、三善康信、同宣衡、平盛時、中

原仲業、清原實俊等數人を公事奉行人とす、政府問注所に寄人をよき評定引付の兩衆を設くるに及び、別に奉行人をよかす、寄人評定引付の内にて臨時奉行人となりて庶事を施行せり

問注所 執事寄人等の職ありて天下の訴訟を判決する所なり、問注とは凡そ訴人あれば事理を推問してその辭を注記するによりて名付しものなり、これは元歷元年十月始めて頼朝亭の東面の廂二間をもて問注所と定め、三善康信及び藤原俊兼平盛時を以て訴訟の事を管せしむ、正治元年四月問注所を郭外に移し、建つ、初め營中にありし時、諸人群集して頗る喧擾、動もすれば無禮の所爲あり、彼の熊谷直實の狼籍等ありしを以て遂に部外に新設するに至りしなり、

執事は訴訟を聽き是非を裁決し兼て政務に參預し、寄人已下の屬員を進退する事を掌る、元歷元年三善康信(法名善信と號す)をして問注所の事を掌らしむ、建久二年に至り執事とす、承久三年康信病を以て罷む、子康俊之に代る、爾後子孫世襲して町野氏と稱す、寛元四年三善康持罪ありて其職を褫はる、仍て叔父康連之に代る、太田氏と稱す、是より町野太田の兩氏かはる、問注所執事となり評定衆或は引付衆を兼て甚だ樞要の位置を占めたり

寄人は執事を佐け訴訟を審理する事を掌る、元曆元年藤原俊兼、平盛時をして訴人の詞を注記せしむ、未だ名稱なしといへども是れ寄人の權輿なり、承元四年十二月中原仲業をして問注所寄人を兼ねしむ、爾後問注所衆と云ひ、或は問注所公人とも稱せり

侍所 別當、所司等の職ありて軍國の事を議し、非違を檢察し、罪人を拷問、罰決し兼て宿衛、扈從等の事を沙汰するところなり、凡そ諸士の宿直侍衛する所之をサブラヒドコロと稱ふ、サブラヒとは蓋し常に伺候して其の用を辨するの義なり、是は最初におきし職にて治承四年和田義盛を以て別當に補し、軍事を管せしめ、元曆元年梶原景時を所司として之に副たらしむ、建保元年義盛誅せられしより以後は、侍所別當は必ず執權の兼職となりて一人兩職を兼ねるを以ておのづから事務繁劇となり、承久元年更に小侍所をおき、北條重時を以て別當とし、宿衛、扈從、射藝等の事を分掌せしむ、是より本所専ら非常を警衛し、罪人を決罰する事を旨とせり、されど大事に至りては小侍所と共に謀議して之を執行する例なりき

別當は建保以後執權の兼職となりしかば所司の權甚た減し、後には北條氏の家宰長崎氏を以て所司を世襲せしむ爰に至りて別當と所司とは全く主従の如き懸隔をなせり然れども長崎氏は北條の家務を攝するを以て所司の威權反て前に陪し殆んど國命を執るに至れり、

京都守護は、京都及び關西諸國の諸政を總管し、兼て兵馬の事を掌る、元曆元年二月頼朝使者を京都に遣はし洛陽警固の事を議せしむ、然れども戰亂の際未だ警衛の任をおくに暇なかりしが平家滅亡するに及び義經入洛せしを以ておのづから警護の任にあたり公私之に安んず義經没落するに及び、文治元年十一月北條時政上洛して京都に守護たり、建久元年十二月頼朝六波羅の亭を以て京畿の政所と定め藤原能保(頼朝の妹夫たり)の男高能を以て六波羅の留主となし能保を守護として政務を執らしむ、能保は元緝紳家に生長し武事に堪へざるを以て時政下向の時北條時定を留めて武備の輔けとす、その他近江の佐々木美濃の大内等の一族はその京都に接近するを以て警備の事を勤めたり、承久三年六月泰時等上洛し泰時は北方に居り時房は南方に居るこれを兩六波羅と稱す、是より六波羅京畿關西の政務を總

管して甚た重職とせり北條氏にあらざるものは之に補せず蓋し承久の亂不意に起りしかば北條氏之に懲り、尙後難あらん事を恐れ、表面は警衛を名とし、實は向後の變に備へしものなり、

鎮西奉行は、九國二島の政務を總管し兼て外寇防禦の事を掌る、文治元年範頼平氏の餘黨を豊後に撃ち後暫らく留りて其の地を鎮めしが同年八月範頼東國に歸るを以て土肥實平を遣はし鎮西の事を奉行せしむ、同二年十二月天野遠景鎮西九國奉行たり、その後武藤資頼は太宰守護となり子孫之を世襲して少貳氏と稱す、太友能直、鎮西奉行となり子孫之を世職とす、建治元年北條實政九州探題となり軍政を總へ以て外寇に備ふ、弘安四年蒙古の襲來ありしより鎮西長門等に警固番をおき以て防禦を嚴にす、爾後九州探題の權甚だ重くなりて遂に鎮西奉行の職は廢するに至れり

奥州總奉行は、奥羽の諸政を總べ兼て夷民を鎮撫する事を掌る、陸奥は東極邊要の地たるを以て朝廷鎮守將軍を遣はして之を治めしめたりしが頼朝兵權を執るに及び別に之をおかず、文治五年九月葛西清重を以て奉行となす、初め清重泰衡征

討の役に従ひ勳功拔群なりしを以て伊澤磐井牡鹿已下の數郡を領せしめ兼て非違を檢し罪科を斷する事を掌らしむ、建久元年三月伊澤家景を奥州留主職として諸民の訴訟を聽斷せしむ、爾後清重と共に政務を執りしを以て兩奉行と稱し、威權亦舊に倍せり、而して兩氏の子孫之を世襲す、

守護は毎國一人をおき大番(諸國武士の鎌倉の命令を受けて)を督促し謀叛殺害人等を追捕し犯罪を決罰する事を掌る、初め朝廷騷亂の國あるときは、武事に堪たるものを選んで追捕使或は押領使として之を鎮壓せしめ或は國により此職を常置する事ありまた國司自ら押領使を兼ねたる國もありて専ら檢斷の事を掌り、頼朝兵權を執るに及び、治承四年十月安田義定を守護として遠江に遣はし、元暦元年二月梶原景時土肥實平等を遣はして播磨美作備前備中備後等の五ヶ國を守護せしむ然れども此等は未だ守護の職名となりしものにはあらずなり、文治元年十一月大江廣元の謀により奏請して諸國一般に守護地頭をおき家人を以て此職に充て追捕檢斷の事を掌らしむ、而して頼朝之を總ふるを以て呼で日本國總追捕使と稱す更に守護の職掌を定めて、大番役の催促、謀反、殺害人等を追捕檢斷する事を

日 本 本 史

専務とし兼て強竊盜及び山海賊等の事を檢せしめ、曾て他の政務に關涉せしめざりき、爲るに當時國司は多く目代(代理人のこと)等在廳して纔に事を執るのみにて甚た威權なかりしかば動もすれば守護その職權を超え政務に關涉する事多きにより寛喜三年五月令して諸國守護人たるものは、大犯三條(前の大番催)の外過分の汰沙をなす事を禁ず、鎌倉の初制は時々守護人を改補し心ずしも子孫世襲せしめざりしが後漸々世襲となり或は地頭を兼て租税を徵收し民訴を聽斷する事あり北條氏の末世に至りては威權漸々熾盛にして一國大小の事關涉せざる事なく遂に後世封建の基をなすに至れり

地頭は庄園毎に一人をおき年貢軍糧を徵收する事を掌らしめ、兼て大番役を勤仕し有事の時は守護の命令により軍役に從事する事を職とす、地頭職を設けし起原何の世に在りや詳ならず蓋し藤原氏國政を專にせし後、所在の庄園に家司或は代人を遣はして年貢の收納を掌らしめしより起りし者か、其初は地頭或は領家代、公文下司、目代等の稱ありき、地頭の稱は續古事談に唐書の殖貨志より出てたる由見えたり頼朝兵權を執るに及び亦舊稱により壽永三年山田重澄に一村地頭

日 本 本 史

職を賜ひ元暦元年五月藤原朝綱を伊賀國壬生野郷の地頭職に拜す然れ共未だ全國一般におきしにはあらず、文治元年十一月に至り廣元の謀により國衙庄園に守護地頭を補し權門勢家庄公を論ぜず兵糧米段別五升を課す茲に至りて全國中家人武士を以て充満す而して頼朝之を總ふるを以て呼で總地頭といふ承久の變に地頭の官軍に屬せしものは乃ち職を禡て有功者に授く、之を新補地頭と稱す、貞應二年六月新補地頭の得分を定め十一町別に一町を給し、一段別に五升を徵せしむ、後には地頭自ら赴任せず代官を遣はして治めしむ之を地頭代或は眼代といふ皆子孫世襲す、然るに北條氏の末より足利氏の頃に至りては或は之を子弟婦女に讓與し又は社寺に寄附すその甚しきに至りては抵當賣鬻をなすに至れり

次に足利氏の職制を述んに、初め尊氏幕府を京都におきその執事をして政務を統轄せしむ後執事を改めて管領と稱す、是れ鎌倉の執權に當れりその他評定衆引付衆及び侍所政所問注所諸奉行人等大概鎌倉の舊制に准據す、但し鎌倉管領は公方と稱し嚴然たる幕府の如くにして威權の盛なる昔日の兩六波羅の比にあらず、後終に覆沒の禍に罹れり應仁の大亂以後は足利氏大に衰へ幕府の諸職概ね有名

無實となりぬ守護の如きは全く傳襲の領主となりて少きは一國半國を領し多きは二三國乃至十餘國を有するに至る應仁以後諸將各領國に割據するに及びては此職名終に廢するに至れり、地頭の如きも率ね守護及び割據の領主の家人となりて纔に其の名稱を存するのみなりき、猶足利幕府職制の大畧を述ふれば左の如し、管領は幕政を統轄する事猶鎌倉の執權の如し、初め足利尊氏高師直を以て執事とす、執事とは當時武家の家宰の稱なり、建武三年八月尊氏征夷大將軍たるに及び職掌漸く多事なりと雖も未だ名稱を改めず、師直誅せられて仁木賴章細川清氏相繼で之に代れり、貞治元年(正平十)七月斯波義將執事たるに及び改て管領と稱す、此れ足利氏の一族にして臣屬と名稱を同くするを嫌ひしに依てなり、然れども文書猶執事若くは執權と署する事あり、貞治六年細川頼之これに代り應永五年畠山基國之に代る爾後管領は斯波細川畠山の三氏迭に任す仍て世に三管領と稱せり、應仁以後足利氏衰ふるに及びておのづから關職となり、幕府にて元服拜賀等の慶儀ある時にのみ權に此職を補し數日にして罷む、三職の家亦衰頽してより大内佐々木朝倉三好等の如き委するに政務を以てすと雖も全く管領の稱を許さざりき

猶その職を重するか故なるへし

管領代は、管領故障あるときの代理者なり、應永三十二年正月椀飯の時、管領代として畠山持國の出仕せしか如き儀式及び出軍の時など當職の欠たるか又は事故ありて會し難き時權りに子弟を以て代らしむるをいふ故に正職にはあらず、天文永祿の際に至ては古例廢れしかば六角定頼、朝倉義景の輩も此稱を襲ひし事ありき

又評定衆、引付衆等ありその職鎌倉の時にあなむく甚だ重任なり、建武三年十一月故評定衆少貳明石太田布施の諸氏及び僧是圓玄惠等に命じて十七ヶ條の式條を定むこれを建武式目といふ、爾來中原三善の諸流なる攝津、太田、町野、飯尾、布施氏及び二階堂、齋藤、波多野の諸氏の中其の任に堪たるものを以て評定衆とす、是れその世職たるを以て典故を諳練するか故なり、職掌甚だ重きを以て更に將軍の一族たる吉良、石橋、山名、一色等の諸氏に命じその班首に居らしむ、蓋し他姓の此職となるものは、必引付を経るに獨り宗族は否らず依て他姓を稱して出世評定衆と號し一等を降せり、足利氏衰へ諸職皆有名無實となるに及び天文の頃は元服等の如き

日 本 歴 史

慶儀にのみ纔に評定始の儀を行ひ攝津二階堂等世職の輩其の座に列するのみなりき

引付頭人は建武中鎌倉の制に倣ひ引付衆五番ををき頭人五名を補す職掌鎌倉にあなむ、足利氏の一族なる吉良、石橋、山名、一色、細川、畠山の諸氏を頭人に補する時は正頭と稱し、又攝津二階堂伊勢波多野佐々木の如き他姓の評定衆たるもの亦頭人に兼補する時は權頭といふ、此内に地方頭人、神宮頭人、禪律頭人の類職掌によりて區別ありき

引付衆また内談衆とも稱す、引付衆は内評定の時に參して政務を議するによりてこの名あり、又引付衆と寄人とは政所の文書を掌るにより右筆衆ともいへり、凡そ訴訟あれば先づ管領に稟す管領賦奉行に命じて檢勘せしめその受くべき者は事項を訴狀に題し之を開闔に付す、開闔之を引付頭人に告げ裁判者を定む、また引付衆は毎月頭人の第に集會して政務を論議すこれを式日内談といふ、歳首及び將軍始て職を襲ふが如き時之れを幕府に行ひて内談始といふ、奏事闔子の兩役を設く闔子とは當籤の次第によりて發議者の前後を定むるをいふ、

日 本 歴 史

政所には執事執事代、政所代、寄人、公人等の職あり、足利氏の時は別當をおかず、執事を以て長官とす、其の職掌は金穀の借貸、田圃の典賣及び賣奴の訴訟を裁判し兼て諸國の貢租、質物、酒造及び諸商賣の稅錢を管し、専ら財政を理す、初め鎌倉の例を以て二階堂氏を用ひて執事とす、康暦元年二階堂行照辭職す、伊勢貞繼を以て之に代ふ、伊勢氏は原足利氏の姻戚なり、貞繼の父盛繼、尊氏の子に名を付けしを以て假父と稱す、爾來將軍家產生の事あれば伊勢氏より命名するを定例とす、かゝる昵近の家なりしかば、貞繼以來執事の職を世襲し以て足利氏の末世に至れり、

歳首政所に於て引付衆及び寄人を集めて會議す、これを内評定始といふ、關役を設けて發議員を定る等、引付内談始の式におなじ、又毎月三次會議す、これを式日内談といふ、發議は舊職を先にし、後に衆議を參酌す、其の文書は執事獨署し、或は寄人連署する事あり、蓋し事の輕重に隨ひて區別せしむるものゝ如し、

問注所には執事寄人あり、執事には鎌倉の季年執事たりし二階堂時連を以て之に任す、後評定衆の内なる町野太田兩氏の世職とす、職掌鎌倉の時に同しく、借貸領地の諍論及び詐偽遺失等の訟を審判す、毎月會議あり、これを内評定といふ、後廢れて行はれず、

武政軌範に云く、當所者爲武家之記錄所、仍古今之記錄、細龜之證券等、被納置于此、文庫云云、是故文書紕繆、謀實論口、紛失證文等、於當所被評判之、先代始比者將軍、年中之家務已下、有其沙汰、中比以來爲政所之沙汰乎、右者諸方賦、亦爲當所被奉行、之云云と見ゆ、亦以て足利時代當職の概況を見るに足れり、

侍所には所司、所司代、開闔、寄人、小舍人等あり、初め山名時氏、今川貞世を以て所司とす、其職掌は鎌倉とおなじく、將士を進止し、幕府を警衛し、市街を巡察し、盜賊を防禦す、兼て謀叛強竊、盜人命、放火、鬪毆、傷賭博產業を毀損し、婦女を淫略する等の諸犯を檢斷せしめ、又斬絞禁獄拷訊等の事を行はしむ、足利氏の時は別當をおかず、所司を長官とす、近頃普通の歴史には長官を別當としたれども、誤なり、初めは人員も其家も定めざりしに、應永の頃よりして所司を一員と定め、赤松一色山名京極の四家更るゝ之に補せり、故に時人此四家をさして四職と稱せり、文明年中赤松政則所司たりし、後は足利氏漸く衰へ、諸將封邑に據て兵を構へしかば、復た所司を置かず、所司代は貞治中所司京極喬秀部下若宮某を以て所司代とし、應永中所司赤松茂

則部下の浦上美濃を以て所司代とせしが如く所司の家人を以て之に補す陪臣なからあつたのづから威權つよく直參の有司も其の下風にたたり、されど文明以後は所司と共に此職も亦廢絶せり、開闢の職は鎌倉の時にあなむ文安の頃より所司欠職の時は拷訊決罰等の事を行ひ、文明以後は所司廢絶したれば専ら當所の機務を行へり、寄人は罪狀を鞫問し獄詞を記録す故に上首を右筆と稱せり、小舎人は當所の下部にして世に公文と稱せり

又相伴衆、國持衆と稱するものありこは概ね歳首賀正の時に參列する資格にて別に職掌あるにはあらざるなり毎年正月日を卜して將軍家三管領及び赤松山名京極の邸に臨みて饗應を受く之を椀飯ちびだんと稱す三管領四職六角細川等其席に陪從する事を許さる之を相伴衆といふ歳首の賀正には班管領に亞ぐ永享中廿五人に至れり長祿文明の頃には五六人の五數となれり、又幕府の宗族及び勳舊の諸將守護を領して大國に據るものにして管領相伴衆に補せられざるを國持衆といふ毎歳の賀正に相伴衆の後列にあり文明の頃斯波島山等十五人あり、又准國持衆あり、外様衆あり一種資格の名稱なり、又御供衆、詰衆、番頭、衆部屋衆等あり皆將軍の

供奉飲膳近侍の役なり

地方官には鎌倉に關東管領あり九州奥羽に各探題あり諸國に守護地頭あり關東管領は初め尊氏東八ヶ國の將士を管領せんことを請ひて許され時行の亂を平げて後府治を鎌倉に開くを以て始とす尋て弟直義をして管領せしむ、後尊氏の長子義詮之に代りて管領と稱し上杉民部大轉憲顯を以て鎌倉の執事とす貞和五年義詮歸京するに及び弟基氏之に代る爾後氏滿々兼持氏を経て世々鎌倉の主帥たり此時に至り執事上杉氏常に管領の稱を用ひ主帥を公方と稱す是に於て鎌倉も嚴然たる一の幕府の如き形勢をなし評定引付衆より政所問注所侍所等の名稱に至るまで凡て室町幕府に擬するに至れり然れども侍氏亡びて後子成氏以來は只名稱を存するのみ管領も山内犬懸の二氏にわかれ應永中犬懸氏亡び山内憲政の時に至り北條氏に逼られ越後に奔り長尾景虎に依り遂に亡ぶに至る

九州探題は建武三年尊氏太宰府にあり一色範氏仁木義長を探題となすに始まる後今川貞世澁川滿頼等之れに補らる、奥州探題初め奥羽の地は北畑氏官軍の首將として將士を指揮せしを以て足利の一族たる石堂義房を遣して鎮將とし軍旅

の事は更なり民政までを掌しむ義房罷む畠山國氏吉良貞家之に代る始て奥州探題と稱す、後斯波家兼上杉憲英之に代り權勢往年に超ゆ、家兼大崎氏と改稱し子孫獨り探題の職を世々にし奥羽の政務悉く預り知れり割據の世に至り此邊の雄なり義隆の世豊臣秀吉に滅さる 羽州探題は延文元年奥州探題大崎家次子兼頼を以て出羽國を分鎮せしむ羽州探題又出羽大將とも稱せり最上郡府中山形に居る最上氏と稱す子孫探題を世襲し國內の政務を掌る義光の時に至り職名を廢せり守護は皆世職にして一國の諸政を掌る明德の頃に至ては諸將の守護を領する少きは一國或は半國多きは二三ヶ國或は十一國を領するに至る(山名時氏清の如きは是れなり)足利氏の時は守護多く留て京師に在りしかば部下の吏務に練達せしものをして代て治めしむ之を守護代といふ畠山氏の游佐に於ける斯波氏の織田に於ける赤松氏の浦上に於けるが如き守護代の世襲せしものなり此の守護代はその領地に土着し威望あるを以て足利の季世に至ては守護を放逐して自ら代りし類も少なからざりき 地頭は鎌倉の末世より率ね其職を擧げず徒らに俸祿を收めて或は之を子弟婦女に讓與し又は寺社に寄附す全く領地と云ふじものと

日 本 本 史 歷

なれり貞治二年延曆寺の僧徒神輿を動座し噉訴に及ばんとす將軍夢想に感じて近江國阿田郷の地頭職を日吉十禪師の社に同國桐京郷内得樂名の地頭職を根本中堂に寄附すと見えたるにてその領地と異なる事なきを知るべし織田豊臣の世に至ては國內の武士は總て領主の家人となりしかば地頭の名稱は旗本に祇候する一郷一村の主にのみ残り徳川氏の世までその習慣なりき

次に徳川氏の職制を述んに家康參河國に在りし時酒井氏累世家老として庶事を宰し高力本多天野の三氏は國務及び訟獄を掌り、又石川氏を旗頭とし大久保松井を遊軍とし本多榊原は旗下に在て君側を守衛す、後、番頭、物頭、目付、使番等を置く、慶長五年關ヶ原の戰訖て人心一に歸し徳川氏の業成る、是に於て京都に所司代町奉行を置き長崎伏見堺の如き樞要の地には各奉行を置く、慶長八年二月家康征夷大將軍に拜するに及び次第に幕府職員を増置す然れども職名は以前大名たりし時の稱號を用ひ敢て鎌倉室町の舊制に據らず今幕府の制を略述せんに營中に政局あり上の部屋下の部屋と稱す、上の部屋は老中の局、下の部屋は若年寄の局にして奥右筆公文を調査し、同朋頭來人を通傳す、而して將軍の覽に備ふべき公文は毎

日 本 本 史 歷

日 本 本 史

日側衆に附し或は親しく裁決し及び意見を請ふべき事あれば老中奥に入て將軍に面謁すその他奏者番留守居大目附作事奉行普請奉行の類は營中英蓉の間高家は雁の間大番頭兩番頭は菊の間新番頭小普請組支配小普請奉行目付の類は中間を詰所衛所として概ね交番す故に吏員の尊卑を知るに或は詰所を以て標とす寺社奉行勘定奉行町奉行の三奉行は官邸を以て廡衛とし各事務を執る奉行は毎日登營し芙蓉の間を詰所とす但勘定奉行の屬吏は城中なる勘定所に出仕して事務を行ふなり大獄及び管轄違ひの訟訴は三奉行及び老中大目附以下評定所に臨みて議定すすべて諸官の局衙に事務章程の如き制なく新拜命の者あれば古參の者より口授し概例格成蹟を以て事を決す故に他職の事務に至ては只其概略を知るのみにして詳細を得ず其吏に質すと雖も事實に至ては他人に語らざる習慣なりき

大老は老中の上に在て天下の大事を評定議決するものなり初めは執事或は執役といふ寛永十年九月六日始て土井大炊頭利勝を以て大老に補す爾後酒井堀田等諸氏交此職にあり徳川氏の譜代にあらざれば之に補せず且家宣より家重に至

るまで四代の間は此職を欠けり官位は從四位上中將又少將たり

日 本 本 史

老中は天下の政務を統轄する職なり譜代の俊傑にして京都所司代大坂城代若くは若年寄奏者番等を経て此職に補す然れども城主にあらざれば此職に進む事能はず文祿二年十月大久保忠隣本多正信の二人を以て始て之に補す寛永中に至ては五人あり以て定員となす毎月一員づゝ交番して公事訴訟を將軍に上申す殊に百般の事を視るを用番といふ用番の時は毎朝登營の前使者の間に出て來客に對し公務を聞く事ありこれを對客といふ營中には上の部屋を老中の曹とす公文を調査するは奥右筆組頭の任にして同朋頭をもつて公文を附與す諸觸事は大目附へ公文を附與す寛文四年三月老中の連署或は瑣事にも涉るを以て動もすれば事務の淹滞を來す自今以後重大の事件ならざる外は當番一員のみ署すべしと定む元祿十二年加判の列秋元喬朝に命じて大奥の事務及び官金出納の事を專當せしむ爾來勝手方と稱して老中の分課となれり官位は從四位下侍從をもつて例とす

溜詰衆は歴世徳川家の重臣にて殊に優遇せらるゝものを以て黒書院の溜の間

日 本 歴 史

に出仕せしむるにより此稱あり禮日の外五日に一度登營して老中に會して將軍の氣色を伺ひ政務ある時は老中と對話す殊に大事を大名に號令する時は老中の上に列座する特權あり奥州會津城主松平氏讃州高松城主松平氏江州彦根城主井伊氏等之を世襲せり又姫路の酒井氏桑名の松平氏等を加ふる事ありき官位は從四位上下侍從或は中將少將なり

若年寄は庶務を管掌し大政に參す又旗下の士一般を統轄せり其職重寄たるにより帝鑑間菊の間譜代中の其器に堪たるものにして奏者番側衆大番頭を経て此職に補す寛永十年三月廿三日始めて若年寄を置き松平信綱阿部忠秋堀田正盛三浦安次太田資宗阿部重次の六人を補す後之を定員とす用番を定めて專當する事老中の如し又勝手方あり万石以上の任たり

側用人は常に將軍に近侍し老中の上申する所及び其他の事を親しく上聞し可否を獻替す又時としては勝手方を兼掌る慶長十四年二月秋元泰朝を以て補せしを始とす寛文二年若年寄の中より二員を擢て、此職を兼ねしめし事もありき

側衆は常に將軍に侍し殿内に交番宿直す内數名を以て老中の上申する所の公

日 本 歴 史

文を讀み將軍の越決を得て公文に附箋する者とし此を御用御取次と稱して甚權勢あり其他を平御側と稱す是亦老中若年寄退出の後は營中の事を總掌するによりて顯職たり將軍の居室の次に曹司あり譜代の家流諸番頭を経たる古老を撰て之に補す承應二年九月十八日始めて四員を置き久世牧野内藤土屋の四人を補す後年増加して十四五員に至る享保元年五月より内二員をもつて用取次となす老中の所管にして從五位下に叙し職高五千石なり

高家とは武田横瀬畠山由良今川織田大友の如き名家の萬石以下なるを擧て此名稱を附し天朝への公使及び諸禮式の事を掌らしむ故に京都の縉紳よりの分家もありて万石以下たりと雖とも諸侯に耻ぢず其宿老を肝煎と稱す慶長十三年大澤基宿吉良義彌を以て始て高家に充つ爾後世襲の職となり弘化元年の頃に至ては三十員に近し四位五位の侍從に叙任せられ肝煎に至ては少將に進む職高千五百石にして肝煎は役料八百俵を給す平常一人づゝ營中に當直す又別に表高家と稱するもの十家餘あり式日に登營するのみにして職掌なし或は其中より高家に擧らるゝもあり又元祿八年十二月最上義智を以て一代高家とせし事も見えたり

雁間詰は徳川譜代の家にして禮日雁の間に候する萬石以上の中より廿五六家を以て之に充つ、禮日の外は交番登營し雁の間に候す、將軍廟參の時は必らず供奉すれども定れる職掌なし官位は四位五位或は侍從等一定なし大名の出身初步の地といふべし

奏者番は歲始五佳節朔望に諸侯以下のもの將軍に謁する時、進見者を伴ひ獻上物を披露す又諸侯參勤の時家格により上使を役す寛永九年始て五員を置く後年萬石以上の任となり増加して廿四員に至る一員つゝ當直せり又寺社奉行たるものは必らず之を兼職するを通例とす此職は譜代大名を以て先づ之に充て其器量によりて寺社奉行又若年寄とし後には京都所司代より老中に至る故に譜代大名家出身の職なり

寺社奉行は全國の寺社及び寺社領の人民を管し其訴訟を審理する事を掌るその始は金地院の僧侶にて執掌せしを寛永十二年十一月始て奉行三員を置く後四員となり月番にて事を執る帝鑑の間、雁の間譜代の中にて其器に堪たる人を奏者番に補し此職を兼ねしむ又菊の間、柳の間の家は多く大番頭に補し大坂定番伏見

日 本 本 歴 史

奉行を経て奏者番に轉じ當職を帶す萬石以上の任にして他日の重器を諳練すべき場所なりされは其邸を以て廳衙とし訴訟を聽く所とす、又家士を以て寺社役及び取次とし政務に預らしむ又大檢使小檢使ありて日毎に寺社を巡視す

留守居年寄は慶長寛永の際には大留守居といふ從四位に叙し侍從に任すその後欠職となり又留守寄年寄ありこは大奥の總務を掌り兼て士庶婦女の關塞過所の事に與り又本城羅城の武庫の出納を監し大奥所屬の諸吏及諸門衛を管す將軍出行には留て殿内を守衛するを以て此名あり軍幕、具足、武器、鐵炮、箆矢、弓、箭、鎗等の諸役を監す其詰所は大奥の口にあり、こは寛永十年二月始て四員をおく老中の所管たり後八員となる一員つゝ交番宿直す職高は五千石なりと雖ども從五位下に叙し萬石以上城主の格として待遇最も重し人別に與力十騎同心五十人を隸し上梅林坂の番所を守衛せしむ與力は世職にして御譜代組と御抱組との差別あり同心は悉く抱にして世襲す(この外の組與力同心皆之にあらず)又二の丸留守居西丸留守居等ありて二の丸西丸の守衛を掌る

大目附は即ち大監察にして百般の規則を督視し訴訟の屈枉を暢達す、老中以下

日 本 本 歴 史

日 本 本 史

施行に於て關せざる事なし、服忌令、分限帳改、宗門改、供連指物帳掛、日記掛、鐵炮改等の分課あり、其細則は万石以上へ布令し、禮日に營中を巡檢し、非違を戒め、將軍社參佛詣の時は供奉の鹵簿を令し、諸大名急養子の時判形を檢する等、非常の使を役し、又諸大名、旗本、家人等、訴訟斷獄の時は評定所へ陪席す、寛永九年十二月始て四員を置く、その後五員となる、内一員は必らず道中奉行を兼ね、老中の所管にして、從五位下に叙す、目附は大目附に隨從して、勤務大低おなじ、只其領令万石以上の領主に及ばざるのみ、御勝手、日記方、諸藝術、部屋住、御臺所、見廻り、御濱見廻り、上水道方等の分課あり、其細則は評定所に列し、規式を監し、布令に關し、火事場へ臨檢し、及び遠國御用御成^{おき}先^まき御用等を勤む、又毎年一人を長崎に遣はして、彼地の事を監せしむ、營中に當直し、桔梗の間に宿し、夜中殿内を回檢す、元和三年正月始て十員を置き、若年寄の所管とす、享保八年高千石の職となす、同十年九月勘定所監臨員を定め、勘定吏員の職務を監視せしむ、之を勝手懸の始とす、後十四五員に及べり、徒士^{かぢ}目附^{めづり}は目附の指揮に従ひ、監察及び營中制規の事を掌る、遠國へ派出し、又は將軍より直に探偵を命ぜらるゝ事あり、其始詳ならず、その他關所物奉行、宗門改、等あり

日 本 本 史

町奉行は江戸府内人民の訴訟を裁決し、刑名を定め、非違を警察し、驛傳を通ずる等、その他府内の事關り聽かざる事なし、天正十八年八月家康、江戸城に移りし時、神田政高、岸某を以て地奉行とせしを、町奉行の始とす、享保四年以來二員と定む、各月番あり、數寄屋橋門内と吳服橋門内に官邸ありて、訟獄を聞く之を南北町奉行所と稱す、最も人材の任なり、月番には毎日登營し、退出の後、獄訟を聽く、式日立合には評定所へ參ず、是は非番月と雖ども、亦同じ廿年の勤勞あれば、必らず家祿を増し、小性組番頭へ昇る、老中の所管にして、從五位下に叙す、職高は三千石なり、與力廿五騎同心、百廿人づゝを附す、訟獄を檢勘し、街頭非常の檢使及び逮捕等を掌る、本所奉行、町年寄、囚獄懸、寄場奉行等之に隸屬す

勘定奉行は諸國代官を統領し、收稅徭役金穀出納及關八州以内人民の訴訟を判する事を掌る、大任なり、寛永十九年三月始めて伊丹酒井杉浦の三員を置く、老中の所管たり、後四員となる、享保六年より公事方勝手は方の分課を定む、公事は諸國代官所の訴訟を判す、常に評定所に參務す、勝手方は租稅の收納用度の會計を掌る、共に月番あり、職高三千石なり、大手門の内に下勘定所あり、勘定衆之に參勤す、又營中

日本歴史

にも勘定部屋あり訟獄を聽く所は元勘定所なりしが天正十三年以來公事方奉行の官邸に於てする事となれり 勘定吟味役は奉行に亞ぎ金穀の出納領分知行割租税の増減金銀錢の改鑄等すべて勘定所の事務を勘査する事殆んど今の會計檢査院の如きものなり故に直に老中に言上する特權を有せり正徳二年始て杉岡彌太郎萩原源左衛門を之に任す 勘定衆藏奉行金奉行等皆勘定奉行に隸す寺社奉行町奉行勘定奉行は最も要劇の職にして人才を撰ふ之を世に三奉行といふ 作事奉行は營中表向の營繕を掌り普請奉行は府城の石垣堀普請地形繩張等の事を掌り小普請奉行は大奥の營繕を掌る之を營繕官となす又近侍官には小性小納戸中奥小性等あり皆將軍に近侍して雜務を執り飲膳官には膳奉行臺所頭あり又書物奉行奥右筆表右筆儒者學問所奉行醫師天文方神道方歌學者連歌師碁將碁繪師樂人能役者等あり

次に武官には大番頭あり徳川重代の士にして營中の警衛及び京都二條城大阪城に交代在勤す十二組ありて番頭十二人組頭各四人番衆各五十人あり各組に與力十騎同心二十人つゝ附隸す營中二の丸等の諸門を護衛し府内を巡行し非常を

日本歴史

警戒す當職は旗本中にて最も其器を撰びて補する例なりといふ

書院番は護衛を掌り將軍の駕行には前後に供奉し遠近に使す十組ありて番頭十人組頭各一人番衆各五十人あり各組に與力十騎同心廿人を附す番頭一人つゝ毎年交代して駿府に在番す其の他は營中議門を護衛するを常務とす

小性組は職掌書院番に同じ奥向に衛所ありて番衆勤番す書院番に比すれば稍將軍に接近して外邊の護衛にあらざるを以て與力同心をおかず書院番小姓組之を兩番と稱す大番頭を併せて三番頭と稱す共に番衆の弓馬の藝を檢し將軍の騎射御覽の時は其人を拔擢するなり又新番と稱するあり兩番とおなじく警衛を掌る八組にして番頭各一人組頭各一人番衆各二十人あり三番頭より遙に下格なり其の他小普請組支配あり寄合組あり鐵炮百人組あり持ち頭持筒頭先手弓組先手鐵炮組使番小十人組徒士組等ありて平常は警衛に従事す安政以後は軍艦奉行陸軍奉行勝兵奉行歩兵奉行軍事總裁等の要職をおきて軍艦の操練大小船の製造及び歩騎兵の操練等を掌る軍事總裁は松平容保を以て之に補し海陸一切の軍事を總裁せしむ蓋し當時危急の時なりしを以て新に此職をおきしなり

次に地方官にては京都に所司代あり織田氏以來連綿たり慶長年中板倉勝重を以て此職に補す此職は禁闕を守衛し官用を辨理し公卿を監し訴訟を聽斷し社寺を總掌し兼て京都町奉行及び奈良伏見の兩奉行を管す五六年毎に一度つゝ參府して將軍に謁す譜代の俊傑にして大阪城代若年寄奏者番等を経て此職に補する例なり役知一万石にして諸侯の任あり與力五拾騎同心百人を附す

大阪城代は攝津大坂城に駐在して市村の訴訟を判し警備を嚴にす兼て大坂町奉行及び堺奉行を管す其職重寄たるにより帝鑑間重代の俊傑にして若年寄奏者番を経て此職に補す元和元年豊臣氏亡びし後直に此職をおき松平忠明を以て之に補す役知一万石にして諸侯の任たり

駿府城代は駿河府中の城（今の静岡）に駐在して民政を知り警衛に備へ管内の巡檢を掌り兼て町奉行武具奉行久能山總門番を管す寛永九年遠駿甲三州の大守忠長（三代將軍家光の弟罪ありて地を除く依て十年二月始て城代をおく職祿二千石勤番三十人與力十騎同心五十人を附す）

甲府勤番支配は甲府城内に駐在し城を守護し勤番を總管す享保九年甲州の主

松平吉里を大和郡山に移す仍て同七月始て此職二員をおき老中の所管とす

長崎奉行は長崎市街を管し外國人貿易の事を掌る慶長八年始て小笠原一庵を以て奉行とす職員屢沿革あり後年二員となり隔年に江戸より交代す其他浦賀山田日光奈良堺新潟佐渡等皆奉行ありて其地を修め幕府の領地所謂天領には郡代代官ありて領内を始め租税を徵收する事を掌る概ね世職なり

| |
|-----|
| 14 |
| 226 |

致

4702

三

三

三

終